

妙高戸隠連山国立公園  
管理運営計画書

令和4年6月

環境省信越自然環境事務所

## 目 次

I. 管理運営計画作成の経緯.....	1
II. 妙高戸隠連山国立公園の概況.....	2
III. ビジョン.....	6
IV. 管理運営方針.....	9
V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項.....	13
VI. 適正な公園利用の推進に関する事項.....	20
VII. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項.....	23
VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項.....	71

### 資料編

#### <通知等>

・「自然公園区域内における森林の施業について」.....	1
・「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」.....	6
・「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」.....	8
・「妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」.....	10
・「自然公園における法面緑化指針について」.....	19
・「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」.....	21
・「国立公園における通景伐採の取扱いについて」.....	27
・「妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準」.....	28
・「妙高高原地域スキー場事業取扱要領」.....	60
・「戸隠地域スキー場事業取扱要領」.....	66
・「野尻湖畔における栈橋設置取扱基準」.....	71

#### <その他>

・妙高戸隠連山国立公園指定植物一覧表.....	72
・申請書の進達及び指令書交付について.....	78
・管理運営計画検討の経緯.....	79
・妙高戸隠連山国立公園連絡協議会規約.....	80

## I. 管理運営計画作成の経緯

妙高戸隠連山国立公園は、昭和 24 年 9 月 7 日に指定された上信越高原国立公園に、昭和 31 年 7 月 10 日に妙高・戸隠地域（以下「西部地域」という。）が編入され、その後、平成 27 年 3 月に西部地域が分離独立することで新たに誕生した国立公園である。

上信越高原国立公園西部地域に関する公園計画については、平成 14 年 8 月に第 2 次点検を行い、その後、平成 22 年 12 月に第 4 次点検、分離独立した平成 27 年 3 月に第 5 次点検を実施した。

管理計画書については、上信越高原国立公園の一部として、昭和 58 年 3 月に策定し、その後平成 3 年 3 月及び平成 17 年 4 月に改定を行った。平成 27 年 3 月に新しく分離独立し、周辺の交通網（北陸新幹線の開通等）の整備や、利用者の増加及び利用者層の変化等、本地域を取り巻く社会的状況は大きく変化した。また、「生物多様性国家戦略（2012－2020）」の策定、希少野生動植物種や特定外来生物の追加指定等の国の動き、また本国立公園における生物の生息・生育状況も変化した。平成 26 年 7 月には、管理運営計画作成要領の改訂、平成 27 年 3 月には、「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」（環境省自然環境局国立公園課）が発出され、国立公園のビジョンや管理運営方針、管理運営計画を策定していく必要性が示された。こうした理由により、これまでの「管理計画」を改め、本国立公園の「管理運営計画」を新たに策定することとした。

本計画書では、自然環境の保全と安全快適な公園利用を図るため、国立公園全体の協働型管理運営組織である「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」構成員をはじめ、地域住民も含めた多様な関係者による協働型管理運営を実践することを基本に、本地域の実状に即したきめ細やかな管理・運営の方針を定め、国立公園管理運営業務の一層の徹底と円滑化を図ることとしている。

## Ⅱ. 妙高戸隠連山国立公園の概況

### 1. 国立公園全体の特徴

妙高戸隠連山国立公園は、新潟県、長野県の県境に位置し、妙高火山群、戸隠連峰、雨飾山、その周辺の標高 2,000m 級の山岳とそれらの裾野に広がる高原及び野尻湖を含む地域である。

本国立公園は北部フォッサマグナ上に位置しており、海底に厚く堆積した新第三紀層が隆起して本地域の土台を形成している。これらの隆起した地層は、侵食を受けて削られ、火打山、雨飾山、戸隠連峰、高妻山などの非火山の山々を形成した。その後、富士火山帯の北端に含まれる飯縄山、黒姫山、妙高山、焼山などの火山が形成された。本国立公園は、このような地質的な経緯を経て、生成要因及び時期を異にした、個性的な山容を呈する山々が小面積に群集する、我が国でも傑出した山岳景観を成す地域である。加えて、これらの山麓、山間には、妙高高原、戸隠高原、飯綱高原、雨飾高原など比較的狭い面積の高原地帯が点在し、公園利用の拠点となっている。このほか、溺谷地形が発達した野尻湖を始め、多くの湖沼・湿原が点在し、湖沼景観にも富んでいる。このように、比較的小さな面積の中に、多様な山岳が密集し、点在する高原、湖沼がこれと相まって一体的な自然景観を作り出しており、我が国を代表する傑出した自然の風景地となっている。

また、本国立公園は太平洋側気候区と日本海側気候区の境目に位置し、標高差も大きく、地形的に複雑であるため、動植物相が豊かである。植物は、トガクシソウ（トガクシショウマ）やミョウコウトリカブト等、日本海側要素を有した希少な植物種の自生が見られる。特に、妙高山から雨飾山にかけて頸城山塊を中心として、高山植生や原生的な夏緑林植生が広域に残されており、質の高い自然環境を有している。なお、本国立公園に生息するライチョウ（頸城山系個体群）は、国内北限の生息群として極めて重要な動物群集を形成している。

利用面においては、各地の高原を中心に、夏季の自然探勝及び登山、冬季のスキー利用、通年の温泉利用が盛んで、都市部からアクセスの容易さもあり、多くの利用者に親しまれていることも本国立公園の特徴である。

以上より、火山性連峰やカルデラ、非火山性の孤峰、連峰といった多様な山岳地形が小面積に密集する特有の山岳景観と堰止湖である野尻湖をベースの風景形式とし、それと一体的に形成された山麓部を含む自然生態系や多くの湿原等の景観要素を有する区域やこれらの自然の中で育まれた文化や山岳信仰等が相まって創り出してきた文化景観を有する区域を包含することをもって、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として平成 27 年 3 月に上信越高原国立公園より分離独立し、新たに国立公園に指定された。

## 2. 各地域の特徴

本国立公園を、自然の成り立ちや利用等の社会的条件により、①糸魚川・小谷地域、②妙高地域、③野尻湖・黒姫地域、④戸隠・飯綱地域の4つの地域に区分し、それぞれの自然及び利用の特徴を以下に示す。

### ①糸魚川・小谷地域

糸魚川・小谷地域は、新潟県糸魚川市、長野県小谷村に位置し、雨飾山（標高 1,963m）や焼山（標高 2,400m）、金山（標高 2,245m）等の山岳や笹倉温泉や梶山新湯、小谷温泉など歴史のある湯治場を含む地域である。

雨飾山から金山にかけての南斜面は起伏に富んだ地形が広がっており、特に雨飾山は特異な岩峰で、貫入岩体の特色をよく備えている。大部分は大海川層の砂岩からなることから、地滑りの起きやすい地域である。

雨飾山を中心とする山稜部には、キバナシャクナゲ、ツガザクラ等が生育する偽高山帯植生及び残雪の多い立地に生ずる高茎草原、雪田植生等の特異な植生がみられる。これら周辺にはブナ、オオシラビソ、ダケカンバ等の自然林が良好な状態で残されている。鎌池周辺には、ブナ、ミズナラ等の自然林が残されており、清閑な環境を作り出している。

小谷温泉は、戦国時代に武田信玄の将兵が傷を癒したことから「信玄の隠し湯」といわれ、約 450 年前から湯治の湯として親しまれている。雨飾山は近年の百名山ブームと紅葉の名所であることが広まったことにより、登山者が年々増加している。雨飾高原の鎌池周辺には自然探勝歩道が整備され、写真撮影や散策に多くの人を訪れている。

### ②妙高地域

妙高地域は、妙高山、火打山、焼山、高妻山、乙妻山及びその裾野一帯の標高 430m の山麓地域から標高 2,462m までの山岳地域である。特に妙高山は、山麓部から山頂まで望見され、その容姿と一体となった改変の少ない上部の植生とが本地域の風景の核心となっている。また、通年利用される温泉地が点在し、夏季は高原における自然探勝や登山、冬季はスキー利用を中心とした地域である。

本地域のうち、概ね標高 1,500m 以下の妙高高原と呼ばれる地域は、前山や赤倉山などの妙高山の外輪山を含む妙高山の裾野を形成し、なだらかな地形となっており、ミズナラ、シラカンバを主とする二次林や採草跡地としてレンゲツツジ、タニウツギ、ノリウツギなどの灌木が主となった植生の地域となっている。赤倉温泉、池の平温泉、関温泉、燕温泉などの温泉集落やスキー場、いもり池や苗名滝などの景勝地があり、温泉利用やスキー場利用、一般行楽などの利用が中心となっている。

標高 1,500m 以上の地域は、妙高山から火打山、焼山までを含む急峻な山岳地帯であり、ブナ林や亜高山帯に属するダケカンバ林、高山帯に属するハイマツ群落、雪田植生などが広がり、利用形態もほとんど登山に限られる地域である。また、火打山及びその

周辺では希少なライチョウが生息している。

笹ヶ峰は火打山や高妻山、黒姫山に囲まれた標高 1,300m の高原であり、火打山の登山口となっている。夏季には高原の牧野景観や避暑を求めて多くの利用者が訪れ、自然探勝やキャンプ利用などの自然ふれあいの拠点となっている。

### ③野尻湖・黒姫地域

野尻湖・黒姫地域は、長野県信濃町に位置し、黒姫山及びその裾野に広がる高原、黒姫山の東側に位置する野尻湖からなる地域である。

黒姫山の山頂部には、カルデラ状の地形に火口原が広がり、セツ池及び大池と呼ばれる大小の沼があるほか、原生的な林が残されている。ハイマツ群落やオオシラビソ等の針葉樹群落、キバナシャクナゲ等の高山植物やヒカリゴケ、オサバグサが豊富に生育している。また、南麓には古池や種池といった優れた湖沼景観を有し、ミズバショウ、ヨシ等の湿原植生がみられる。

複雑な湖岸線を有する野尻湖は、その東部が溺谷地形となっているため、出入の激しい美しい湖沼景観を呈している。ナウマンゾウをはじめとした大型哺乳類の化石が多く発掘される貴重な湖である。

野尻湖では、夏は遊覧船が運航され、湖上に浮かぶ琵琶島まで移動でき、カヌー等のレイクスポーツを楽しむことができる。冬は、屋形船の中からワカサギ釣りを行うことができる。黒姫山は登山利用がなされているほか、黒姫高原には森林セラピーロードである散策路が整備され、スキー場の夏季利用も盛んであり、ピクニックや散策で訪れる人が多い。また、冬季利用としては、スキー場のほかにクロスカントリースキーコースも利用されている。

### ④戸隠・飯綱地域

戸隠・飯綱地域は、長野県長野市と飯綱町に位置し、東側には飯縄山、霊仙寺山とその麓の飯綱高原、飯綱東高原が広がり、西側には戸隠高原を挟んで戸隠連峰（高妻山、戸隠山、西岳）がそびえている。

戸隠連峰は、凝灰角礫岩の侵食岩壁が連続しており類例の少ない独特の景観を有している。飯縄山は成層火山であり、溶岩流の跡に集落や田畑が形成されている。

戸隠連峰には、トガクシソウやトガクシギク等の固有種も多く、植生や地形の多様性に応じて動物相も豊かで、ツキノワグマ、ニホンザルをはじめ多くの哺乳類が生息している。戸隠連峰の山麓には戸隠高原が広がり、西麓にはブナの原生的な林、東麓にはカラマツ、シラカンバの人工林のほか、ミズナラ、トチノキ等の広葉樹の自然林がある。また、鏡池や戸隠森林植物園には利用施設が整備され、夏は散策や野鳥観察、冬はスノーシューや歩くスキー等の利用が盛んである。また、本地域にはそれぞれ特徴のある3つのスキー場があり、公園内や公園周辺にキャンプ場が整備されていることから、一年を通じて幅広い利用者が訪れる地域である。飯縄山と霊仙寺山の南麓には大谷地湿原

が、東麓にはむれ水芭蕉園があり、ミズバショウやリュウキンカ等の湿原植生を有している。

また、戸隠高原には山岳信仰により建立された戸隠神社があり、多くの参拝利用がされている。戸隠神社により作られてきた門前町の歴史的景観は、平成 29 年度に中社地区及び宝光社地区が宿坊群としては全国初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

### Ⅲ. ビジョン

本国立公園の地域関係者から幅広く意見を集め、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会設立総会での承認により、平成 28 年 7 月 19 日に以下のとおり本国立公園のビジョンが決定された。

.....

#### **基本理念：温故知新、そして、日本一愛される国立公園へ**

妙高戸隠連山国立公園には、古来より受け継がれ、大事にされてきた自然と文化があります。これらを大切に引き継ぎ、さらに磨きをかける「温故知新」の精神により、より良い国立公園として後世につないでいきます。

また、これまでも多くの人々に愛されてきた地域ではありますが、新たな国立公園となった今、地域皆が協力してきめ細かな国立公園づくりを行うことで、そこに暮らす・暮らしていた人々は「住んでよかった」「この地に帰りたい」と、訪れる人々は「行ってみたい」「行って良かった」と思えるような、日本一愛される国立公園を目指します。

#### **■妙高戸隠連山国立公園の魅力は、「山岳信仰と人々の暮らし息づく、一目五山の風景」です。**

本国立公園の魅力は、第一に、里や高原から火山・非火山の個性的な形の山々を一望できることです。まず火山としては、8 km ごとのほぼ等間隔にポコポコと並ぶ飯縄山・黒姫山・妙高山、噴煙をあげる焼山があります。そして非火山としては、ギザギザとして急峻な戸隠連峰やなだらかな形の火打山、双耳峰の雨飾山などがあります。このように、個性的な形であるため山の名称を認識しやすい山が、コンパクトな国立公園の中にギュッと凝縮して存在しているため、五つもの山を一目で認識することができる「一目五山」の風景が公園内の至る所にあり、少し移動するだけで趣の異なる山容を楽しむことができます。また、多くの高原や、湖・池・湿原なども公園内に存在しており、里では農の営みも盛んです。そのため、「一目五山」の山並みと、森や水辺、日本らしい田園風景がセットになった風景を公園内の里や高原の至るところで目にすることができ、妙高戸隠連山国立公園らしい風景となっています。さらに、本地域は極めてはっきりとした四季を有していることから、これらの風景を、春夏秋冬それぞれの鮮やかな色で楽しむことができます。

第二に、本国立公園内の個性的な山容を持つ山々の多くが、山岳信仰の対象や地域の象徴として、地域の人々に大切にされてきたことです。ここから生じる歴史的な街並みや神社仏閣、祭りや生活習慣は、現在まで受け継がれています。また、冬の豪雪など美しくも厳しい自然と向き合ってきた当地では、工夫を凝らした暮らしぶりや、竹細工など自然資源を活用した伝統工芸の発展等、「自然と共存する知恵を持った文化」が今も息づいています。しかも、コンパクトな国立公園であるにも関わらず、こういった文化や方言なども地域によって少しずつ異なっており、文化もギュッと詰まっていると言えます。そして、厳しい自然と向き合い続けてきた当地に暮らす人々は、温かな人情を持ち合わせています。このように、大



地の営みとそれに寄り添う人々の暮らし・信仰が紡ぐ風景も、本国立公園の大きな魅力です。

第三に、多種多様な動植物の生息地となっていることも魅力の1つです。例えば、本地域の大部分が「重要野鳥生息地」に選定されており、野鳥の宝庫となっています。特に、火打山周辺に生息するライチョウは国内北限の個体群（頸城山系個体群）であり、極めて重要です。また、高山のお花畑、山地帯のブナの原生的な林、山麓の湿原や雑木林など、多様な植生が存在しています。そして、トガクシソウ（トガクシショウマ）やミョウコウトリカブトのように本地域の名前がついている植物もあり、地域の自然資源の象徴となっています。

その他、フォッサマグナ帯に位置し、世界ジオパークに認定されている「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」を含むことや、約7万年の歴史を持ちナウマンゾウ発掘で有名な野尻湖があることなど、大地の歴史ロマンや勢いを体全体で感じるといった、地形地質的な魅力もあります。

**■妙高戸隠連山国立公園の役割は、「色鮮やかな自然があり続けることと、日本一の“自然×文化”の遊学舎(まなびや)であること」です。**

国立公園は、日本の優れた自然の証、そして地域の自然の象徴的な存在です。地域の、そして日本の宝である自然を保全することにより、後世にわたって豊かな自然と四季折々の色鮮やかな風景があり続ける場であることが、本国立公園の存在する大切な役割の1つです。

もう1つの役割は、その豊かな自然が節度を持って利用され、人々に様々な体験を与えられる場であり続けることです。妙高戸隠連山国立公園には、多様な資源とはっきりとした四季があるため、「海以外の遊びや学びを、四季折々にできる」ことが特徴です。例えば、初級者から上級者まで満足できる登山、気軽な自然散策、スキーをはじめとした雪遊び、野尻湖のカヌーをはじめとするウォータースポーツ、釣り、サイクリングや高地トレーニングなど、自然を利用した各種アクティビティを楽しむことができます。これらを体験できる場所は公園内各所に点在しており、本国立公園全体が、いわば「自然遊びのテーマパーク」となっています。また、動植物の自然観察、化石発掘体験、地形地質の学習や山岳信仰に関する体験等、知的好奇心を満たす様々な学びもでき、本国立公園は「自然と文化の博物館」とも言えます。本国立公園ではこのような遊びと学びの体験を併せ、「自然×文化」の遊学舎(まなびや)」と呼ぶこととし、日本で一番、「自然と文化」の「遊びと学び」が充実した国立公園となることを目指します。

また、「癒しの場」となることも、本国立公園の大切な役割の1つです。小谷温泉や妙高高原温泉郷など歴史ある温泉が豊富であることをはじめとして、森林セラピー、地域色豊かな郷土食や温かい心を持つ人々とのふれあい、日本の原風景を思わせる心落ち着く風景などから、本国立公園は人々の心身を癒す場であります。

そして、妙高戸隠連山国立公園はコンパクトな国立公園であるため、これらを体験できる場所もギュッと凝縮していて、短期間に複数の体験をすることができます。また、北陸新幹線や高速道路から近い地域も多く、観光客のアクセスが良いとともに、近隣市街地から近い

ことで地域住民も気軽に足を運ぶことができる、地域に根ざした国立公園でもあります。

**■妙高戸隠連山国立公園の保全・利用の目標は、「先人が築き守ってきた自然と文化を、私たちが自信をもって子供たちに引き継ぐこと」です。**

妙高戸隠連山国立公園には、古来より受け継がれてきた自然と文化があります。守るべき風景や動植物、文化等が何であるのかを再認識した上で、保全します。また、守られた資源を節度を持って利用し、多くの人が自然を楽しむ場にするとともに、自然を大切にする意識を醸成する場とします。なお、単純に多くの利用者があれば良いということではなく、自然の状況や地域に応じて適正な利用者数があることを大切にします。自然や文化が守られ、その自然や文化を求めて多くの人を訪れる国立公園となることで、そこに暮らす・暮らしていた人々は「住んでよかった」「この地に帰りたい」と、訪れる人々は「行ってみたい」「行って良かった」と思えるような国立公園となり、国立公園が地域の糧となります。

これらを実践するのは、今、ここにいる私たちです。私たちが豊かな自然を守り活かし、自信をもって子供たちに引き継いでいきます。

## IV. 管理運営方針

本国立公園の地域関係者から幅広く意見を集め、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会設立総会での承認により、平成 28 年 7 月 19 日に以下のとおり本国立公園の管理運営方針が決定された。

妙高戸隠連山国立公園の共通の目標であるビジョンを実現するためには、取り組むべき施策の方向性を地域皆で共有し、同じ方向を向いて取組みを進めていくことが大切です。そこで、取り組むべき施策の方向性として①～⑨を定め、関係者皆で適切な役割分担のもと取組みます。

注)「(取組みの具体例)」は、具体的なイメージをつかむために、行政関係者や地域住民から出された意見を例として記載したものです。

### ① 北限のライチョウをはじめ、豊かな生物多様性保全の取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、多様な地形地質が存在することや豪雪地帯であること等から、北限のライチョウをはじめとして動植物相がとても豊かな地域です。この豊かな生物多様性が本国立公園内にあり続けることが、本国立公園の役割の 1 つです。

豊かな生物多様性を保全するためには、例えば、調査研究の推進、希少種の保全、外来種対策、人為によって維持される自然の保全再生、野生鳥獣対策などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 国立公園の植物相の把握、ライチョウ保護増殖事業の推進、高山植物の盗掘防止対策の実施、火打山におけるオオバコの対策、樹木の侵入が見られる湿地の保全 等

### ② 妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観保全の取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、火山・非火山の個性的な山容をもつ山岳が密集し、点在する高原や湖沼と相まって美しい自然景観となっているとともに、伝統的な街並みや農の風景など人が紡ぐ美しい風景があります。また、豊かな自然が生み出すきれいな水や空気、静穏な環境もあります。この妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観があり続けることが、本国立公園の役割の 1 つです。

妙高戸隠連山国立公園らしい風致景観を保全するためには、例えば、街並みや自然景観等良好な景観の形成及び維持管理、展望台や歩道等、風致景観を楽しむ良好な場の形成及び維持管理、自然公園法の遵守、水や大気等の環境保全などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 伝統的な街並みの保全、廃屋の存在等国立公園らしくない街並みの改善、野尻湖の栈橋のあり方の整理、展望地で眺望を妨げている樹木・柵・看板等への対応、散策路及びその周辺の適切な管理とベンチの設置、野尻湖の水質や静音の維持 等

### ③ 登山を活性化させる取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、初級者から上級者まで皆が満足できる変化に富んだ魅力的な登山ルートを有しているとともに、コンパクトな国立公園ながらも日本百名山が4座もあることから、登山は本国立公園における主要な利用形態の1つとなっています。このため、多くの利用者に安全快適に登山を楽しんでいただくことが、本国立公園の役割の1つです。

登山を活性化させるためには、例えば、適切な登山道整備の推進及び適切な維持管理、トイレや山小屋等施設に関する課題への対応、登山ガイドの人材確保やスキルアップ、新潟焼山の火山防災対策や防災教育の推進、安全登山を含めた情報発信の活性化などの取組みが必要です。なお、登山道整備や情報発信に際しては、保全と利用のバランスに配慮します。

(取組みの具体例) 登山道整備に関わる人材や費用の確保、登山道整備方針の整理、携帯トイレの普及、登山口の駐車場不足への対応、自然及び安全に精通するガイドの養成と有資格化、ガイド利用の活性化、火山防災に関する避難訓練の実施、登山マップの作成と効果的な活用、登山届提出の促進 等

### ④ 自然や文化で遊び・学ぶ体験活動を活性化させる取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、日本有数のスキー場の密集地であるほか、散策やカヌー、サイクリングなど、自然を利用した遊びの場となっています。また、動植物の自然観察、化石発掘を含めた地形地質の体験学習、山岳信仰にふれる体験など、多様な体験ができる資源を有しており、自然や文化の学びに適した場でもあります。このため、各種アクティビティやエコツーリズム等体験活動の場となることが、本国立公園の役割の1つです。

自然や文化で遊び・学ぶ体験活動を活性化させるためには、例えば、アクティビティや体験プログラムの充実、ガイドの人材確保やスキルアップ、情報発信の活性化などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 多様なメニューの整備、国立公園の魅力をより詳しく学ぶことができるプログラムへの改善、エコツーリズム推進全体構想の認定、博物館の利用促進、妙高戸隠連山学のガイドへの浸透、雪質の良さなど魅力を活かした情報発信、エコツアーの一元的な情報発信 等

### ⑤ 癒しの場となるような取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は、四季折々の日本らしい心落ち着く風景、火山の恵みを受けた多様な泉質の温泉や湯治場、歴史ある神社、おいしい農産物と郷土食、温かい心を持った地域の人々など、人々に癒しを与える多様な資源を有しています。このため、人々の心身を癒す保健休養の場となることが、本国立公園の役割の1つです。

癒しの場となるには、例えば、温泉や神社等癒される施設の利用の活性化、ヘルスツーリズムの活性化、文化や風土に根ざした食の提供、おもてなしの心の構築などの取組

みが必要です。

(取組みの具体例) 泉質の違いを発信することによる周遊利用の推進、森林セラピー基地等の広域利用の推進、ノルディックウォーキングやウェルネスウォーキングの促進、地産地消の推進、郷土料理教室の開催、地域皆でおもてなしをする心の構築 等

**⑥ 「世界に誇れる観光地」となるよう、観光地としての資質を高める取組みをすすめます。**

妙高戸隠連山国立公園は、豊かな自然と文化を求めて国内外から多くのお客様をお迎えする観光地であるため、利用者にとっての安全性や快適性が十分に確保されている必要があります。そこで、全ての利用者が安全快適に滞在することができ、観光地としての資質の高い、「世界に誇れる観光地」となることを目指します。

「世界に誇れる観光地」となるためには、例えば、観光地として必要な施設や空間の整備、ユニバーサルデザイン化の推進、二次交通の改善、利用状況に関する基礎的データの蓄積などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) サインの統一や設置方針の整理、不足する駐車場や渋滞対策の検討、ゆっくり歩き休める街づくり、外国の方が利用しやすい地域づくり、観光利用に供するバスの運行、登山者数の把握 等

**⑦ 地域ぐるみで積極的に情報発信し、「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やす取組みをすすめます。**

妙高戸隠連山国立公園が好きで、一度だけでなく何度でも訪れて下さるリピーターを増やすことが望まれます。そこで、「国立公園のブランド」と「地域としてのまとまり」を活かして地域ぐるみで積極的に国内外に情報発信することにより、「行ってみたい」「もう一度行きたい」と思う「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やすことを目指します。

「妙高戸隠連山国立公園ファン」を増やすためには、例えば、本国立公園の魅力の発掘と活用、効果的な手法を用いた情報発信、魅力的なイベントの開催などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 各自自治体における「国立公園〇〇」の活用推進、公園利用者に対するアンケートによるニーズ把握、周遊観光を促すことに留意した情報発信(ガイドブックやHPの製作)、登山であればアウトドアショップ等対象を絞った効果的な発信手法の確立、SNSを利用した情報発信、登山イベントの実施 等

**⑧ 「故郷、妙高戸隠連山国立公園」となるような取組みをすすめます。**

妙高戸隠連山国立公園が地域住民(周辺住民含む)の心の誇りや暮らしの糧になることで、「住み続けたい」「この故郷に帰ってきたい」「新たな故郷として住んでみたい」と思う地域になることが望まれます。そこで、多くの地域住民が「故郷、妙高戸隠連山国立公園」と思うようになることを目指します。

「故郷、妙高戸隠連山国立公園」と思う人を増やすためには、例えば、地域住民が妙

高戸隠連山国立公園を学ぶ機会の充実、自然環境の保全管理への参加促進、地域資源に関連した生業の維持や雇用の確保などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 妙高戸隠連山国立公園を総合的に学ぶ「妙高戸隠連山学」の創設、地域住民に対する環境学習の推進、外来種駆除等へ参加しやすい体制づくり、ガイド利用の活性化、宿泊施設の通年利用の活性化 等

### ⑨ 協働による取組みをすすめます。

妙高戸隠連山国立公園は2県6市町村にまたがり、その保全と利用の取組みには行政・民間業者・住民・学識経験者等様々な主体が関わっています。そのため、各主体の活動や考えを知り、また意見を言い易い場があることや、課題に対する迅速な対応ができる場があることが必要であり、そのため「協働」による管理運営体制を目指します。

協働の取組みを進めるためには、例えば、協議会の定期的な開催による意見の交換、官民共同事業の実施、ビジョン等の共有などの取組みが必要です。

(取組みの具体例) 定期的な協議会の開催による情報共有や意見交換、地域の方から意見を聞く場の定期的な開催、官民一体となった事業の実施、ボランティアが活躍できる体制づくり、法令の解説 等

## V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

本国立公園は、山岳や高原、湖沼等の自然性の高い景観のほか、温泉や神社仏閣等の人文景観を有していることに加え、ライチョウをはじめとした希少な動植物が分布しているなど、多様かつ豊かな風致景観・自然環境を有している。これらについては、公園の管理運営に関わる多様な地域関係者と連携して適正に保全を図るべきものであることから、以下のとおり地域毎に保全対象を抽出し、それぞれの保全方針を定める。

地域	保全対象	保全方針
全域共通	山岳景観全般	山岳景観を保全するため、その主な構成要素である地形及び植生を保護する。特に、主要展望地から望見される地形及び植生の大規模改変は原則として規制するとともに、工作物の設置にあたっては山岳景観を損なわないよう対応する。また、山岳信仰の対象となっている山においては、山中の史跡等の文化的景観についても保全する。
	湖沼・高原景観全般	山岳及び周辺植生と一体となった、湖沼・高原景観を保全する。そのため、湖沼や高原の主要展望地と、視対象である山岳の間に位置する工作物の設置にあたってはその景観を損なわないよう対応する。湖沼においては、自然形状及び水質を保全するため、人為的地形改変(湿地への踏み込みも含む)を行わず、集水域の保全に配慮し、し尿や雑排水の流入を防止する。自然遷移以外の乾燥化や土砂堆積等により良好な湖沼景観の維持が困難な場合は、適切に対応する。高原においては、森林植生や草原植生を保全するため、植生の維持管理を適切に行う。また、温泉地や歴史的街並みのある地域においては、街並み景観を国立公園にふさわしい情緒ある空間にする。
	動植物全般 (森林性ほ乳類、鳥類、高山蝶、爬虫類・両生類、高山植生、原生的な森林等)	山岳、湖沼及び高原のそれぞれに生息・生育する多様な動植物を保全する。そのため、密猟・盗掘を防止するとともに、良好な生息・生育環境を保全・再生する。 原生的な森林の伐採は避けるとともに、高山植生の保全にあたっては必要に応じて立ち入り禁止等の制札、防止柵等を設置する。 なお、外来種やシカ・イノシシ等、従来生息していなかった種の侵入については、ライチョウ・高山植物その他の希少な動植物への影響が甚大となるおそれがあることから、

			計画的な駆除等により適切に対応することとする。
笹ヶ峰	笹ヶ峰牧場、笹ヶ峰ダム	景観	なだかな起伏の放牧地の中に高木が点在する牧野景観及び牧野景観と一帯となった山岳景観を保全するため、牧野の維持管理が継続されるようにする。笹ヶ峰ダム右岸展望台及び堤体では焼山や金山方向の眺望を考慮し、自然林及び二次林の伐採をはじめ自然改変を抑止する。なお、ダム湖周辺の地すべり地形については必要な対策を講ずる。
		史跡 (上下一心の碑、千部供養塔、夢見平の製材所跡)	笹ヶ峰地区の歴史的資源であるため、周囲の地形改変は抑止する。周囲の高木については史跡の保全を優先し、必要に応じて維持管理を行う。
	ヒコサの滝	滝	水質及び水位・水量を維持するため、特に上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある自然改変を抑止する。
	宇棚の清水、きはだ清水	湧水	透明度の高い水質と周囲のブナ林の風致を保全するため、土砂の流入や水質の悪化、樹木の伐採を抑止する。
	仙人池	湖沼	天然湖沼については、人為に起因すると考えられる改変を抑止する。
	夢見平、池の峰	巨木・大木	樹勢を維持するため、樹木幹周りの無秩序な踏み荒らしがないようにする。必要に応じて立ち入り防止柵の設置や土壌の改良を検討する。
火打山	山岳景観、植生 (雪田植生、火打山のハイマツ群落)		起伏の緩やかな山容を保全するため、地形や植生に影響のある行為を抑止する。
	高層湿原と池塘群 (高谷池湿原、天狗の庭湿原、黒沢池湿原)		高層湿原や池塘群を保全し、周囲の高山植物に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。宿舎や野営場等の飲用水取水利用については、湿原域からの排水量に大きな影響を生じさせない範囲に留め、必要以上の取水は抑止する。



	火打山ライチョウ個体群		国内最小のライチョウ個体群を保全するため個体数に変動を生じさせるおそれのある人為的行為を強く規制する。ただし、個体数の維持・回復のための試験的な行為については除く。冬期のライチョウ等の生息環境を保全するため、杉野沢笹ヶ峰線道路(車道)の北側の特別地域では車馬乗入れ規制を継続する。
	高山蝶		高山蝶の生息環境を保全する。特別保護地区における高山蝶の捕獲については、学術研究のための必要最小限の捕獲以外は認めない。 特に保護すべき蝶類：クモマツマキチョウ、コヒオドシ、ベニヒカゲ及びアサマジジミ(トガクシジミ)
妙高山	山岳景観		複式火山による独特の山容を保全するため、高標高にある治山林道や源泉施設等の施設の改修にあたっては必要最小限の範囲とする。山岳信仰から生じた景観を保全するため、石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
杉野沢	苗名滝	滝	水質及び水位・水量を維持させるため、上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。
燕温泉	惣滝、称名滝及び光明滝	滝	水質及び水位・水量を維持させるため、上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。
	黄金清水	湧水	湧き水の湧出を維持するため、集水域を含めて保全する。水くみ場周辺は草刈りなど必要な維持管理を行う一方で、集水域と考えられる範囲での樹木の伐採や地形改変は行わないようにする。
関温泉	不動滝	滝	水質及び水位・水量を維持させるため、上流域において水質及び水位・水量に影響を及ぼすおそれのある行為は抑止する。
池の平	いもり池	湖沼、景観	ミズバショウをはじめとした湿性植物の維持を図るため、区域への流入水の水質及び水量を維持する。特に、外来種の新たな侵入を防止し、管理することの出来ない種については関係機関で連携し抜本的な駆除を行う。いもり池の水面に映る「逆さ妙高」の景観を保持する。

新赤倉	人文景観		山腹にたたずむ歴史ある宿舎と周辺環境とが一带となった雰囲気を保全する。大きな地形改変を伴う計画は認めず、周囲の樹木については必要な維持管理を行う。
戸隠連峰（高妻山～西岳）、戸隠高原	戸隠連峰（高妻山～西岳）	山岳景観	海底隆起から生じた凝灰角礫岩からなる荒々しい山岳景観を保全する。人の踏み付けから植生を保全する。
		山岳信仰から生じた景観（祠、岩屋等）	山岳信仰から生じた景観を保全する。石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
		植生	指定植物が生育する環境を保全する。必要に応じて外来植物の侵入を防止する措置を講ずる。
		高山蝶	高山蝶の生息環境を保全する。特別保護地区における高山蝶の捕獲については、学術研究のための必要最小限の捕獲以外は認めない。 特に保護すべき蝶類：クモマツマキチョウ、コヒオドシ、ベニヒカゲ及びアサマシジミ（トガクシジミ）
	鏡池、小鳥ヶ池	湖沼景観、水質	湖沼からの山岳景観を保全する。また、周辺の植生及び水質の保全の措置を講ずる。
	戸隠森林植物園、越水ヶ原周辺	湿原植生 鳥類	我が国屈指の野鳥の宝庫であり、森林植物園とその周辺に生息・生育する動植物を保全する。人の踏み込みから湿原植生を保全する。
		逆サ川（コガタカワシンジュガイ）	タイプロカリティー（基準標本産地）であるコガタカワシンジュガイの生息環境を保全する。土砂の流入や水質の悪化が発生しないよう措置を講ずる。
	戸隠神社社叢林、史跡等		戸隠神社奥社参道周辺の森は、神社と一体となって優れた風致を作り出しており、神域としての雰囲気を壊すことのないよう措置を講ずる。特に杉並木については、樹齢400年以上を誇る美林であり、補植等の維持管理には配意する。

	戸隠重要伝統的建造物群保存地区とその周辺の街並み		中社地区・宝光社地区は、戸隠信仰における信仰地点として成立し、近世以降に門前町として独特な集落景観を形成しており、茅葺の宿坊群を含めた集落景観を保全する。
	荒倉山	史跡	鬼女紅葉伝説にちなんだ史跡(紅葉の岩屋等)を保全する。
飯縄山、 霊仙寺山、 飯綱高原、 飯綱東高原	飯縄山、 霊仙寺山	山岳景観、 原生的な 林、サラサ ドウダン群 落	飯縄山の山岳景観、山頂周辺の原生的な林及び風衝植生を保全する。
		山岳信仰 から生じた 景観(神 殿、祠、鳥 居等)	山岳信仰から生じた景観を保全する。石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
	飯綱高原、 霊仙寺山 麓	湿原植生	埋蔵文化財包蔵地においては、極力、開発を抑止する。人の踏み込みから湿原植生を保全する。周辺施設から湿原に直接排水することを禁止する。さらに、湿原を維持するために必要な管理を行う。
黒姫山、 黒姫高原	黒姫山	山岳景観、 原生的な 林(ハイマ ツ群落、コ メツガ・オ シラビン林)	成層火山の特徴的な山岳景観及び山頂周辺部を中心とした原生的な林を保全する。高山植生、大池、七ッ池等の保全を図る。
		植生	ヒカリゴケ群落、オサバグサ群落等の希少植物が生育する植生を保全する。必要に応じて外来植物の侵入を防止する措置を講ずる。また、大ダルミ湿原、大池、七ッ池等の湿原植生を保全する。
	古池・種池	湿原植生	古池・種池周辺の湿原植生を保全する。湿原植生への人の立ち入りを防止する。
湖沼景観、 水質、鳥類		周辺植生を保全し、地形改変を行わず、湖沼景観を維持する。上流に廃水を出す施設を設置させない。また、	

			水鳥の生息環境として、周辺植生の保全に努めるとともに静穏を保持する。
		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地等を破壊する開発は抑止する。開発行為が計画されている場合には、教育委員会等関係機関と連絡を密にし、破壊されないよう留意する。
野尻湖	野尻湖	湖沼景観、水質	野尻湖から望見される山岳景観を保全する。また、周辺植生を保全し、地形改変を行わず、湖沼景観を維持する。し尿、雑排水の流入を防止し、水質の改善を図る。
		植生(ホシツリモ)	ホシツリモをはじめとした水草が生育できる環境を保全する。
		街並み景観	湖畔・湖上からの景観を保全するために、野尻湖周辺の街並み景観を保全する。
		埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地等を破壊する開発は抑止する。開発行為が計画されている場合には、教育委員会等関係機関と連絡を密にし、破壊されないよう留意する。
天狗原山、雨飾高原  雨飾山く金山、	雨飾山～金山、天狗原山	山岳景観、原生的な林(ブナ林、コメツガ・オオシラビソ林、ミヤマナラ林)、高山植生、雪田植生	貫入岩により生じた双耳峰の山岳景観、原生的な林及び偽高山帯植生及び雪田植生等の希少植物が生育する植生を保全する。人の踏み付けから植生を保全する。
		山岳信仰から生じた景観(雨飾山山頂の祠)	石仏や祭具等については現状維持を基本とし、新たな設置は抑止する。
	中の池	湖沼(フクイマメシジミ)	湖沼への土砂の流入を抑止する。必要に応じて生息環境の改善を行う。
	鎌池	湖沼景観、水質	鎌池周辺のブナ林をはじめとした森林を保全するとともに、周辺施設から廃水が直接流入しないよう配慮する。

			湖畔歩道については維持管理に努め、泥土が池へ流入しないよう必要な措置を講ずる。
--	--	--	---

## VI. 適正な公園利用の推進に関する事項

### 1. 利用の方針

本国立公園は豊富な風致景観及び自然環境資源を有しており、高原や温泉など山岳以外の資源も豊富であるため、登山者だけでなく誰でも利用しやすい公園となっている。さらに、新幹線や高速道路の存在、近隣市街地から近い好立地等により、アクセスの面からも優れている。これら豊富な資源や社会的条件を活用し、レベルに応じた登山、野尻湖のカヌーをはじめとするレイクスポーツ、多彩なスキー場や豊富な積雪を利用したスキーやスノーシュー、風景探勝や動植物観察、温泉利用や参拝等の様々な利用が、幅広い利用者層により四季を通して行われている。

しかし、資源の発掘が十分でないこと、各資源の魅力が十分に利用者に伝わっていないこと、資源が点として存在しており有機的につながっていないこと、時代に即した宿舎や野営場等が提供されていないこと等の問題が存在している。そこで、新たな資源の発掘を行うとともに各資源や各公園事業の魅力に磨きをかける取組みを実施し、エコツーリズムとして活用するとともに、資源を線でつなぎ本地域の魅力を歩いて体感するロングトレイル設置や、宿泊・休憩等の滞在時間の延長等に取り組む。歩く利用にあたっては、登山道をはじめ各散策路等において、自己責任の範囲の明確化と利用者レベルに適した安全快適な利用ができるよう、各山域に合った整備水準に配慮しつつ維持管理を行う。なお、国指定特別天然記念物かつ絶滅危惧ⅠB類のライチョウや戸隠重要伝統的建造物群保存地区等、保全上極めて重要な位置付けにある資源は保全に重点が置かれがちだが、保全意識が高まるような賢明な利用を行うことで、一層保全が促進されるような状況を目指す。これら利用に係る情報は、「妙高戸隠連山国立公園」という1つの観光圏として効果的な手法により発信し、四季を通じた利用、周遊や長期滞在を促していく。また、インバウンド利用に対する考え方も整理していく。

これら取組みにより、地域活性化に資する国立公園を目指すこととし、特に以下の取組みを推進する。

#### ○景観の活用

「風景資源の発掘及び価値付け」、「風景を楽しめる良好な視点場の確保、維持管理」、「滞在したくなる周辺景観と調和した各公園事業のデザインや機能等の改善」等に取り組むことで、「本国立公園らしい景観が保全活用され、その結果として景観が適切に保全されている状態」を目指す。

#### ○歩く利用の活性化

「ロングトレイルの設定」、「サインの統一」、「登山の活性化」、「自己責任範囲の明確化」等に取り組むことで、「本地域の魅力が利用者に伝わり、歩く利用が地域活性化に結びついている状態」を目指す。

## ○エコツアーリズムの活性化

「生物多様性の保全」や、「多様で質の高いエコツアープログラムの作成及びそれを支える質の高いガイドの体制作り」に取り組むことで、「多様で質の高いエコツアープログラムが、複業を含む多くの質の高いガイドによって実施され、本国立公園全体の着地型旅行商品として販売されている状態」を目指す。

## ○情報発信の強化

妙高戸隠連山国立公園が1つの観光圏としてまとめ国内外への情報発信に取り組むことで、「1つの観光圏として、エコツアーを中心とした長期滞在や周遊利用がなされている状態」を目指す。

## 2. 利用ルール

本国立公園の自然を守り、自己責任の範囲の明確化と利用者レベルに適した安全快適な利用ができるよう、下記のとおり利用のルールを定めて、土地所有者、施設管理者及び国立公園関係者（以下「関係者等」という。）間で共通認識を持ち、適正な利用を推進する。必要に応じて地域ごとに適したルールや自己責任の範囲等について関係者等の間で検討する。また、これらの内容については各関係者等において可能な手法での普及啓発活動を行うこととし、多言語での情報発信等を通じて海外からの利用者の理解も醸成する。

### （1）登山道・散策路（以下「登山道等」という。）の利用

- ①登山道等を歩く際は、荒廃を防ぐため道を外れて歩かないこと。
- ②ストックを使用する場合、登山道の状況によっては、先端（石突き）にキャップをつけること。
- ③動植物、鉱物は採取しないこと。
- ④登山前には靴底をきれいにして、登山道等に本来生育しない植物の種等を持ち込まないようにすること。
- ⑤山火事につながり、他の利用者の迷惑になることから、歩行中は喫煙しないこと。
- ⑥登山道等における自転車等の走行やトレイルランニングについては、自然環境保全上重要な場所では行わないこととし、実施する場合も歩行者を優先させること。
- ⑦野鳥観察、植物観察等をする際には、他の利用者の通行の妨げにならないよう配慮すること。

### （2）携帯トイレの持参

登山道等では途中にトイレがない路線が多いため、事前にトイレを済ませ、携帯トイレを必ず持参すること。

### (3) ペットの連れ込み

- ①特別保護地区及び第一種特別地域では、野生生物や利用者への影響に鑑み、歩道等の利用施設であってもペットは連れ込まないこと。
- ②その他の地域においては、利用者への迷惑（動物恐怖症や動物アレルギーの人との近接遭遇、吠える等）及び野生生物への影響を避けるため、ペットを連れ込む際は必ずリードにつなぐこと。ただし、施設内に設置されているドッグランを利用する場合はこの限りではない。

### (4) ゴミの持ち帰り

ゴミの持ち帰りを徹底すること。

### (5) 野営

野営場での野営を基本とすること。

### (6) 野生動物への接近

野生動物への餌付け及び接近は、生物多様性への悪影響及び人的被害が起こる可能性を考慮し行わないこと。



## Ⅶ. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

### 1. 許可、届出等取扱方針

#### (1) 特別地域

特別地域における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国448-1号、環自国448-2号、環自国448-3号）及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域における行為の許可基準の特例（平成27年3月27日付け環境省告示第40号）において定める許可基準の細部解釈等によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。

行為の種類	地区名等	取 扱 方 針
全行為共通	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園外でも目的が達成できる各種行為は、公園外で実施すること。</li> <li>● 公園計画に合致する利用施設は、原則として公園事業として執行すること。</li> <li>● 各種行為が行われる場合は、現地及び周囲の優れた景観並びに生物多様性の保全に十分留意すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 展望・眺望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 周囲の自然環境と調和し、公園利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業たる道路のうち公園利用者の展望の用にも供されている区間等からの展望・眺望に支障がない位置で実施すること。ただし、地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合は、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5章に掲げる保全すべき景観資源の保全をはじめ、風致景観の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とし支障木の伐採及び地形の改変を極力少なくすること。</li> </ul>

		<p>(ウ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り、公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。また、上記のいずれかによって区域内で処理することが決まり、一時的に区域内で保管が必要な場合は、植生破壊及び災害誘発等のおそれのない場所であるとともに極力公園利用者から望見されない場所を選定すること。</li> </ul> <p>(エ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>(オ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事にあたっては、既存樹木を可能な限り保存するものとするが、やむを得ず生じる支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、修景緑化すること。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月環境省自然環境局）を踏まえること。ただし、緑化に用いる地域性種苗の入手が困難である場合には、それ以外の植物を使用することについて個別に判断するものとする。</li> </ul> <p>(カ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法面処理の工法は、周辺の動植物保護及び公園利用者の安全のために最も適した方法を選択すること。</li> <li>● 工事にあたっては、地形に順応させ、極力法面が発生しないようにするとともに、特に優れた樹林等の保存に努めること。</li> <li>● やむを得ず生じた切土面及び盛土面は、風致景観への影響の軽減及び安定化を図るため、緑化等の措置を講ずること。なお、緑化を行う際は、上記「(オ) 修景緑化方法」によること。</li> <li>● 擁壁等は、自然石や木材等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとするとともに、明度の低いものとする。ただし、公園利用者から望見され</li> </ul>
--	--	--

		<p>ない箇所においては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート吹付け工やコンクリート法枠工等のコンクリート施工面が表面に出てくる工法は、施工技術上他の工法がない場合に限定し、顔料混入や表面凹凸などによりコンクリートの明度を低くすること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(キ) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5章の各地域に掲げる「特に保護すべき動植物」を中心とした希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息・生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 行為に際して極力外来種を持ち込まないように、必要な措置を講ずること。</li> <li>● 湿原及び湖沼周辺地域においては、水質を汚濁させないように必要な措置を講ずること。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(カ) 法面処理」については、周囲の地形及び地物の状況に応じ、風景になじませる工夫を施すよう配慮すること。例えば、法面形状を緩い法勾配とすること、法肩の線形を現況地形に近いものとすること、法肩にラウンディングを施すこと等の工夫が考えられる。</li> </ul>
1. 工作物	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種施設の敷地選定の際には、施設設置後に周辺の自然景観や環境が極力変化しないことを基本とすること。</li> <li>● 工作物を設置する場合には、大きな樹木や転石、河川、湿地等の当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とすること。</li> <li>● 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、施設の管理運営に支障のない範囲で、全て緑地として管理育成すること。</li> <li>● 屋外照明は安全確保上、必要最小限の数とするとともに、展望の妨げにならない位置に設置すること。また、照明機具は、周辺の自然環境に支障のないものとし、光の色彩は周辺の風致景観及び、動物の</li> </ul>

<p>(1) 建築物</p>		<p>生息に配慮したものを選定すること。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は、10分の2以上の勾配を有する切妻、入母屋、寄棟及び方形等とすること。ただし、車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための小規模な付帯建築物、特殊な用途の建築物、及び日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。</li> <li>● 屋根の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。自然材料（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とする。ただし、特殊な用途の建築物、及び日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。</li> <li>● 壁面の色彩は、白色系又は茶色系とし、材料は木材、漆喰等の自然材料又はこれに模したものを使用する。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> </ul> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外灯を設置する場合は、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。</li> <li>● 車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含すること。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物と外部意匠、色彩、材料等の調和を図る。</li> <li>● 駐車場の取付道路は、風致景観の保護上支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。</li> </ul> <p>(ウ) 後退距離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 積雪地帯であるため、建築物の水平投影外周線は、除排雪作業を考慮した上で、道路及び敷地境界線から極力離すこと。ただし、敷地面積、地形等により後退できない等の明確な理由がある場合には、除雪その他に支障のないよう留意する。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。</li> <li>● 外部意匠について、建築物の高さや屋根の向き・勾配は統一感のある街並み形成</li> </ul>
----------------	--	--

		に特に重要であることから、これらについては周辺建築物と調和をとるよう配慮すること。
飯綱西区	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例で定められている、飯綱西区地区整備計画に準じること。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
中社地区・ 宝光社地区	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例で定められた長野市戸隠伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内の建築物については、保存地区保存計画の「修理(復旧)・修景・許可基準」に準じること。</li> <li>● 保存地区外の地域の建築物については、保存地区内の風致景観と調和した建築物とするよう配慮すること。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul> (イ) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園法施行規則第11条第37項の基準の特例に適合するものとする。</li> </ul>
越水地区	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
野尻湖	<審査基準> (ア) 外部意匠・色彩・材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
関温泉、燕 温泉	<審査基準>	

		<p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	大田切川南	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上であること。</li> </ul>
	赤倉温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園法施行規則第11条第37項の基準の特例に適合するものとする。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀座通り及び温泉通りに面した建築物の新築、改築又は増築については、道路境界線と建築物の水平投影外周線との距離を極力離すこと。外壁後退箇所については、緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用する等、街並み景観の向上に資する空間となるよう努める。</li> </ul>
	池の平温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね標高 800mを上限とし、それ以上の標高においては、公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新築を認めないものとする。</li> <li>● いもり池から妙高山方面の眺望を妨げないよう高さ等の風致景観の保護上支障となる要素を抑えること。</li> </ul> <p>(イ) 排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 浄化処理を行っていない汚水及び雑排水は、いもり池及びいもり池に流入する河川に排出しないこと。</li> </ul>
	笹ヶ峰	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新築を認めないものとする。</li> </ul>
	山岳地域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公益上必要な施設及び農林漁業関連施設以外の新築を認めないものとする。</li> </ul>
(2) 道路(車道)	全域	<審査基準>

		<p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とし、法面や構造物（トンネル及び除雪帯を除く）が極力発生しないよう十分に検討された計画であること。</li> </ul> <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝の使用や法面形状の工夫等、野生動物の移動を妨げない対策、及びロードキルを防ぐ対策を講ずること。</li> <li>● 橋梁の色彩はこげ茶色系又は灰色系とし、外部意匠、欄干の色彩等については、周囲の風致景観と調和のとれたものとする。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を低くすること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> <li>● 防護柵は、原則としてガードケーブルを用いることとし、色彩はケーブル部分を除きこげ茶色系とすること。安全確保上等やむを得ない場合は、ガードレールも可とし、色彩はこげ茶色系とする。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 案内標識等の数及び規模は必要最小限とし、外部意匠、規格等の統一を図ること。</li> <li>● 道路照明は、光害予防の観点から、トンネル及びその周辺、橋梁及びその周辺、チェーン脱着所、待避所又は夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上等やむを得ない場合に限定し、必要最小限のものとする。また、その支柱等の色彩はこげ茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 落石防止柵、雪崩防止柵等の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色系又は光沢のない灰色系とすること。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(ウ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、撤去することにより</li> </ul>
--	--	--

		<p>周辺の自然環境の崩壊が進行する場合等やむを得ない理由により撤去することが困難な場合は、この限りではない。</p> <p>(エ) 盛土・掘削土</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 掘削土を谷側や周囲へ流出させないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 公園区域外から土石を持ち込む場合は、極力外来種を持ち込まないよう、必要な措置を講ずること。</li> </ul>
(3) 配電・送電・通信施設	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者から望見される既存施設については、建替えに際し、可能な限り展望に支障がない位置への設置や地下埋設等を行うこと。</li> <li>● 高さ及び本数は必要最小限とすること。</li> <li>● 電柱に設置する支線カバーの取付は、通行者に接する可能性のある場所等、危険防止のために必要な場所以外の設置は避けること。</li> </ul> <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の支柱部分は、原則としてこげ茶色とすること。ただし、背景が岩盤や空等、灰色系の方が風致景観の保護上の支障が軽減されると判断される場合は、灰色系も可とするとともに、木柱の場合は素材色も可とする。アンテナ等支柱以外の部分についても、可能な限り支柱部分の色彩と同色とすること。また、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、周囲の風致景観との調和を考慮した上で、既存工作物と調和する色彩も可とする。木材を使用する場合は素材色も可とする。</li> <li>● ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色系又は黒灰色系とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、周囲の風致景観との調和を考慮した上で、既存工作物と調和する色彩も可とする。</li> </ul> <p>(ウ) 既存工作物への付帯等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信施設は、極力建築物等の既存工作物へ付帯（添架）させること。</li> <li>● 電力線、通信線等は、極力建築物の裏面に回線を回すこと。</li> <li>● 電力施設、通信施設が近接する場合は、</li> </ul>



		極力共架又は既存支柱へ付帯（添架）させること。
	神社境内地内	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として地下埋設とする。ただし、建築物の後背地等風致景観の保護上の支障が小さい場合や規模の小さな神社などは、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート柱を設置する場合は、こげ茶色系とする。</li> </ul>
(4) 自動販売機	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存建築物への付帯とし、軒下、建築物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。また、設置する数は必要最小限とすること。</li> </ul> <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 茶色系又は建築物壁面と同一配色とすること。</li> </ul> <p>(ウ) 照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品見本のように光が照射されるようにする等、漏れ光を低減する措置を講ずること。</li> <li>● 必要以上の光量を発生しないものとする。</li> </ul>
(5) ライトアップ設備	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然物を照射対象としたライトアップは、生態系へ影響を及ぼす可能性があるとともに、自然環境の静寂な状態を損なうなど周辺の風致景観に支障を及ぼすことから、原則として認めない。</li> <li>● 工作物を対象としたライトアップは、期間や周囲の自然環境等に鑑み、総合的に判断する。</li> </ul>
(6) 栈橋	野尻湖	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用されている栈橋は、風致景観の保護上の支障及び安全面の観点から、適切な維持管理に努める。</li> <li>● 使用されていない栈橋は、所有者、関係機関等で連携し撤去に努める。</li> <li>● やむを得ず栈橋を新設する場合は、老朽</li> </ul>

		<p>化した栈橋を撤去し、周囲の栈橋の整理統合を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共栈橋は公園事業として執行するものとする。</li> <li>● 公共栈橋を除く栈橋については、関係機関と協力し指導を行うものとする。</li> <li>● 栈橋使用業者に対し、油汚染の防止等野尻湖の汚染を防止するよう指導する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高戸隠連山国立公園野尻湖畔における栈橋設置取扱基準によるほか以下の基準とする。</li> <li>● 魚類の産卵場となっている部分については、既存施設の維持補修にとどめる。</li> <li>● 栈橋の色彩は、こげ茶色系又は黒色系とすること。材料は木材、石材等の自然材料又はこれに模したものを使用する。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 施工にあたっては、野尻湖の水質を汚濁させないよう必要な措置を講ずるほか、埋蔵文化財等についても配慮すること。</li> </ul>
(7) 湖面浮遊工作物	野尻湖	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ブイ等、小規模なもの以外は認めない。ただし、植生復元施設等野尻湖の保全に資する工作物については、この限りではない。</li> </ul>
(8) 治山・治水・砂防施設	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害を回避する対象や対策を講ずる必要性を明確にすること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとするとともに、明度の低いものとする。鋼材部分については風致景観に配慮した色とする。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 周囲の自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土保全や災害防止のため公益性が高いものではあるが、主要展望地から望みされる位置への設置は極力避けるとともに、避けることができない場合は風致</li> </ul>

		<p>景観の保護に配慮された工法や意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存の樹木の保存に努めること。</li> <li>● 水生生物の生育環境に配慮し、可能な限り魚道等を設置するなどの構造及び工法とするよう努めること。</li> </ul>
(9) 護岸工	全域	<p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多自然川づくりを基本とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として自然石による石積み又は籠型の護岸工法を用いる。やむを得ず他の工法を用いる場合は、自然材料を模した表面仕上げとするとともに明度の低いものとする。また、鋼材部分については風致景観に配慮した色とする。ただし、公園利用者から望見されない場合においては、この限りではない。</li> </ul> <p>(イ) 周囲の自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質を汚濁させないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 水生生物の生息・生育環境に配慮した構造及び工法とするよう努めること。</li> </ul>
	野尻湖	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水位変動等により浸食が進んでいる箇所への湖岸保全施設の設置は、必要性及び風致景観の保護上の支障を十分に検討した上で計画する。</li> </ul>
(10) 運動施設	関山、赤倉温泉、池の平温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>以下の要件のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(ア) 既存の民宿、保養所等の宿泊の用に供する建築物と同一敷地又は隣接する敷地において行うもの。</p> <p>(イ) 民宿、保養所等の宿泊の用に供する宿泊施設が合同で当該宿泊施設の周辺の敷地において行うもの。</p> <p>(ウ) 地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うもの。</p>
	関温泉、燕温泉	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うものに限る。</li> </ul>

	大田切川南	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的には認めない。ただし、白田切川土石流災害復旧のための土捨場跡地及び地方自治体が地域住民に開放することを目的として行うものについては、この限りでない。</li> </ul>
	杉野沢	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 標高 800mを越える位置にあり、妙高山麓の眺望景観を保全するため認めないものとする。</li> </ul>
	笹ヶ峰	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 標高 900mを越える位置にあり、妙高山麓の自然景観を保全するため認めないものとする。</li> </ul>
2. 木竹の伐採	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な展望地や道路沿い等において眺望確保のために行う通景伐採、二次林の維持のために行う伐採、人工林から自然林への樹種転換のための人工林伐採等、風致景観の維持のために行う伐採は、樹木の繁茂の状況や場所の特性等に応じて、計画的に実施すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園内における森林施業は、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和 34 年 11 月 9 日付け国発第 643 号国立公園部長通知及び昭和 48 年 8 月 15 日付け環自企第 516 号環境庁自然保護局長通知）」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。</li> <li>● 通景伐採は、視点と視対象との関係性を考慮した上で必要最小限にするとともに、伐採痕が極力見えない方法とすること。</li> <li>● 人工林から自然林への樹種転換のための人工林伐採は、再生計画等を策定した上、望見されやすい場所等必要に応じて植樹と同時に行うものであること。</li> <li>● 土場、作業道及び架線は、極力公園利用者から望見されないような配置とすること。また、土砂の流出が生じないように必要な措置を講ずるとともに、盛土のための土石は工事箇所やその周辺の掘削によって生じた土石を用いる等、外来種の侵入防止及び在来種による緑化を促</li> </ul>

		すための対策を講ずること。
3. 高山植物の採取・播種	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術研究その他公益上必要な行為のために行われるもの以外は行わないこと。 (6. 学術研究共通を参照)</li> <li>● 植生回復のための行為については、科学的な検討を行った上で、計画的に実施するものであること。</li> </ul>
4. 土石の採取 (1) ボーリング	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の新築等の設計に必要な地盤調査は、その工作物の新築等に関する許可見込みについて考慮した上で、判断すること。</li> <li>● 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。</li> <li>● 地熱開発のための掘削に関しては、令和3年9月30日付け環自国発第2109301号「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」に適合するものであること。</li> </ul>
(2) その他の土石の採取	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術研究その他公益上必要な行為のために行われるもの以外は行わないこと。 (6. 学術研究共通を参照)</li> <li>● 河床や湖床を低下させることを目的として行う土石の採取は、採取した土砂により周辺植生を損傷しないよう必要な措置を講ずること。</li> </ul>
5. 広告物 (1) 歩道（登山道、園路及び探勝歩道を含む。）に係る標識類（仮設を除く）	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準」によること。よりがたい場合は、「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月（令和4年3月改定）環境省自然環境局自然環境整備課）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとする。</li> <li>● 乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</li> <li>● 維持管理に努め、老朽化したものや不要となったものは、速やかに撤去又は更新を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置、規模</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導標識は可能な限り統合し、主要道路からの分岐点等、必要と認められる場所に設置すること。</li> <li>● 案内標識は、駐車場、バス停周辺等利用者が集中する利用者の利便性が高い地点で、かつ風致景観の保護上の支障の少ない位置に設置すること。</li> <li>● 表示面積及び設置数は、目的及び効果を考慮し必要最小限とすること。</li> <li>● 展望地においては、公共性の高い公園利用に係る標識のみ認めることとし、設置にあたっては、標識類が展望の妨げとならないよう、位置や高さに十分留意すること。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地色はこげ茶色系又は黒色系とする。ただし、法令に基づくものや看板の認識性向上のために必要な場合は、この限りではない。</li> <li>● 表示に用いる文字は白色又は黒色を基調とするが、地図や記号類はこの限りではない。ただし、通常の規定以外の色の使用は必要最小限とし、明度・彩度の高い色彩の使用は極力避ける。</li> <li>● 主要材料は木材等の自然材料とすること。ただし、強度の確保等、自然材料を使用することが困難と認められる場合は、この限りではない。</li> <li>● 照明を使用する場合は必要最小限の数量にするとともに、動光、点滅を伴わない白色系（昼光色・昼白色・電球色のいずれも含む）の照明とすること。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り外国語を併記すること。</li> </ul>
(2) その他広告物	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園の風致景観の維持のため、極力設置しないものとする。</li> <li>● やむを得ず設置する場合は、乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</li> <li>● 広告物の維持管理に努め、老朽化したものや不要となったものは、速やかに撤去又は更新を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>色彩、材料等は以下のとおりとする。一時的</p>

		<p>なイベント等において設置又は掲出される広告物等についてはこの限りではないが、設置数を必要最小限にするとともに、周囲と不調和な色は使用しない等、可能な限り風致景観の保護上の支障を軽減すること。</p> <p>(ア) 位置、規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 表示面積及び設置数は、目的及び効果を考慮し必要最小限とすること。</li> <li>● 誘導看板は、主要道路からの分岐点への設置を原則とすること。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地色はこげ茶色系又は黒色系とするが、法令に基づくものや看板の認識性向上のために必要な場合は、この限りではない。</li> <li>● 表示に用いる文字は白色又は黒色を基調とするが、地図や記号類はこの限りではない。ただし、通常の規定以外の色の使用は必要最小限とし、明度・彩度の高い色彩の使用は極力避ける。</li> <li>● 主要材料は極力木材等の自然材料とすること。ただし、強度の確保等、自然材料を使用することが困難と認められる場合は、この限りではない。</li> <li>● 照明を使用する場合は必要最小限の数量にするとともに、動光、点滅を伴わない白色系（昼色光・昼白色・電球色のいずれも含む）の照明とすること。</li> </ul> <p>(ウ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 恒常的に設置するのぼりや立て看板（イーゼルを用いた掲示等、店舗情報を伝えるための小規模な看板は除く）は認めない。</li> <li>● スキー立て、ベンチ等には広告物を表示しないこと。</li> <li>● 彫刻美術品等を装飾の目的で、道路沿線、園地、広場等公園利用者の目に触れる公共の場所に設置しないこと。</li> <li>● 遭難碑、慰霊碑等は、山麓部の合同碑以外は認めない。</li> <li>● 歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために設置するものについては、当該地と密接な関係をもつ場所であって、当該地及び周辺の風致景観に違和感を与えない場所を選定すること。</li> </ul>
--	--	---

		<p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り、「妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準」に準拠すること。</li> </ul>
6. 学術研究 共通	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 採取や捕獲等の数量については、研究目的に照らして必要最小限とすること。また、採取や捕獲等した試料を必要とする他の調査研究者が現れた場合には、可能な範囲でその試料を提供する等、共同で利用すること。行為にあたっては、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行の上、調査研究中であることを示す腕章等を目立つ場所に着用すること。</li> <li>● 公園利用者の集まりやすい場所や時間における行為は極力避けること。</li> <li>● 調査結果を信越自然環境事務所長あてに報告すること。</li> <li>● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講ずること。</li> <li>● 特別保護地区における高山蝶の捕獲については、学術研究のための必要最小限の捕獲以外は認めない。</li> </ul>
7. 土地の形状変更	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の形状変更は自然の風景に大きな影響を与え、自然らしさを失わせる場合が多いため、可能な限り風致景観の保護上の支障を軽減する措置を講ずること。</li> <li>● 公園区域外から土石を持ち込む場合は、外来種を持ち込まないよう必要な措置を講ずること。</li> <li>● 河床や湖床を低下させることを目的として行う土地の形状変更は、採取した土砂により周辺植生を損傷しないよう必要な措置を講ずること。</li> </ul>



## 2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第22040111号）によるほか、下記の取扱方針（審査基準、配慮を求める事項）によるものとする。

事業の種類	地区名等	取扱方針
全事業共通	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）に沿うような施設形態・施設内容とすること（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない）。また、良好なサービスを提供すること。</li> <li>● 周囲の優れた景観及び生物多様性の保全に十分配慮すること（施設自体も周囲の風致景観や自然環境に影響を及ぼすことがないように設置すること）。</li> <li>● 自然環境や景観に配慮しながら、できる限りハード及びソフトのユニバーサルデザインへの対応を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地選定の際には、施設設置後に周辺の自然景観や環境が大幅に変化しないことを基本とすること。</li> <li>● 工作物を設置する場合には、大きな樹木や転石、河川、湿地等の当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とすること。</li> <li>● 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、施設の管理運営に支障のない範囲で、全て緑地として管理育成すること。</li> </ul> <p>(イ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園区域外に搬出すること。ただし、事業敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。また、上記のいずれかによって区域内で処理することが決まり、一時的に区域内で保管が必要な場合は、植生破壊及び災害誘発等のおそれのない場所であるとともに、極力公園利用者から望見されない場所を選定すること。</li> </ul> <p>(ウ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事にあたっては、既存樹木を可能な限り保存するものとするが、やむを得ず生じる支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、可能な限り修景緑化すること。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月環境省自然環境局）を踏まえること。</li> </ul>

		<p>(エ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>(オ) 広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各公園事業の広告物は1. 許可、届出等取扱方針の5. (1) 公園利用に係る標識類と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(カ) 自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各公園事業施設に自動販売機を設置する場合は、1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物 (4) 自動販売機と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(キ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法面処理の工法は、1. 許可、届出等取扱方針の全行為共通 (カ) 法面処理と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(ク) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の全行為共通 (キ) 自然環境の保全と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(ケ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の全行為共通 (ク) 付帯施設と同様の基準とする。</li> </ul> <p>(コ) 管理運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全快適な利用のため、施設の点検補修、清掃、草刈り等の維持管理を定期的に行う。</li> <li>● 周囲の自然環境の保全に十分配慮し、ゴミやし尿の適切な処理や騒音防止等の対策を講ずる。</li> <li>● 宿舎、休憩所、公衆便所等の利用施設から排出されるし尿、雑排水、生ゴミなどの廃棄物については、周囲の自然環境へ悪影響を与えないよう、施設管理者が適切に処理すること。</li> <li>● 特に公園利用者が集まりやすい場所や通過の多い場所においては、危険木を適切に処理する。また、必要に応じて通景伐採や、周囲の林分等の自然環境の適切な維持管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「(キ) 法面処理」については、周囲の地形及び地物の状況に応じ、風景になじませる工夫を施すよう配慮すること。例えば、法面形状を緩い法勾配とすること、法肩の線形を現況地形に近いものとする、法肩にラウンディングを施すこと等の工夫が考えられる。</li> </ul>
全事業に共通する	全域	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物 (1) 建築物、全域 (ア)</p>

建築物		<p>外部意匠・色彩・材料（イ）付帯施設（ウ）後退距離と同様の基準とする。ただし、事業及び地域ごとに別に定めがある場合はこれによるものとする。</p> <p>意匠配色が基準に適合しない建築物のうち、主要眺望地点及び施設利用者から望見されない、または風致景観に大きな影響を与えないものであって、公園利用上重要な施設についてはこの限りではない。</p> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁面後退した箇所は、除雪に支障のない範囲で緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用する等、街並み景観の向上に資する空間となるよう配慮すること。</li> <li>● 建築物の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。ただし、休憩所や案内所等、建築物を見せることが公園利用上適切なものについては、この限りではない。</li> <li>● 外部意匠について、建築物の高さや屋根の向き・勾配は統一感のある街並み形成に特に重要であることから、これらについては周辺建築物と調和をとるよう配慮すること。</li> <li>● 周囲の山岳景観等の優れた自然環境を取り込んだ景観とするため、建築物や修景緑化樹木等が展望を著しく遮らないよう、位置や高さに十分配慮する。</li> </ul>
	飯綱西区	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（1）建築物、飯綱西区と同様の基準とする。</li> </ul>
	戸隠中社区・宝光社区	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（1）建築物、戸隠中社区・宝光社区と同様の基準とする。</li> </ul>
道路（車道）	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路交通の安全を確保するとともに、公園利用に供される車道であることから、眺望や良好な森林景観を確保する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（2）道路（車道）、全域、審査基準（ア）線形・勾配（イ）付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等（ウ）廃道の取扱い（エ）盛り土・掘削土と同様の基準とする。</p> <p>（オ）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者の多い区間は、歩行者が安全に通行できるよう整備すること。</li> <li>● 路傍駐車場は、道路改良に伴い発生した旧道敷を活用する等、必要に応じて整備する。特に好展望箇所において</li> </ul>

		<p>は地形改変が最小限の範囲において、車両通行上支障のないよう積極的に整備すること。</p> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿線に景観資源となる山岳や湖沼等がある場合は、景観資源方向への視線を遮る構造物を極力設置しないこと。</li> <li>● 歩道の整備方法の検討にあたっては、歩道の新設や拡幅のほか、車両がスピードを出しにくくする舗装や線形への変更、公共駐車場等の整備による交通量の削減、一方通行化や迂回路の設置等、場所の特性に応じて十分に検討すること。</li> </ul>
	関山燕線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地帯の勾配のある道路であるため、除雪や公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> <li>● 妙高山の眺望を妨げないように、付帯施設等の設置に配慮する。</li> <li>● 雪崩防止やトンネル内の照明など、安全に配慮したものとする。</li> </ul>
	北赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地帯の道路であるため、除雪や公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> <li>● 妙高山の眺望を妨げないように、付帯施設等の設置には配慮する。</li> <li>● 赤倉温泉周辺は公園利用者の多い地域であることから、屈曲部分の線形改良や必要幅員確保等により公園利用者の安全に配慮する。</li> </ul>
	関赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の安全と大田切川の風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>関温泉方面から望見される区間は、大田切川の田切地形の風致景観保護のため、特に法面処理については緑化等の風致景観の維持に配慮したものとする。</p>
	燕赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関温泉及び燕温泉周辺は、公園利用者の安全と大田切川の風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> <li>● 赤倉温泉周辺は勾配もあり曲線部も多い道路であるため、公園利用者の安全に配慮した道路整備とする。</li> </ul>
	赤倉池の平線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地帯の道路であるため、除雪や公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</li> </ul>
	杉野沢笹ヶ峰線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の安全と風致景観の維持に配慮した道路整備とする。特に、杉野沢周辺は急カーブの多い路線であり、安全対策に留意する。</li> <li>● 笹ヶ峰牧場など沿線の利用拠点には、路側駐車帯や案内標識等の設置を検討する。</li> <li>● 道路外への車両侵入による植生の破壊及び荒廃の防止のため、土地管理者又は道路管理者による進入防止柵や車止めの設置をする。</li> </ul>
	笹ヶ峰小谷線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 未改良区間の多い山岳森林地帯であるため、風致景観の維持と公園利用者の安全性を考慮した整備を図る。</li> </ul>
	戸隠高原線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて入口標識等を整備する。</li> <li>● 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</li> </ul>
	戸隠越水線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠連峰の眺望に配慮した道路整備とする。</li> </ul>
	鏡池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の拡幅は極力行わず、線形の維持に努める。</li> </ul>
	戸隠線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて入口標識等を整備する。</li> <li>● 歩行利用者の多い区間については、風致景観及び自然環境の保全上支障を与えない範囲内において歩道の併設を検討する。</li> </ul>
	小谷温泉湯峠線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて鎌池及び湯峠には駐車場を付帯させる。</li> </ul>
	野尻湖周廻線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じて駐車場、展望施設等を付帯させる。</li> <li>● 自転車や歩行者の安全に配慮した整備を行う。</li> </ul>
道路（歩道）	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用を促進するための基幹的な施設であることに配慮し、登山道、自然探勝歩道、長距離自然歩道等の歩道の種類や公園利用者層、周辺の自然環境等に応じた、適切な水準の整備を行う。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然探勝歩道にあつては、単に最短距離で目的地に至るものでなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習する路線選定とするとともに、公園利用者の安全に配慮した整備を行う。</li> <li>● 荒廃区間及び未整備区間の改良整備に際しては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。特に高山植物の保護及び公園利用者の安全に配慮した整備に留意する。また、管理体制を明確にする。</li> <li>● 標識等は、登山や自然学習等の歩道の目的に沿った整備を進める。特に、登山口には登山にあつての必要事項を明示することとし、現在、複数の案内標識や注意喚起標識等が設置されている場所においては、設置者間で協力して極力統合を図るものとする。</li> <li>● 湿原部分への歩道の設置は、極力回避する。やむを得ず設置する場合は適正な路線を検討し、木道設置による湿原の環境変化が生じないように留意するとともに、待避所を設ける等踏み込み防止のための対策を講ずる。</li> <li>● 場所の特性や公園利用者層に鑑み、利用拠点のユニバーサルデザインに配慮した整備を進める。</li> <li>● 車道横断箇所や車道沿いの区間等については、歩行者の安全確保に留意する。</li> <li>● 雨水等による浸食や公園利用者の踏圧による裸地化が進まないよう、木道、立ち入り防止柵、排水溝の設置等、必要な措置を講ずる。</li> <li>● 草刈りや標識の補修等、維持管理を徹底する。</li> <li>● 高山植物の盗掘防止や歩道状況等の把握のため、関係者によるパトロールを実施する。</li> <li>● 野外に糞尿が放置されないよう、適切な対策を講ずる。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝の使用や法面形状の工夫等、野生動物の移動を妨げないように対策を講ずること。</li> <li>● 橋梁の色彩はこげ茶色系又は灰色系とし、外部意匠、欄干の色彩等については、周囲の風致景観と調和のとれたものとする。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を低くすること。</li> <li>● 防護柵は、登山道、自然探勝歩道、長距離自然歩道等の歩道の種類や公園利用者層、周辺の自然環境等に応じた、適切な水準の整備を行う。色彩は原則こげ茶色系とするが、安全確保上やむを得ない場合はこの限りではない。自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</li> <li>● 落石防止柵、雪崩防止柵等の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色系とし、網の部分をこげ茶色系又は光沢のない灰色系とすること。</li> <li>● 公園利用者の安全を確保するため、避難小屋を整備する</li> </ul>
--	--	--

		<p>場合は、「1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(1) 建築物、全域、審査基準(ア) 外部意匠・色彩・材料(イ) 付帯施設」と同様の基準とする。</p> <p>(イ) 法面処理</p> <p>法面処理は極力行わない工法を取ること。公園利用者の安全確保上やむを得ず法面処理を行う場合は、場所の特性に応じて適切な整備水準を十分に検討した上で、全事業共通(キ) 法面処理の基準に適合すること。</p>
	鋸岳雨飾山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨飾山の眺望などが優れた地点については、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。</li> <li>● 未整備区間が大半であり公園利用者も多くない区間であることから、未整備区間の改良整備に際しては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。</li> </ul>
	中部北陸自然歩道線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山岳や湖沼の眺望などが優れた利用拠点には、風致景観の維持等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。また、車道横断箇所の注意標識や車道沿い区間の歩道整備を図る。</li> </ul>
	藤巻山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 五最杉集団施設地区、妙高少年自然の家近く、子供や家族等による里山のハイキングなど自然探勝のための歩道として、一部急峻地の防護柵、利用拠点の案内標識等の整備を図る。</li> </ul>
	神奈山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山山頂の眺望などが優れた地点については、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。また、地形的に崩落が起こりやすい箇所が多いため、計画的な整備を検討する。</li> </ul>
	妙高連峰縦走線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山、火打山等の縦走登山道として公園利用者が多い。山岳登山路であり案内標識、誘導標識等を適切に配置するとともに、周辺植生の保全のため、必要性を十分に検討した上で路面保護、階段及び保護柵等の整備を図る。</li> <li>● 赤倉温泉源泉の管理道路と重複している部分については、整備及び管理にあたって関係者と調整の上実施するものとする。</li> <li>● 歩道区間内にある焼山は火山活動が活発であり、火山に関する情報を案内標識や山小屋を通じて公園利用者への周知を図る。</li> </ul>

大倉池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 未整備区間が大半であることから、計画的な整備が図られるよう検討する。</li> <li>● 燕温泉源泉の管理道路と重複している部分については、整備及び管理にあたって関係者と調整の上実施するものとする。</li> </ul>
富士見平 黒沢池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全域を参照</li> </ul>
赤倉温泉 妙高山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山麓赤倉線索道の終点である駅舎周辺では、自然探勝のための歩道として整備し、これより上部においては妙高山への登山道として、歩道周辺の植生を保全しつつ整備する。</li> </ul>
池の平赤 倉山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山の眺望などが優れた地点については、風致景観等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。</li> <li>● 未整備区間が大半であり公園利用者も多くない区間であることから、未整備区間の改良整備に際しては、沿線の自然の改変を必要最小限とする。</li> </ul>
笹ヶ峰笹 倉温泉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山や金山などの眺望などが優れた地点については、風致景観の維持等に支障のない範囲で展望の確保に配慮する。</li> <li>● 山岳登山路であり、案内標識、誘導標識等の適切な整備を図る。</li> <li>● 歩道区間内にある焼山は火山活動が活発であり、火山に関する情報を案内標識や山小屋を通じて公園利用者への周知を図る。</li> </ul>
ヒコサの 滝笹ヶ峰 線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 笹ヶ峰地区における自然探勝歩道として整備し、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
笹ヶ峰高 谷池線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山又は火打山への到達歩道として公園利用者が多いため洗掘を防止する必要がある箇所は飛び石や木道整備を積極的に図る。</li> </ul>
笹ヶ峰探 勝線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 笹ヶ峰地区における自然探勝歩道として整備し、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
戸隠線	<p>&lt;基本方針&gt;</p>



(戸隠集團施設地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠集團施設地区内を有機的に連絡し、自然及び人文の興味地点を巡ることができる歩道網の整備を図る。</li> </ul>
戸隠連峰縦走線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠山又は高妻山への到達歩道として公園利用者が多い。崩れやすい地形であるため、必要最低限の歩道の規模を確保する。</li> </ul>
戸隠牧場一不動線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠山又は高妻山への到達歩道として公園利用者が多い。公園利用者の安全を確保するため、避難小屋及び公衆便所(携帯トイレブース)等の適切な維持管理を行う。</li> <li>● 公園利用者の利用と実態を合わせるため、必要に応じて歩道の位置の見直しを行う。</li> </ul>
弥勒新道線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 急勾配の歩道であるため、必要性を十分に検討した上で、鎖や階段等の整備を図る。</li> </ul>
戸隠牧場一の鳥居線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一の鳥居苑地から飯縄神社奥宮の区間については、飯縄山への到達歩道の中で最も公園利用者が多い。歩道の複線化、拡幅、土壌の流出等を防ぎ、歩道の維持を図る。</li> <li>● 必要性を十分に検討した上で、歩道の位置の見直しを行う。</li> </ul>
戸隠牧場随神門線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠牧場と奥社参道随神門を結ぶ自然探勝歩道として、標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
戸隠奥社線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の多い自然探勝歩道であることから、戸隠神社奥社社叢林に踏圧等による負荷を与えない整備を図る。</li> </ul>
戸隠中社随神門線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠集團施設地区から鏡池、奥社参道随神門へと至る自然探勝歩道として、標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
越水瑠璃山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ぬかるみの多い登山道であるため、必要に応じて、水抜き工等を行い、歩道の整備を図る。</li> </ul>
荒倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鬼女紅葉伝説を訪ねる自然探勝歩道として整備し、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>

	小谷温泉 雨飾山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨飾山への到達登山道の中で最も公園利用者が多い。必要性、場所を十分に検討した上で、公衆便所や標識等の整備を図る。</li> </ul>
	小谷温泉 金山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登山道の複線化を防ぎ、植生の保全を図る。</li> </ul>
	大渚山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大渚山への登山道として、必要に応じて標識や休憩所等の整備を図る。</li> </ul>
	天狗原奥 西山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高連峰から奥西山への縦走登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山小 泉山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒姫高原から黒姫山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山新 道線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒姫山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒姫山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
	霊仙寺戸 隠中社線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飯縄山への登山道として、必要に応じて標識等の整備を図る。</li> </ul>
園地	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用の拠点となる重要な施設で、自然探勝、展望、休憩、野外レクリエーション、情報提供等多様な利用に供するよう、地域の利用特性に応じた整備を行うものとし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 柵や標識、四阿等の付帯施設や修景緑化樹木が眺望の妨げにならないこと。</li> <li>● 駐車場の取付道路は、風致景観の保護上支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。</li> <li>● 総合案内標識は、駐車場等利用者の利便性が高い地点に整備すること。その他の標識は目的に応じて必要な場所に整備すること。可能な限り外国語を併記する。</li> <li>● 付帯施設は、風致景観に配慮した統一感のある外部意匠</li> </ul>

		<p>とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 園地の森林や湿原等は、自然環境の保全を十分に考慮した上で、良好な自然環境を公園利用者に提供できるよう適切な維持管理を行う計画があること。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者がゆったり滞在できる園地とするため、散策路やベンチ等の確保に努めること。園地からの主要展望方向に展望・眺望の妨げとなる工作物や植栽等が設置されている場合は、関係者が協力して対策を講ずるよう努めること。</li> </ul>
	五最杉集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宿泊施設に隣接しており、公園利用者が気軽に自然散策等を楽しめる園地とする。</li> </ul>
	いもり池集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いもり池は、妙高山の眺望に優れた展望地であり、ミズバショウ、ミツガシワ、サワギキョウ等の湿原植物も多いことから、植物観察や写生等を目的とした利用も多い。このため、こうした雰囲気を損なうことない、木道、橋梁、広告物等のデザインを統一させた、計画的な再整備を図る。</li> <li>● 駐車場、休憩所、公衆便所、芝生広場等の付帯施設については、全体的なゾーニングを考慮し、適切な場所に計画的な再整備を図る。</li> </ul>
	笹ヶ峰集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野営場があるので公園利用者が気軽に楽しめる自然探勝歩道等の整備を図る。</li> <li>● 複数整備されている自然探勝路を機能的に活用するため、案内や解説などの標識類を充実させる。</li> <li>● 冬季は積雪のより閉鎖される場所なので、整備される施設は積雪等に対応したものとする。</li> </ul>
	火打山川	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山へ至る登山道に近く、焼山の眺望に優れた展望地、休憩場所として整備を図る。</li> </ul>
	関温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉保養及びスキー利用者のための園地として整備を図る。園地の一部が冬期間スキー場として利用されていることから、これを考慮した計画とする。</li> <li>● 駐車場や公衆便所等既存施設の充実や適切な維持管理を図る。</li> </ul>
	燕温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉保養及び妙高山方面への登山者のための園地とし</li> </ul>

		て整備を図る。
赤倉	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温泉利用者が気軽に自然散策や休憩できる園地として整備を図る。</li> </ul>
赤倉山南麓	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 索道施設である赤倉山南麓線の終点に立地しているため、自然散策や山岳景観の展望利用のための園地として整備を図る。</li> <li>● 赤倉山南麓に広がる湿原を中心とした園地であり、施設の整備にあたっては、湿地や動植物に悪影響のないよう十分配慮するものとする。</li> </ul>
乙見湖	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山や金山の眺望に優れた展望地として、自然散策や自然とのふれあいのための園地として整備を図る。</li> <li>● 水辺利用者を対象とした施設の整備を図るとともに、湖畔の自然環境の保全を図る。</li> </ul>
笹ヶ峰東	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山麓県民の森のドイツトウヒ林や仙人池等の自然散策や休憩のための園地として整備を図る。</li> </ul>
鏡池 小鳥ヶ池 (戸隠集団施設地区)	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠連峰の眺望に優れた展望地として、自然探勝及び水辺利用者のための園地として整備を図る。また、水生動物及び鳥類の繁殖地として重要な池であるため、これらの保護に十分留意し、水質の汚濁を防止するものとする。</li> <li>● 駐車場、広場、園路、休憩所、公衆便所、自然解説標識等一体的な整備を図る。</li> <li>● 施設からの排水については、池を汚濁することのないよう十分に注意する。</li> <li>● 歩くスキー(クロスカンリースキー)やスノーシュー等冬期利用に供するため、公衆便所等必要な施設を開放する。</li> </ul>
一の鳥居	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者の憩いの場として、自然を活かした園地を整備するものとし、現状施設の維持を基本とする。</li> <li>● レンゲツツジ等の保護を図るため、定期的の間伐、択伐を行う。</li> <li>● 修景のため樹木を植栽する場合は、当該地に生育する樹木と同種を使用する。</li> </ul>
飯縄原	<基本方針>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然探勝、休憩、展望等のための園地として整備を図る。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の整備にあたっては、湿地や動植物の調査を行い、これらに影響のないよう十分注意するものとする。</li> <li>● 湿原に侵入した木竹の伐採等環境保全のために行う伐採は、専門家等の意見を参考にし、関係者が協力して適切に実施すること。</li> </ul>
菅川 野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の探勝及び水辺利用者を対象とした施設の整備を図るとともに、湖畔の自然環境の保全を図る。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に努める。</li> <li>● 施設からの排水については、野尻湖を汚濁することのないよう十分に注意すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 菅川園地については、整備のための水面の埋立は行わないこと。</li> <li>● 現地形及び植生を活かし、自然改変を最小限にとどめること。</li> </ul>	
砂間ヶ崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然探勝、休憩、展望等のための園地として整備を図る。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に努める。</li> </ul>	
古池・種池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 古来より民間信仰の対象ともなった池であり、オシドリ等水鳥の生息地としても知られている池であることから、周辺自然と一体化した自然観察のための園地として整備を図る。</li> <li>● 種池については、埋蔵文化財についても十分配慮するものとする。</li> <li>● 整備にあたっては、動植物等の調査を十分に行い、これらの繁殖を阻害しないよう注意するとともに、水利権者、土地所有者との調整を行う。</li> <li>● 施設からの排水については、池を汚濁することのないよう十分に注意する。</li> </ul>	
霊仙寺	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ミズバショウやリュウキンカ等の湿原植物の観察等自然探勝利用のための園地として整備を図る。</li> <li>● 湿原に侵入した木竹の伐採等環境保全のために行う伐採は、専門家等の意見を参考にし、関係者が協力して適切に実施すること。</li> </ul>	
鎌池（小谷温泉集団施設地区）	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鎌池周辺の自然探勝等の拠点として整備を図る。</li> <li>● 鎌池の水質保全に努める。</li> </ul>	

	小谷温泉 (小谷温泉 集团施 設地区)	<基本方針> ● 自然観察のための歩道、休憩所、ベンチ及び樹名板、解説板等の整備を図る。
--	------------------------------	---

宿舎	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園の滞在拠点として自然とのふれあいや自然の中での休養といった機能を十分発揮できるような整備を行う。</li> <li>● 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和し、地域資源を活用した情報発信や自然探勝の情報提供を行うことができる魅力ある宿舎の整備を指導する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該施設が、主要展望地からの眺望の著しい妨げのないこと。</li> <li>● 宿舎事業の付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領」（昭和57年5月7日付け環自保第138号環境庁自然保護局保護管理課課長通知、平成7年4月25日付け環自国第153号改正）に従うこと。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● おもてなしの雰囲気を感じられる宿舎とするため、入口部分を良好なしつらいとするよう努めること。</li> </ul>
	五最杉集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然教育、自然探勝、スポーツ体験等の利用及び宿泊拠点として施設の充実を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 敷地面積に対する建築面積の割合（建ぺい率）は20%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超えている場合は、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離は、公園事業たる道路又はその他主に公園利用に供される道路に面している場合は路肩から10m以上、それ以外の道路の場合は路肩から5m、敷地境界線からは5m以上の距離をとること。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は既存壁面線の後退距離以上とする。</li> </ul>
	笹倉温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山山麓の田園に囲まれた静かな温泉地である。湯治や周辺の自然探勝利用者のための宿舎として整備を図る。田園風景や焼山を望む景観への影響を考慮した整備とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については従前の高さを超えないこと。</li> </ul>

		こと。
	梶山新湯	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 集落から離れた雨飾山登山口にあり、雨飾温泉と呼ばれている。湯治及び雨飾山など登山の利用拠点として宿舎を整備する。駐車場、露天風呂等の施設は必要最小限の規模で計画的な整備を図るものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> </ul>
	横根山	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高原の保養地利用者のための宿舎として計画的な整備を検討する。</li> <li>● 整備を図る場合は風致景観の維持に努め、主要展望地からの風致景観を著しく改変させないよう配慮する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは13m以下とする。ただし、既に13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> </ul>
	高谷池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高谷池のほとりに位置し、火打山などの登山利用や周辺の湿原での自然学習のための宿舎として整備する。また、山岳地の環境保全のため、水が凍結する時期も考慮し適切な公衆便所の整備を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>建築物の高さは13m以下とする。ただし、既に13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</p>
	黒沢池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 黒沢池の北東部に位置する宿舎で、妙高山及び火打山の登山利用者のための宿舎として整備する。既存宿舎の増改築等を行う場合は、屋根の形状や色彩について全事業に共通する建築物の審査基準に合わせるよう指導する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>建築物の高さは13m以下とする。ただし、既に13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</p>
	関温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滞在型利用の促進を図る温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実を図る。温</li> </ul>



		<p>泉街としての良好な街並み景観形成にも配慮する。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	燕温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滞在型利用の温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実を図る。温泉街としての良好な街並み景観形成にも配慮する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	赤倉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スキー及び滞在型温泉利用者等のための宿舎として整備する。温泉街としての良好な街並み景観形成にも配慮する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山の眺望を考慮して、標高 800mを整備の上限とし、これ以上の標高における既存施設以外の新たな宿舎の建設は認めない。</li> <li>● 建築物の高さは下記のとおりとする。ただし、既に基準を超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法施行規則第 11 条第 37 項の基準の特例地区 20m以下</li> <li>・上記特例地区以外 15m以下</li> </ul> </li> </ul> <p>(イ) 外部意匠・色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園指定前に開業した赤倉観光ホテルが地域のシンボルとなっていることから、赤倉地区の宿舎については当該ホテルのシンボルである赤錆色系の屋根に倣うことで地域らしさを出すこととし、屋根の色彩は、全事業に共通する建築物の項目で規定された色のほか、赤錆色系も可とする。ただし、周辺の風致景観と調和を図るよう</li> </ul>

		<p>十分留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	池の平	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滞在型利用の促進を図る温泉保養地として、またスキー及び登山の利用拠点として、既存施設の充実及び良好な街並み景観形成を図る。</li> <li>● 汚水及び雑排水は、いもり池及びいもり池に流入する河川に排出しないものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山の眺望を考慮して、概ね標高 800mを整備の上限とし、それ以上の標高における新たな宿舎の建設を認めない。</li> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 当該施設が主要展望地のいもり池から妙高山方面の眺望の著しい妨げとなる場合は、認めないものとする。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は、赤倉池の平線道路（車道）沿いの一部区間（あらきん商店から池廻屋旅館まで）では、落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	杉野沢	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スキー場利用者等のための宿舎として整備するが、道路が冬期閉鎖される地域であり、また 公園区域外の杉野沢集落には既に民宿街が形成されていることから、新たな宿舎の積極的導入は行わないものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 備は、公園境界から杉野沢笹ヶ峰線道路（車道）沿いの標高 1,050mまでの区間とする。</li> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15mを超えている既存建築物の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離は、杉野沢笹ヶ峰線道路(車道)に面している場合は路肩から 20m以上、その他の道路に面している場合は路肩から 5m以上、敷地境界線からは 5m以上の距離をとること。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> </ul>

<p>戸隠集団 施設地区 (越水地区)</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠高原の高原景観を維持し、湿原等の植生の保全に努めるものとし、旧来より実施されてきた自主規制を尊重し取扱いを定めるものとする。また、本地区は鳥居川源流、長野市水源地となっているため、排水については特に注意するものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 150 人とする。ただし、既に収容力が 150 人を超えている施設の増改築又は建替えの場合は、従前の収容力を超えないこと。</li> <li>● 建築物の高さは 13m以下とする。ただし、既に高さが 13 mを超えている施設の場合は、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 20%以下とする。ただし、既に建ぺい率がこれを超える施設の場合、従前の建ぺい率を超えないこと。</li> <li>● 総建築面積は 1,000 m<sup>2</sup>以下とする。ただし、既に総建築面積がこれを超える施設の場合、従前の総建築面積を超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離について、道路に面している場合は、路肩から 10m以上、敷地境界線からは 5 m以上の距離をとること。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
<p>戸隠集団 施設地区 (中社地区・宝光社地区)</p>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠神社中社及び宝光社を中心とした独特な集落景観を維持するよう努めるものとする。また、狭隘な地形であるため、土地の有効利用を図るものとする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 150 人とする。建築物の高さは 13 m (屋根勾配確保等意匠上の配慮のため、特に必要と認められる場合は 15m) 以下かつ地上 3 階以下とする。ただし、既に高さが 13mを超えている施設の場合は、従前の施設の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は特に定めないが、極力空き地を設けること。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離について、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> <li>● 運動施設は、狭隘な土地であるため余地が十分にある場合に限り認める。</li> </ul>

		<p>(イ) 外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 独特な集落景観の主要素となっている茅葺屋根については極力保存するよう努めること。</li> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>
	縦ヶ崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖探勝利用者のための宿舎として整備する。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に努める。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 200 人とする。</li> <li>● 建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に 15m を超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 20%以下、総施設面積率（同一敷地内にあるすべての工作物（建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分水平投影面積の和）は 40%以下とする。ただし、既存施設でこれを超えている場合は、従前の規模を超えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、湖畔、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> </ul> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 栈橋、舟遊施設については、既存施設を維持管理し、新增築は行わないこと。</li> </ul>
	松ヶ崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の水質保全に配慮するものとする。土石等を野尻湖へ崩落させないように措置する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 200 人とする。</li> <li>● 建築物の高さは 13m以下とし、当該地に生育する樹木と同種の樹種による修景植栽を施す。ただし、既に 13m を超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 10%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超えている場合は、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、湖畔、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> </ul>
	菅川	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖最奥部に位置し、風致景観上重要な地区であることから、統一感のある配置、デザイン等を定め、自然環</li> </ul>

		<p>境の保全に配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の水質保全に配慮するものとする。土石等を野尻湖へ崩落させないように措置する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 50 人とする。</li> <li>● 高さは 13m以下とし、当該地に生育する樹木と同種の樹種による修景植栽を施す。ただし、既に 13mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は 20%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを越えている場合は、従前の建ぺい率を越えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、野尻湖周廻線（車道）道路から 10m以上、その他の道路及び敷地境界線から 5 m以上、湖岸線から 18m以上離すこと。ただし、既存施設が上記後退内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> <li>● 詳細については、事業決定を行う際に定めるものとするが、原則として施設は公園事業道路（野尻湖周廻線道路（車道））の東側に整備すること。</li> </ul>
	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖探勝のための宿舎として整備する。</li> <li>● 野尻湖の水質保全に特に配慮するものとする。土石等を野尻湖へ崩落させないように措置する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大 150 人までとし、収容力 20 人以上の宿舎を事業施設として取扱う。建築物の高さは 15m以下とする。ただし、既に高さが 15mを超えている施設の場合、従前の高さを超えないこと。また、階数は地上 3階以下とする。</li> <li>● 建ぺい率は 40%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超える場合、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 総施設面積率（同一敷地内にあるすべての工作物（建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分水平投影面積の和）は 60%以下とする。ただし、既に総施設面積率が 60%を超える施設の場合、従前の総施設面積率を超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、湖岸線、道路及び敷地境界線から極力離すよう努める。</li> </ul> <p>(イ) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋根の形状は落雪による危険、雪おろし等を考慮し、やむを得ない場合は、片流れ屋根を認めるものとする。</li> </ul>

	霊仙寺	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スキー及び周辺の自然探勝場利用者等のための宿舎として整備する。</li> </ul>
	小谷温泉 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 湯治場としての雰囲気を壊さぬよう、宿舎の外部意匠等に配慮する。</li> <li>● 雪崩、地滑り等の危険の少ない勾配30%以下の土地に整備するものとし、採草地等の利用を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の収容力は最大150人とする。建築物の高さは15m以下とする。ただし、既に高さが15mを超えている施設の場合、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離については、道路及び敷地境界線から5m以上の距離をとる。ただし、既に基準を超えている場合には、現状の距離より接近させないこと。</li> </ul> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車場は敷地内に設けることとし、必要最小限の規模とすること。</li> <li>● し尿処理槽、雑廃水処理槽、貯油タンク、貯水槽等は原則として地下埋設とすること。ただし、地形、技術及び管理上等、やむを得ない場合はこの限りではない。</li> <li>● 土砂流出防止のためやむを得ず擁壁等を設ける場合は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを使用すること。</li> </ul>
避難小屋	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火山噴火、土砂災害及び冬期積雪に配慮した安全な位置に建設する。</li> <li>● 堅牢な施設構成とする。特に火山噴火の懸念がある地域に関しては、緊急時に対応できる施設とすること。</li> <li>● 維持管理が容易となるような建物配置・構成とする。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記基本方針によるほか、原則として1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(1) 建築物、全域、審査基準(ア) 外部意匠・色彩・材料(イ) 付帯施設と同様の基準とすること。</li> </ul>
	南地獄谷	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山南地獄谷に位置し、登山利用者等のための避難小屋として充実を図る。</li> <li>● 無人施設であるため、施設及び備品等の定期的かつ適切</li> </ul>

		な維持管理を図る。
	富士見峠	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼山西麓に位置し、登山利用者等のための避難小屋として充実又は適切な維持管理を図る。</li> <li>● 無人施設であるため、施設及び備品等の定期的かつ適切な維持管理を図る。</li> </ul>
休憩所	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖探勝利用者のため、休憩、展望、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</li> <li>● 公園内の休憩施設として、周辺の風致景観との調和を図り、快適な利用を提供する施設とする。</li> <li>● 当該施設が主要展望地からの風致景観を著しく改変させないように留意する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下、階数は3階以下とする。ただし、既に高さが基準を超えている施設の場合、従前の高さ又は階数を超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は40%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを越えている場合は、従前の建ぺい率を越えないものとする。</li> <li>● 建築物の水平投影外周線の後退距離は、道路からは3m以上、湖岸線及び敷地境界線からは1.5m以上離すこと。ただし、敷地の形状等やむを得ない場合は道路、湖岸線湖畔及び敷地境界線から極力離すよう努める。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● おもてなしの雰囲気を感じられる宿舎とするため、入口部分を良好なしつらいとするよう努めること。</li> </ul>
展望施設	竜宮崎	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖と黒姫山を望む展望施設として整備する。</li> <li>● 適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> <li>● 必要性を十分に検討した上で、展望・眺望の支障となる木竹の伐採や周辺の林分の適切な維持管理を行うこと。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 柵や標識、四阿等の付帯施設や修景緑化樹木が眺望の妨げにならないこと。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園利用者がゆったり滞在できる展望施設とするため、ベンチ等の確保に努めること。</li> <li>● 展望施設からの主要展望方向に展望の妨げとなる工作物や植栽等が設置されている場合は、関係者が協力して対策を講ずるよう努めること。</li> </ul>

野営場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園内の野営施設として、周辺の風致景観との調和を図り、快適な滞在を提供する施設とし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> <li>● 快適な木陰を確保するために高木の保存を行うとともに、適正な林間を確保するよう努める。</li> <li>● キャンプサイト等の造成にあたっては、平坦地で排水が良く多湿でない箇所を選定し、支障木の伐採は必要最小限とする。</li> <li>● 建築物の間隔を十分にとる等密集した印象を与えないよう努める。</li> <li>● ツキノワグマ等の野生動物を誘引しないよう、ゴミは適正に管理する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ファイヤーサークルの設置は、周辺の植生に影響を及ぼさず、火災の危険の少ない空き地に設けるものとし、ファイヤーサークルの設置場所以外でのキャンプファイヤーは禁止する。公園利用者には、キャンプファイヤーを行う際には野営場管理者へ届出等を行うよう指導し、火災予防を呼びかける。</li> <li>● キャンプサイト等の排水路については特に注意し、浸食等がおこらないようにする。</li> <li>● キャンプサイトは裸地が生じないように、適切に緑地として維持管理する。</li> </ul>
	笹ヶ峰	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広葉樹の自然林の中にある良好な雰囲気を持しながら、常設及びフリーテントサイト及びオートキャンプ場の整備を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物については、高さは10m以下とし、公園事業たる道路、その他主に公園利用に供される道路の路肩から10m以上、上記道路以外の道路から5m以上、敷地境界線から5m以上とすること。ただし、既存建築物の上記の規定を超える場合は、従前の高さを超えないものとし、既存壁面線の後退距離以上とする。</li> <li>● 歩道は砂利敷等舗装を伴わない道とする。ただし、管理用道路を兼ねる場合には舗装も可とする。</li> <li>● 歩道(管理用道路含む)又は自転車道に縁石を設ける場合は自然石を使用する。</li> <li>● 建築物と前面道路との間には緑地帯を設けること。</li> </ul>



	高谷池 黒沢池	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山及び火打山の登山者が利用する野営場として整備を図る。</li> </ul>
	戸隠牧場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年及び家族利用が中心となる野営場として、オートキャンプサイト及びフリーサイトの整備を図る。</li> <li>● 公園利用者の利便性を高める付帯施設については、必要性を検討した上で整備を行う。</li> </ul>
	菅川	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の風致景観を活かした野営場として整備を図る。</li> </ul>
	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖の風致景観を活かした野営場として、砂間ヶ崎から樅ヶ崎を結ぶ線の西側に整備を図る。</li> </ul>
	小谷温泉 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨飾山の登山者及び家族利用が中心となる野営場として整備を図る。</li> </ul>
運動場	池の平	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園内の運動場施設として、周辺の風致景観との調和を図り、大規模な立木伐採を避ける。</li> </ul>
舟遊場	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（6）栈橋、野尻湖によるほか、以下の方針とする。</li> <li>● 公園利用者が自然の水面を利用して舟遊びを行うために設ける施設として整備する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物（6）栈橋、野尻湖によるほか、以下の基準による。</li> </ul> <p>(ア) 位置・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の高さは15m以下とし、階数は地上3階以下とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物については、従前の高さを超えないこと。</li> <li>● 建ぺい率は40%以下とする。ただし、既存建ぺい率がこれを超えている場合は、従前の建ぺい率を超えないものとする。</li> <li>● 建築物は湖岸線、道路及び敷地境界線から極力離すよう努めること。</li> <li>● 浮栈橋は必要最小限の長さとする。</li> </ul>

スキー場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立公園のスキー場であることに鑑み、緑地を極力残置するとともに、土地の起伏を極力活かすこととする。</li> <li>● 車道沿線や宿舎に近接する緩斜面については、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場としてのスキー利用以外の活用を地域において検討すること。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号環境庁自然保護局長通知）によるほか、以下の基準による。</li> <li>● スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び付帯施設）の新設、改良又は増設は、必要最小限にとどめる。施設の整備にあたっては、山岳景観に著しい影響を与えない場合に限る。また、周辺水源に悪影響を与えないよう配慮する。なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。</li> </ul> <p>(イ) スキー場施設の位置及び配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、以下の標高を超えないこと。また、良好な自然林にかかるもの等は既定の標高以下においても認めないものとする。</li> </ul> <p>妙高高原地域：標高1,700m未満  ※ゲレンデは標高1,300m未満</p> <p>戸隠地域：標高1,500m未満  ※怪無山（戸隠）は事業決定の区域を超えないこと。</p> <p>ただし、次の場合には、必要最小限の延長を認める場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園核心部の自然環境に影響を与えるものでないこと。</li> <li>(2) 山岳景観に著しい影響を与えるものでないこと。</li> <li>(3) コース開設に伴う大径木の伐採がわずかであること。</li> <li>(4) 大規模な地形の改変を伴うものでないこと。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付帯施設のうち、避難小屋を除く建築物の新築、改良又は増築の位置は、以下の標高を超えないこと。</li> </ul> <p>妙高高原地域：標高1,100m未満  ※休憩所は標高1,300m未満</p> <p>戸隠地域：標高1,200m未満  ※怪無山（戸隠）は標高1,400m未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲレンデ及び滑降コースの配置にあたっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる土地、</li> </ul>
------	----	---

		<p>災害発生危険地等の土地を避けること。</p> <p>(ウ) スキー場施設の規模、構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 滑降コース <p>新設又は増設コース幅は、原則として 50m (妙高高原地域の標高 1,300m を超える場所では 30m) を超えないこと。ただし、既に 50m を超えている既存滑降コースの改良については、改良前のコース幅を越えないこと。なお、公園利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース幅を 50m (妙高高原地域の標高 1,300m を超える場所では 30m) を多少超えることもやむを得ない。</p> </li> <li>● ゲレンデ <p>ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点又は中継点で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめること。</p> </li> <li>● 滑降コース及びゲレンデの造成方法 <p>滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備にあたっては、原則として自然地形のまま滑降コース又はゲレンデとし、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう配慮すること。跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずること。また山岳の景観維持には、特に配慮すること。</p> </li> <li>● スキーリフト (ゴンドラを含む) <p>(1) スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として 50% を越えないこと。ただし、縦断勾配が 50% 以下であっても、積雪による施設又は公園利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更すること。</p> <p>(2) 山頂駅舎は、管理上必要最小限の規模とすること。</p> <p>(3) リフト支柱の色彩は、こげ茶色系とすること。</p> </li> <li>● 付帯施設 <p>(1) 避難小屋は高さ 8 m 以下かつ建築面積 40 m<sup>2</sup> 以下とすること。</p> <p>(2) 休憩所は高さ 8 m 以下かつ建築面積 200 m<sup>2</sup> 以下 (高さ 8 m 又は建築面積 200 m<sup>2</sup> を越えている建築物の増改築又は建替え若しくは災害復旧のための新築にあたっては、既存の建築物の高さ又は建築面積) とすること。</p> <p>(3) 休憩所、避難小屋を除く建築物は高さ 13m (高さ 13 m を越えている建築物の増改築又は建替え若しくは災害復旧のための新築にあたっては、既存の建築物の高さ) を越えないこと。</p> <p>(4) 廃水処理施設は、必要最小限の適正な規模とし、浄化槽を設ける場合には、水質汚濁防止法及び市町、地区、用水の基準を満たすものとする。</p> <p>(5) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設</p> </li> </ul>
--	--	---

		<p>は、大幅な地形変更を生ずるような構造を避けること。</p> <p>(6) リフト支柱、搬器等には、商品名等を掲出しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その他</li> </ul> <p>(1) スキー場内の放送等音響や人工造雪機の使用については、必要最小限とすること。</p> <p>(2) 融雪防止剤等は、自然環境への悪影響が懸念されるため使用しないこと。</p>
	五最杉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては妙高山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>
	関温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地域で12月から春スキーの時期まで利用可能なスキー場である。初心者から中・上級者向きのコースとして整備する。</li> </ul>
	燕温泉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多雪地域で12月から春スキーの時期まで利用可能なスキー場である。現在営業はしていないが、再度営業を行う場合には中・上級者向きのコースとして整備する。</li> </ul>
	赤倉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲレンデが縦横に広がる変化に富んだスキー場でジャンプ台も整備されている。より充実した維持管理と安全確保に努める。</li> </ul>
	池の平	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の整備や運営にあたっては、風致景観及び自然環境の保全、冬期以外の公園利用との調和に十分配慮するとともに、公園利用者の安全に配慮する。</li> </ul>
	杉野沢	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ロングコースを持つスキー場である。初心者から中・上級者向きのコースとして快適性、安全性を考慮した整備する。</li> </ul>
	怪無山	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初心者から中・上級者向きのコースとして整備する。整備にあたっては瑠璃山、怪無山の景観に著しい影響のないよう配慮し、戸隠連峰の展望を阻害しないようにすること。</li> </ul>
	飯縄山南麓	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては</li> <li>● 飯縄山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>

	黒姫山東麓	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては黒姫山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>
	霊仙寺	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緩傾斜及び地形等から初心者や家族向きであり、気軽に利用できる施設として整備する。整備にあたっては飯縄山、霊仙寺山の景観に著しい影響のないよう配慮する。</li> </ul>
	小谷温泉 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来から茅場として利用されてきた地域を利用し、新たな森林の伐採によるスキー場造成は避ける。</li> <li>● 施設は、リフト等最小限とし、駐車場等は小谷温泉整備計画区に整備する。</li> </ul>
乗馬施設	戸隠牧場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠牧場を訪れる公園利用者の利用に供するための馬場等を整備する。</li> <li>● 公園利用者の安全確保に十分注意する。</li> </ul>
駐車場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園計画に合致する駐車場は、原則として公園事業として把握することとする。公園内の駐車場として、快適な利用を提供する施設とし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</li> <li>● 土地の形状変更は必要最小限にするとともに、可能な限り樹木を残置するものとする。</li> </ul> <p>&lt;配慮が望まれる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広大な駐車場の印象とならないため、緑地帯や地形にあわせた高低差等により、適宜分節を図る。</li> </ul>
	赤倉	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 四季を通じた公園利用者に対応する駐車場として整備する。多雪地域であるため除雪体制の充実により駐車場の利用に支障がないよう配慮する。</li> </ul>
	戸隠牧場	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠牧場周辺の自然探勝及び高妻山登山者のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>
	戸隠奥社 入口	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠神社奥社周辺の公園利用者のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>

	戸隠集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然、史跡探勝のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>
	野尻湖西部	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野尻湖周辺の公園利用者のための駐車場として整備を図る。</li> <li>● 既存の公共駐車場を維持管理し、拡張及び新設は行わないものとする。</li> </ul>
	小谷温泉集団施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小谷温泉及び雨飾山登山の公園利用者のための駐車場として整備を図る。</li> </ul>
運輸施設 (索道運送施設)	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 場所の特性や公園利用者層に鑑み、公園利用者が主要展望地への移動手段として、利用する索道として整備する。利用拠点のユニバーサルデザインに配慮した整備を検討する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅舎及び支柱等の施設の規模は必要最小限とする。</li> </ul>
	妙高山麓赤倉線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妙高山中腹の標高 1,260mからの山岳風景や野尻湖の展望、前山中腹のブナ林までの自然散策、南地獄谷経由の妙高山登山などの自然体験を提供するとともに、冬期にはスキー場利用者のゴンドラとして利用し、通年利用施設として整備する。</li> <li>● 歩道以外への入り込み防止や高山植物の盗掘防止のため、事業者及び関係機関による公園利用者指導を行う。</li> <li>● ゴンドラ終点駅での公園利用者のトイレについては、レストランのトイレを使用するものとし、浄化槽の適切な管理を行う。</li> <li>● ゴンドラ終点駅付近からの自然探勝路、休憩所、案内板、標識等の整備を図る。</li> <li>● 自然探勝歩道については、自然植生に配慮しながら、散策に必要最小限の下草刈り等を実施する。その際には、植生保全の観点から関係機関と十分に調整するものとする。</li> </ul>
	赤倉山南麓線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然散策、野尻湖の展望利用のための索道として整備を図る。</li> <li>● 自然探勝歩道については、自然植生に配慮しながら、散策に必要最小限の下草刈り等の維持管理を関係者が協力して実施する。その際には、植生保全の観点から関係</li> </ul>

		<p>機関と十分に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゴンドラ終点駅付近からの自然探勝路休憩所、案内板、標識等の整備を図る。</li> </ul>
	黒姫山東麓線	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然散策、野尻湖の展望利用のための索道として整備を図る。</li> <li>● 歩道以外への入り込み防止や高山植物の盗掘防止のため、事業者及び関係機関による公園利用者指導を行う。</li> <li>● 自然探勝歩道については、自然植生に配慮しながら、散策に必要な最小限の下草刈り等を地元住民及び各スキー場関係者が協力して実施する。その際には、植生保全の観点から関係機関と十分に調整する。</li> <li>● 付帯施設の整備にあたっては、起伏の少ない平坦な自然探勝歩道とし、より多くの人々が当該地域周辺の自然とふれあえるように、ユニバーサルデザインを必要に応じて導入する。</li> </ul>
運輸施設 (係留施設)	野尻湖	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(6) 棧橋、野尻湖と同様の方針とする。</li> </ul> <p>&lt;審査の基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1. 許可、届出等取扱方針の1. 工作物(6) 棧橋、野尻湖と同様の基準とする。</li> </ul>
植物園	戸隠森林植物園	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な植物の生育地であり、また、鳥類の繁殖地としても重要な地点であることから、これらの保全に努める。</li> <li>● 戸隠地域の自然散策の拠点としての施設整備を図る。</li> <li>● 自然環境の保全及び公園利用者の安全確保に留意した上で、冬期の歩く利用も積極的に推進する。</li> <li>● 植物園内で重機を入れる等の大規模な工事を行う場合は、積雪期に行うこと。</li> </ul>
博物展示施設	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>当国立公園及び地域の自然環境や歴史、文化を総合的に情報発信するため必要な整備を行う。主要道路からの視認性を考慮した配置とする。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物は木材や石材など自然素材を多用した設計とするよう努めること。</li> <li>● 建築物は年間を通じて維持管理が容易となるような建</li> </ul>

		物配置・構成とする。特に冬期対策を充実させ、豪雪にあっても除雪作業が最小となるような雪仕舞いを検討する。
	いもり池 集団施設 地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当国立公園を代表する拠点施設であるため、妙高高原地域のほか当国立公園の全体的な自然、歴史等を解説するための施設とする。</li> <li>● カフェ併設等ゆったり時間を過ごせる施設とする。</li> <li>● 地域の自然保護活動の活動拠点としての施設とする。</li> <li>● インフォメーション機能の充実を図る。</li> <li>● 四季を通じて観察会等の自然とのふれあい行事を開催する。</li> <li>● 地元住民や観光業者と連携のとれた運営体制とする。</li> </ul>
	戸隠集団 施設地区	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸隠地域に加え当国立公園全体の自然及び人文等を解説するための施設として整備を図る。</li> </ul>
ゴルフ場	全域	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存施設の区域内による整備にとどめるものとする。 整備にあたっては妙高山の景観に著しい影響のないよう建築物や植栽木等の配置に留意する。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア)規模・構造</p> <p>ア 既存施設の規模にとどめるものとする。</p> <p>イ ゴルフコースの付け替えについては、公園利用者の安全を図る等、利用面での改善を図るとともに、風致景観の保護上の影響のないものとする。</p>



## VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

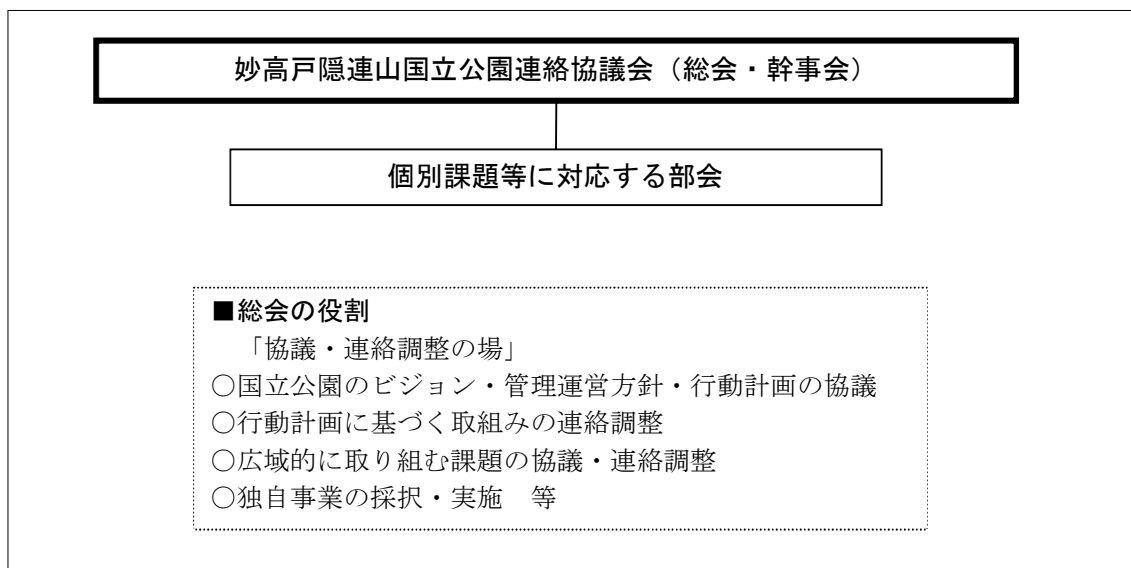
妙高戸隠連山国立公園は、「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」（以下、「連絡協議会」）のもと、協働型管理によって国立公園の保護及び利用を促進することとする。連絡協議会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自然環境の保護と利用に関する情報の共有化
- (2) ビジョン、管理運営方針及び行動計画に関する事項
- (3) 広域的に取り組むべき課題の検討及び解決
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

事業の実施にあたっては、具体的な取組内容及び役割分担を記載した行動計画を協議会でつくり、協働で取り組むこととする。また、事業の進捗を PDCA サイクルによって管理するとともに、連絡協議会の下部組織として、必要となる部会を設置し、連絡協議会構成員が主体的に国立公園の管理に取り組むこととする。

<連絡協議会 運営体制（イメージ）>

必要に応じて部会もしくはワーキンググループを設置



### 連絡協議会の構成員

- ・ 関係行政機関（環境省、林野庁、県、市町村）
- ・ 関係団体・個人（エコツーリズム関係者、地域振興関係者、博物館関係者、山岳ガイド、観光協会・DMO）
- ・ 有識者（国立公園の協働型管理、登山道、エコツーリズム、景観 などの分野の専門家）

## 自然公園区域内における森林の施業について

〔昭和 34 年 8 月 12 日 国発第 468 号 国立公園部長照会〕  
〔昭和 34 年 34 林野指第 6, 417 号 林野庁長官回答〕

### 第 1 国立公園及び国定公園

#### 一 森林施業制限細目

##### 1 一般事項

- (1) 国立公園及び国定公園区域内の森林の施業は、国有林野(公有林野等官行造林地を含む。以下同じ。)にあっては経営計画(公有林野等官行造林地施業計画を含む。以下同じ。)、民有林にあっては地域森林計画に基づき風致の維持を考慮して行わなければならない。
- (2) 経営計画又は地域森林計画を定める場合は、原則として国立公園及び国定公園の特別地域、普通地域別に施業方法を定めるものとする。

##### 2 特別地域における制限

特別地域内における森林の施業に関する制限は、国立公園計画及び国定公園計画において定める第 1 種特別地域、第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域の区分(別紙)に従いそれぞれ次のとおりとする。

ただし、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域の区分の未決定の特別地域内の森林の施業に関する制限については、林野庁長官と国立公園部長が協議して定めるものとする。

###### (1) 第 1 種特別地域

- (イ) 第 1 種特別地域の森林は禁伐とする。  
ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。
- (ロ) 単木択伐法は、次の規定により行う。
  - A 伐期令は、標準伐期令に見合う年令に 10 年以上を加えて決定する。
  - B 択伐率は、現在蓄積の 10%以内とする。

###### (2) 第 2 種特別地域

- (イ) 第 2 種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。  
ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。
- (ロ) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。
- (ハ) 伐期令は標準伐期令に見合う年令以上とする。
- (ニ) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。
- (ホ) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国立公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。
- (ヘ) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。
- (ト) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は二ヘクタール以内とする。

但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

(3) 第三種特別地域

(イ) 第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない(民有林にあつては、森林法第7条第4項第4号の規定に基づく普通林として取扱う)ものとする。

3 特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林の施業に関する制限について、厚生大臣はそれぞれの地区につき農林大臣と協議して定めるものとする。

4 普通地域内における制限

風致の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。

二 特別地域内の森林の施業に関する手続

1 民有林

(1) 国立公園の特別地域(第3種特別地域を除く。)内の民有林の施業に関し、都道府県知事が地域森林計画を編成するに当つては、あらかじめ森林施業制限細目に基づく森林計画区ごとの特別地域の施業要件を定め、9月末日までに厚生大臣に提出してその承認を受けるものとする。

地域森林計画の変更により特別地域の施業要件を変更する場合には、その都度これを厚生大臣に提出してその承認を受けるものとする。

(2) 国定公園の特別地域(第3種特別地域を除く)内の民有林の施業に関し、都道府県知事が地域森林計画を編成するに当つては、森林施業制限細目に基づく森林計画区ごとの特別地域の施業要件を決定するものとする。

2 国有林野

(1) 国立公園の特別地域内の国有林野の施業に関し、経営計画を編成するに当つては、自然公園法第40条第1項の規定に基づき、林野庁長官はあらかじめ当該地域の経営計画編成方針につき厚生大臣に協議するものとする。経営計画編成方針を変更する場合も同様とする。ただし、すでに協議済の経営計画と著しい変更のない場合は厚生大臣に通知することをもつてこれにかえるものとする。

(2) 経営計画に基づく自動車道及び事業所の新設のうち、国立公園の第1種特別地域及び第2種特別地域について、厚生大臣が風致維持又は公園利用上特に必要があると認め前号の協議の際林野庁長官に要望したものについては、当該工事に着手するにあたり、林野庁長官はその実施計画につき当該要望事項を充分考慮するものとする。

(3) 国定公園の特別地域内の国有林野の施業に関し、経営計画を編成するに当つては、自然公園法第40条第1項の規定に基づき、営林局長はあらかじめ当該地域の経営計画編成方針につき都道府県知事に協議するものとする。経営計画編成方針を変更する場合も同様と

する。ただし、すでに協議済の経営計画と著しい変更のない場合は都道府県知事に通知をもつてこれにかえるものとする。

- (4) 経営計画に基づく自動車及び事業所の新設のうち、国定公園の第1種特別地域及び第2種特別地域について、都道府県知事が風致維持又は、公園利用上特に必要があると認め前号の協議の際営林局長に要望したものについては、当該工事に着手するにあたり営林局長は、その実施計画につき当該要望事項を充分考慮するものとする。
- (5) 前1号及び3号によって編成された経営計画に基づいて営林局署が行う行為については、厚生大臣又は都道府県知事に協議又は通知を要しないものとする。

## 第2 都道府県立自然公園.

都道府県立自然公園内の森林の施業については、国立公園及び国定公園の場合に準じて取扱うものとし、国有林野については、営林局長と都道府県知事が協議して定めるものとする。

(別紙)

特別地域は第1種、第2種、第3種に区分しその取扱は下による。

- (1) 第1種特別地域は、特別地域中で風致維持の必要のもつとも高いもので、特別保護地区について公園の核心的な景観の地域である。その取扱は極力現在の景観の保護を図ることとし、原則として公園計画で決定された施設のみが許容される地域である。ただし景観に及ぼす影響が極めて軽微な行為は場所によつては許容される。
- (2) 第2種特別地域は、風致維持の必要度の中位のものであつて、風致維持が効果的に行われるよう規制を図り、産業開発その他の行為については風致維持上必要ある場合は制限を加えることがある。ただし産業的利用との間につとめて調整をはかる。
- (3) 第3種特別地域は、特別地域中では風致維持の必要度が比較的少ない地域で、風致上の規則を行うにあつては、特に景観に重大な影響を及ぼすと思われる顕著な行為を規制し、通常の産業行為は原則として許可されるものである。

## 自然公園区域内における森林の施業について

〔 昭和 48 年 8 月 15 日 環自企第 516 号  
林野庁指導部計画課長宛 環境庁自然保護局企画調整課長通知 〕

標記について、別添のとおり都道府県知事および国立公園管理事務所長（国立公園管理員を含む）に通知したので了知されるとともに、今後の取扱いについてよろしく御配意願いたい。

別添略

（別記）

自然公園特別地域内における森林の施業について（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）

- 1 国立公園第 2 種特別地域（予定地を含む）以上の区域内における伐採予定個所については、その位置（林班）、面積、および数量、主たる樹種を明示して行うこと。  
ただし、第 2 種特別地域内における択伐予定個所については必要に応じの資料の提出を求める。
- 2 国立公園特別保護地区及び第 1 種特別地域内における林道の開設にあつては、事業実施の際に、その詳細図面に基づき、当該国立公園を管轄する国立公園管理事務所長、または国立公園管理員と十分連絡を行い実施すること。
- 3 地域施業計画樹立の際の一括協議における林道の開設に対し、環境庁長官からの回答の中で「事業実施に際し詳細図面に基づき協議されたい」旨の留意事項が付された場合は次のように行うこととする。
  - (1) 協議内容
    - ア 当該林道の開設に伴う捨土処理の方法、法面の緑化の方法ほか、とくに自然保護上配慮して行う事項のうち、必要と認められるものについて具体的に記載する。
    - イ 関係図面として、平面図、縦断図および横断図を添付する。
  - (2) 協議書の提出者
    - ア 原則として営林署長とする。但し営林局が実行するものについては営林局長とする。
  - (3) 協議回答者
    - ア 一括協議の回答に際し、環境庁長官が「当該国立公園管理事務所長あて協議されたい」との留意事項を付したものについては、当該国立公園管理事務所長とする。
    - イ その他の地域にあつては、環境庁長官とする。なお、国立公園管理員が駐在する地域にあつては、当該国立公園管理員を経由して行うものとする。
    - ウ 国立公園管理員を経由して環境庁長官あて協議する場合は、(1)ア及びイに掲げる内容について、あらかじめ国立公園管理員に対し十分な説明等を行い原則的に了解がなされたものについての環境庁長官あての協議書添付の関係図面は、捨土、法面緑化、附属工作物の位置及び方法等を記載した平面図のみで足りるものとする。

## 国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和 57 年 5 月 7 日 環自保第 138 号

改正 平成 7 年 4 月 25 日 環自国第 153 号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙 1 の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不相当と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙 2 のとおりである。

### 別紙 1

## 国立公園に係るテニスコートの取扱要領

### 第 1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が 10 パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
  - (1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩 20 メートル
  - (2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩 5 メートル
  - (3) 敷地境界線 5 メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

### 第 2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
  - (1) 特別保護地区又は第 1 種特別地域

(2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から(1)に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされることが必要であると認められる地域

ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域

イ 野生動物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域

ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域

エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(3) 風景鑑賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適当と認められる地域

2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。

3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。

4 支障木の伐採が僅少であること。

5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。

(1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20パーセント以下の地区にあつては、総施設面積(敷地内にある全ての工作物(テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。)の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域の宿舎の場合は40パーセント以下、第3種特別地域内の宿舎の場合は60パーセント以下であること。

(2) (1)に掲げる地区以外の地区にあつては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地(テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。)内に緑地として確保されるものであること。

6 テニスコートの面積は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。

7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。

8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

## 別紙 2

取扱要領第1・6及び第2・5・(2)で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不相当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。



## 国立公園のスキー場事業の取扱いについて

平成3年6月7日環自国315号  
都道府県知事宛 あて環境庁自然保護局長通知

昭和54年4月1日付け環自計第250号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成3年6月7日付け環自国第314号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、下記の事項に留意することとしたので了解されたい。

なお、本留意事項は、国立公園についても同様に取扱われたい。

### 記

#### 1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

#### 2 区域の選定

昭和54年4月1日付け環自計第250号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・Ⅲ・2・(2)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

### 国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているため、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
  - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
  - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
  - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
  - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けやすい地域
  - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

### 3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、70パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が70パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を70パーセント以上とすること。

### 4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとすること。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

## 妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(区域の範囲)

**第一条** この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 赤倉地区 新潟県妙高市内国有林上越森林管理署 29 林班の一部及び同市大字赤倉、大字田切及び大字田口の各一部
- 二 戸隠中社地区 長野県長野市大字戸隠字中社の全部
- 三 戸隠宝光社地区 長野県長野市大字戸隠字宝光社の一部

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省並びに新潟県庁及び長野県庁に備えて供覧する。

(赤倉地区に係る基準の特例)

**第二条** 赤倉地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第 11 条第 2 項、第 4 項又は第 6 項に規定する行為については、同条第 2 項中「避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替えて、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定を適用する。

2 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 2 項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第 2 項中「13 メートル」とあるのは、「20 メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 4 項に規定する行為については、第 1 項の規定によるほか、同項第 3 号中「13 メートル」とあるのは「20 メートル」と、同項第 6 号中「こと」とあるのは「こと。ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積に対する割合が 40 パーセント以下であるものについては、この限りでない」と、同項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から 20 メートル以上、それ以外の道路」とあるのは「道路」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 5 項に規定する行為については、同項中「並びに前項第 1 号及び第 2 号」とあるのは「、前項第 1 号及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 27 年 3 月環境省告示第 48 号）第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた前項第 2 号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為（別荘の新築、改築及び増築を除く。）については、第 1 項の規定によるほか、同条第 6 項中「並びに第 4 項第 7 号及び第 9 号」とあるのは、「及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 27 年 3 月環境省告示第 48 号）第 2 条第 3 項の規定により読み替えられた第 4 項第 9 号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 赤倉地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為（別荘の新築、改築又は増築に限る。）については、第 1 項の規定によるほか、同条第 6 項中「並びに第 4 項第 7 号及び第 9 号から第 11 号まで」とあるのは「 、第 4 項第 10 号及び第 11 号並びに妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成 27 年 3 月環境省告示第 48 号）第 2 条第 3 項の規定により読み替えられた第 4 項第 9 号」と、同項第 2 号中「割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第 2 号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「割合が 40 パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（戸隠中社地区に係る基準の特例）

**第三条** 戸隠中社地区内において行われる規則第 11 条第 2 項に規定する行為については、同項中「 、既存の建築物の高さ）を超えないもの」とあるのは、「既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては 15 メートルとする。）を超えないものであり、かつ、当該建築物が三階建以下のもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 戸隠中社地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為については、同項中「第 9 号から第 11 号まで」とあるのは「第 11 号」と、「次のとおり」とあるのは「当該建築物が三階建以下であり、かつ、その高さが 13 メートル（その高さが現に 13 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては 15 メートルとする。）を超えないものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（戸隠宝光社地区に係る基準の特例）

**第四条** 戸隠宝光社地区内において行われる規則第 11 条第 6 項に規定する行為については、同項中「第 9 号から第 11 号まで」とあるのは「第 11 号」と、「次のとおり」とあるのは「当該建築物が三階建以下であり、かつ、その高さが 13 メートル（その高さが現に 13 メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては 15 メートルとする。）を超えないものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成27年3月27日 環境省告示第48号）  
自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表

赤倉地区

項	行為の種類	号	基準の内容									
第2項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法17第3項、第18条第3項又は第18条の2第3項の規定（以下、「法第17条第3項等の規定」という。）による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下、この項、第4項及び第6項において同じ。）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する算出方法により計算した高さをいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が<del>13 m</del> <u>20 m</u>（その高さが現に <del>13 m</del> <u>20 m</u>を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p>									
		ただし書	<p>既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。</p> <p>既存建築物の改築等 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築</p>									
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
		第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。									
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>									
		第1号	保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。									
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10 m（その高さが現に10 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが <del>13 m</del> <u>20 m</u> （その高さが現に <del>13 m</del> <u>20 m</u> を超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。									
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。									
		第6号	<p>総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積に対する割合が40パーセント以下であるものについては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
		第2種特別地域	20%以下	40%以下								
		第3種特別地域	20%以下	60%以下								
		第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。									
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。											
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20 m以上、それ以外の道路の路肩から5 m以上離れていること。											
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5 m以上離れていること。											
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。											
ただし書	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>											
第5項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第20条第6項、第21条第6項若しくは第22条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分	本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第1号 保存緑地において行われるものでないこと。</p> <p>第4項第2号 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する算出方法により計算した高さ）をいう。）が10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存</p>									

	可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）			の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。			
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下			
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下			
	第3種特別地域	20%以下	60%以下			
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。				
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの				
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築（別荘の新築、改築又は増築を除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
		第1号	当該建築物の高さが <del>13m</del> 20m（その高さが現に <del>13m</del> 20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	
			第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	
			第3種特別地域	20%以下	60%以下	
			ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築（別荘の新築、改築又は増築に限る。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。		
		第1号	当該建築物の高さが <del>13m</del> 20m（その高さが現に <del>13m</del> 20mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、別荘にあつては、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりが40%以下であること。			

			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
			第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
			第3種特別地域	20%以下	60%以下
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。				
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの			
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			

戸隠中社地区

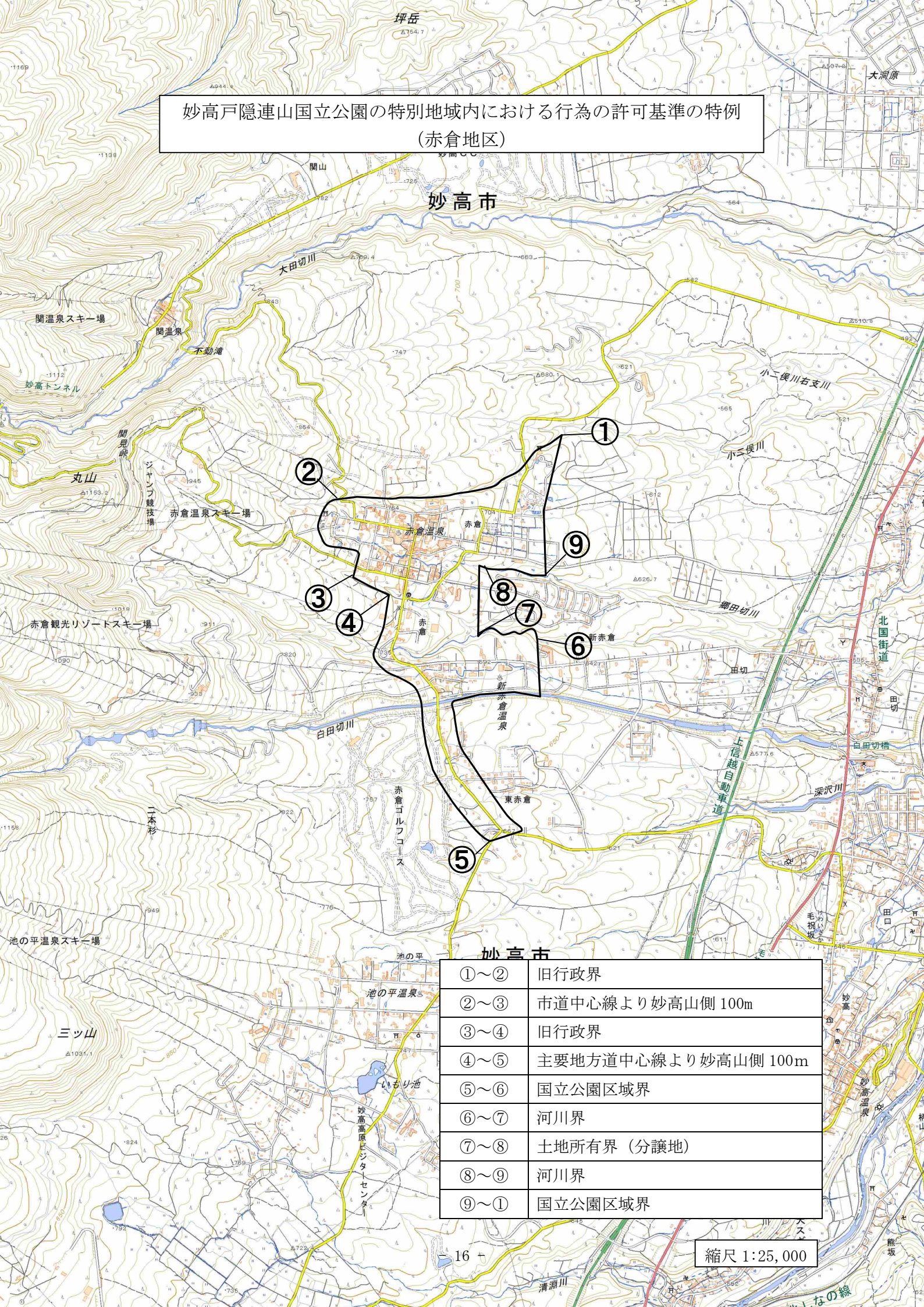
項	行為の種類	号	基準の内容		
第2項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海中公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法17第条第3項、第18条第3項又は第18条の2第3項の規定（以下、「法第17条第3項等の規定」という。）による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。	
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	
	第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。			
	第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。			
	第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。			
	第1号	当該建築物が3階建以下であり、かつ、その高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては15mとする。）を超えないものであること。			
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	
			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
			第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
			第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
			第3種特別地域	20%以下	60%以下
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。			
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの			
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			

戸隠宝光社地区

項	行為の種類	号	基準の内容															
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。														
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。														
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。														
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。														
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。														
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。														
		第1号	当該建築物が3階建以下であり、かつ、その高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあっては15mとする。）を超えないものであること。															
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下																
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																	
	<table border="1"> <tr> <td>第2項ただし書に規定する行為</td> <td>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</td> </tr> <tr> <td>第1項第5号</td> <td>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td> </tr> </table>	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。													
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																	
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																	



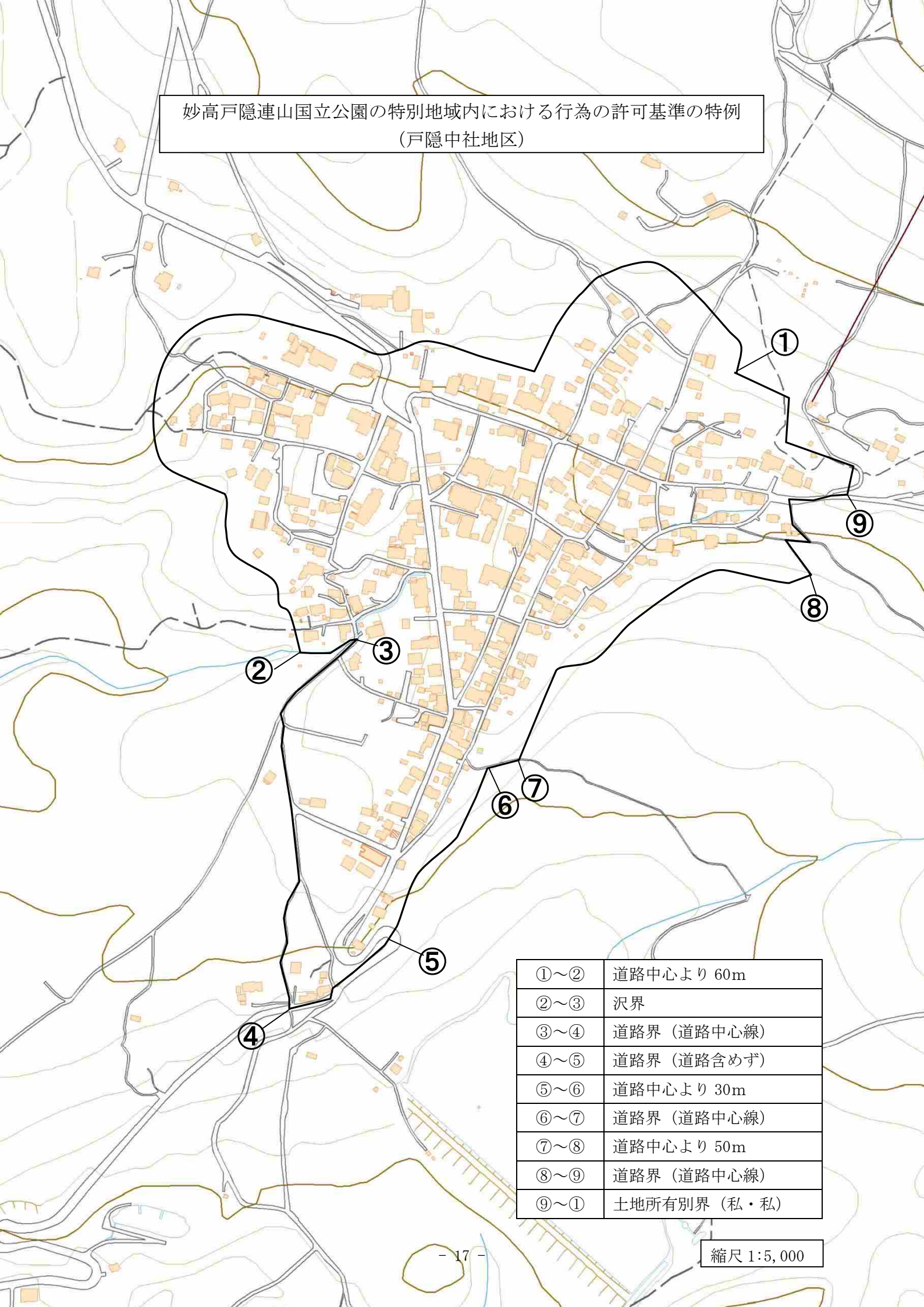
妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(赤倉地区)



①～②	旧行政界
②～③	市道中心線より妙高山側 100m
③～④	旧行政界
④～⑤	主要地方道中心線より妙高山側 100m
⑤～⑥	国立公園区域界
⑥～⑦	河川界
⑦～⑧	土地所有界 (分譲地)
⑧～⑨	河川界
⑨～①	国立公園区域界

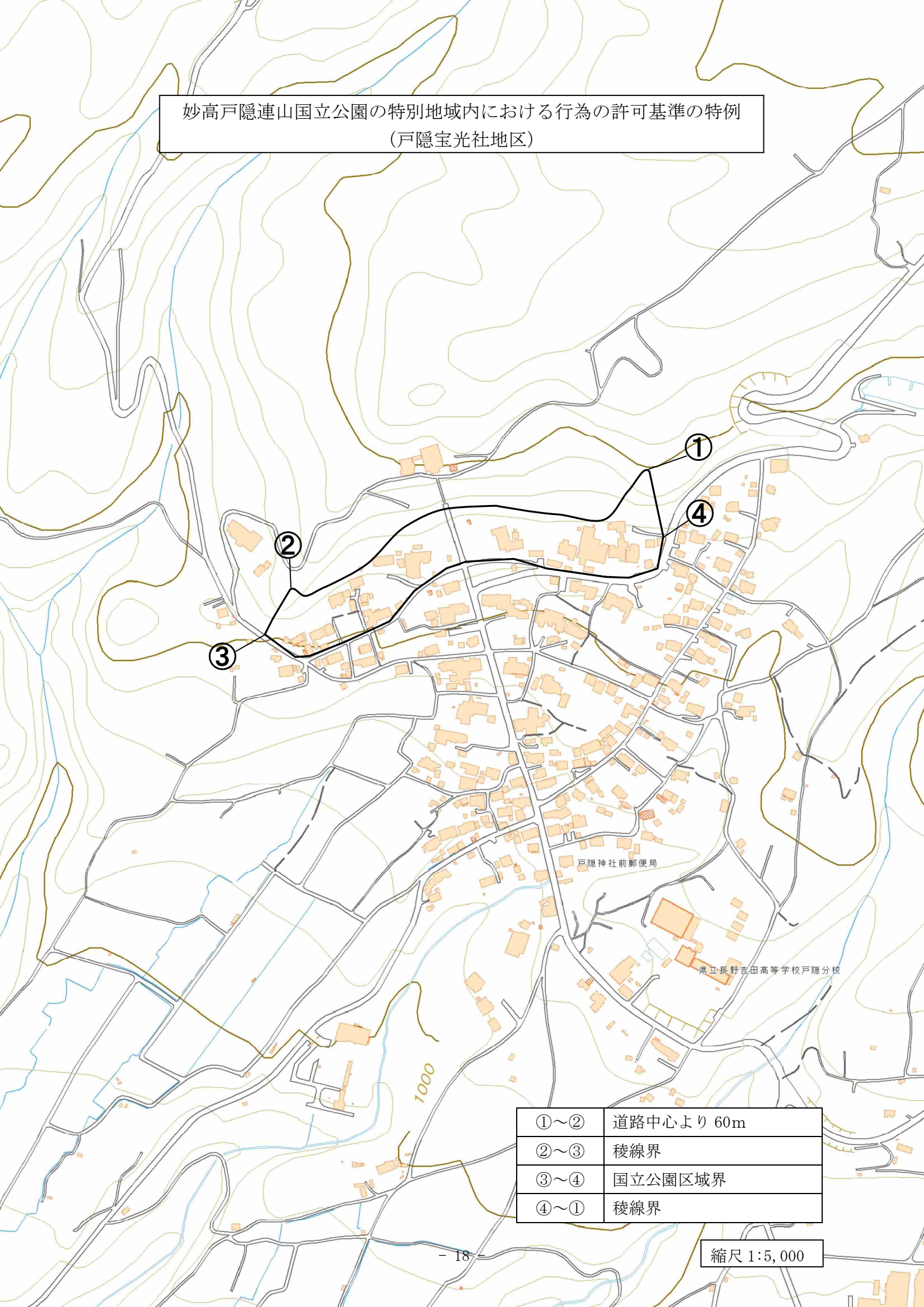
縮尺 1:25,000

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(戸隠中社地区)



①～②	道路中心より 60m
②～③	沢界
③～④	道路界 (道路中心線)
④～⑤	道路界 (道路含めず)
⑤～⑥	道路中心より 30m
⑥～⑦	道路界 (道路中心線)
⑦～⑧	道路中心より 50m
⑧～⑨	道路界 (道路中心線)
⑨～①	土地所有別界 (私・私)

妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
(戸隠宝光社地区)



①～②	道路中心より 60m
②～③	稜線界
③～④	国立公園区域界
④～①	稜線界

# 自然公園における法面緑化指針

平成 27 年 10 月  
環境省自然環境局

## 1. 指針の位置づけ

### 1. 1 指針の目的

本指針は、自然公園法の目的の一つである「生物の多様性の確保に寄与すること」を前提として、自然公園内において、生態系、種、遺伝子の 3 つのレベルでの生物多様性の保全に配慮し、周辺の環境と調和した自然回復を最終目的とする法面・斜面の緑化を行うために定める。

### 1. 2 指針の適用範囲

本指針は、自然公園内において、公園事業の執行及び諸行為によって生ずる裸地並びに自然発生の荒廢地などの法面・斜面を対象とするすべての緑化に適用することを基本とする。

## 2. 法面緑化の目的

自然公園内における緑化の目的は以下の 3 つである。

- 1) 侵食防止、法面の安定・強化に資すること。
- 2) 自然生態系の維持・修復・保全に資すること。
- 3) 周辺の自然景観との調和に資すること。

## 3. 基本理念

自然公園内における緑化の基本理念は以下の 3 つである。

- 1) 自然の地域性、固有性を尊重する。
- 2) 対象地域の自然条件に適合した植物の導入を基本とする。
- 3) 自然回復の順序を尊重する。

#### 4. 基本理念に基づく方針

##### 4.1 前提条件

- 1) 開発工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること。
- 2) 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3) 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ること。
- 4) 地域固有の生態系に配慮し、植物を導入する場合は原則として地域性系統の植物のみを使用すること。

##### 4.2 緑化の計画

施工対象地域内およびその周辺の植生、対象法面の状態を踏まえ、法面の安定確保を前提として、緑化目標、緑化工法、施工後の管理等についての計画を策定すること。なお、緑化に植物材料を使用する場合には、原則として地域性系統の植物のみ使用を可とすることから、必要量の植物材料を確保するための準備工（種子・表土の採取、苗木の計画栽培）の計画を早期に策定すること。

##### 4.3 最終緑化目標

施工対象地域の植生と同様・同質の植物群落（施工対象地域に自然分布する個体群のみからなる植物群落）を最終緑化目標として設定すること。

##### 4.4 初期緑化目標

施工対象地域に自然分布する種、および在来の自然侵入種で形成され、外来植物が過度に繁茂することなく、最終緑化目標に向けた遷移が見込める植物群落を初期緑化目標として設定すること。

##### 4.5 緑化の工法

- 1) 緑化基礎工は侵食防止効果の高い工法とすること。また、生育基盤材には地域の生態系に影響を与えない材料を使用すること。
- 2) 植生工は、地域性種苗を用いて緑化する「地域性種苗利用工」、法面周辺からの植物の自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を基本とすること。
- 3) 外来種の侵入を未然に防止するよう、配慮すること。

##### 4.6 使用する地域性種苗

使用する地域性種苗は、施工対象地域内およびその周辺に生育する草本類・木本類の中から選択し、施工対象地域での活着が見込める種苗とすること。

##### 4.7 施工後の管理

- 1) 初期緑化目標達成までの間には、生育基盤の侵食や損壊等の状況を点検するとともに、初期緑化目標とする群落形成に必要な植生管理（植生誘導管理）を行うこと。
- 2) 初期緑化目標達成後には、最終緑化目標に向けた植生の推移をモニタリングしながら状況に応じて必要な管理等（監視的管理）を行うこと。

（注）自然公園における法面緑化指針解説編については  
<https://www.env.go.jp/press/101554.html> を参照

## 国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて

近年、山岳地の利用が多様化する中で、自然豊かな国立公園等をコースに設けるトレイルランニング大会が多数開催されているところである。

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）は、国立公園内の歩道を走ることを制限するものではないが、一方で、多人数で走行時間を競い合いながら狭い歩道を走行することとなるトレイルランニング大会等（以下「大会等」という。）は、不適切な内容で開催されることにより、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、大会等に参加する者以外の一般利用者の安全で快適な利用環境の確保の妨げとなることが懸念される場所である。

このため、国立公園内における大会等の取扱いについて、下記のとおり整理したので、適正な運用のもと、国立公園内の自然環境の保全及び公園利用者の快適な利用の確保が図られるよう御配慮願いたい。

### 記

#### 第1 基本的な考え方

公園計画における歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層、自然条件等地域の特性に応じた徒歩利用を確保するものであり、トレイルランニング等走行による利用を想定しているものではない。

そのため、多数の走行者が参加する大会等は、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、徒歩利用者と走行利用者間における接触事故、静穏の阻害、混雑等公園利用者の安全で快適な利用の確保を妨げるおそれがあるため、慎重に対応することが必要である。

なお、本通知は国立公園内をコースとして開催されるトレイルランニング大会及びイベントを対象とし、個人によるランニングは含まないものとする。

#### 第2 国立公園管理運営計画への記載について

本通知は、全国的見地からの大会等の取扱いを示すものであるが、指導に際しては、各国立公園の自然環境・利用実態等を踏まえた対応を行うべきであることから、国立公園管理運営計画区ごとに取扱いを定めることが適当で

あり、地方環境事務所等は「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407073 号）に基づいて定めている国立公園管理運営計画において、同作成要領第 4（4）「適正な公園利用の推進に関する事項」として、必要に応じ、大会等のコース・期間等に係る詳細な指導事項、大会等の取扱いに係る地方自治体との連携等について記載するものとする。

### 第 3 大会等の取扱い方針について

#### 1 コース設定における基本的事項

- ① 特別保護地区においては、法第 21 条第 3 項の規定により「木竹を損傷すること」及び「木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること」等の行為が厳しく規制されているとおり、特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区であるため、これらの行為の発生が懸念される場合は、特別保護地区内を通過するコース設定は避けるよう指導すること。ただし、部分的に特別保護地区を通過する際に、競争性を生じさせない歩行区間の設定等により植生帯への踏み出し及び土壌の浸食を防止するための措置が適切に講じられる等自然環境等への影響が発生しないと考えられる場合は、地域の実情に応じて判断するものとする。
- ② 第 1 種特別地域においても、特別保護地区に準ずる風致を有し、現在の風致を極力保護することが必要な地域であることから、特別保護地区と同様に扱うものとする。

#### 2 コース設定における配慮事項

- ① 走行に対して脆弱な区間（湿原や泥濘の多い湿潤な環境、高山植物群落等）が存在する場所をコースに含めないよう指導すること。
- ② 踏み荒らしによる歩道の複線化や拡幅が懸念される場所については、登山道外への踏み込み防止柵の設置等によりコースを外させない又は歩道からはみ出させない等の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ すでに洗掘を受けている場所等については、コースに含めないこと。やむを得ず含める場合にあっては、マットの敷設により養生する等、歩道及び歩道周辺の植生への影響を生じさせない又は影響を軽減するための措置を講ずるよう指導すること。
- ④ 崩落や落石のおそれのあるガレ場や傾斜地に付けられた狭隘な登山道等をコースに含めないよう指導すること。

- ⑤ 管理運営計画等において保全対象として定められている重要な自然環境等については、特に影響が生じないように対応するよう指導すること。

### 3 大会等開催にあたっての配慮事項

- ① 利用者数の多いルート of 混雑期等については、一般利用者への影響が特に懸念されることから、原則として大会等を開催しないよう指導すること。
- ② 大会等の開催について、ウェブサイト、公共交通機関等の掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において、大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置及び一般利用者 to 留意してもらいたい事項等を掲出し、あらかじめ周知しておくよう指導すること。
- ③ 大会等の主催者、参加者及び応援者について、遵守すべきルール（（別紙）ルール等におけるチェックリストの例参照）を設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保するよう指導すること。

### 4 その他の配慮事項

- ① 野生動植物への影響を回避するための専門家、自然保護団体等の意見が聴取され、反映するよう指導すること。
- ② 歩道等管理者、土地所有者及び関係行政機関等との事前調整を十分に行うよう指導すること。

## 第4 大会等開催に伴うモニタリング等の実施について

- 1 地方環境事務所等は大会等の開催が自然環境等に与える影響について、必要に応じて、以下のとおりモニタリングするよう主催者への指導を行うものとする。

なお、毎年開催するなど当該コースに関するデータが一定程度集積されている場合は、調査規模の縮小又はモニタリングを行わない等の対応を検討したうえで、主催者への指導を行うものとする。

- ① モニタリングの実施にあたっては、大会等の計画立案時にコースの事前調査を行い、モニタリング対象となる地点や対応を要する地点を洗い出しておくこと。特に開催実績のないコースについては、詳細な調査を実施すること。
- ② あらかじめ設定したモニタリングする地点において、大会等の事前及び事後の様子を写真等に収めて、比較し、評価すること。



- 2 モニタリングの結果により改変が確認される場合は、主催者に対して、原状回復措置を行うよう指導すること。

## 第5 その他

- 1 看板等広告物の設置等や休憩所等工作物の新築等の要許可行為については、主催者に計画書類を提出させ、審査基準等に照らし合わせて適切に指導すること。
- 2 夜間走行を含む大会等については、本通知の趣旨が十分に配慮される計画となっていることを確認すること。
- 3 本通知や国立公園管理運営計画に記載されている事項について、主催者や関係者等に、その内容を説明し、可能な限り理解を促すよう努めること。
- 4 関係行政機関等との間で十分な連絡調整を図り、連携した対応を行うこと。

(別紙) ルール等におけるチェックリストの例

対象者	配慮分野	チェック内容
主催者	環境配慮	参加者数は地域の特性等を踏まえ、適正な上限人数を検討する
		参加者が密集して走ることとなるスタート付近については、林道、農道、スキー場等の自然環境への影響が少ないルートとする
		必要に応じ、適当な基数のトイレを適切な箇所に配置し、適切な管理（処理方法、撤去等）を行う
		開催地域外から植物が持ち込まれないよう、競技開始前には参加者及び応援者に靴底の洗浄をさせる
		必要に応じ、住宅街や希少野生動物の生息地を避けた応援ができる場所を設定する
		保全すべき重要な自然環境等にコース設定している場合は、必要に応じ監視員を配置する
	安全配慮	外的危険（落石、転落・滑落、波浪）が予見される場所（急傾斜地、岩礫地など）、脆弱な地盤、滑りやすい粘土地盤、破損のおそれのある木道等がある区間はコースとして選定しない
		競技途中で事故等の緊急事態があった場合、速やかに対応できる体制を整えておく
		参加者、応援者及び一般利用者等に対する案内や誘導表示は、混乱を招かないよう既存の標識類と区分し、分かりやすい位置、表示内容となるよう配慮する
		歩道等管理者、土地所有者立ち合い等により事前に歩道の安全点検等を行う
	その他	悪天候などにより、自然環境の保全上又は参加者の安全確保上の懸念が生じた場合は、速やかに中止等の判断ができるよう意思決定の体制を整えておく
		参加者、応援者に、大会運営上の自然環境及び安全への配慮事項を周知し、徹底させる
		大会実行関係者等は、腕章等により身分を明らかにしておく
参加者には、ゼッケン等身分を明らかにするものを着用させる		

		ウェブサイト、公共交通機関の運行に関連する掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置状況及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を記載し、可能な限り大会開催の周知を行う
		大会の開催を周知するものについては、主催者の連絡先（問合せ先）を記載しておく
		主催者、参加者、施設設置者及び管理者の責任（事故発生時、他者への損害発生時）の範囲を明確化しておく
		事前調査を実施し、予め収集した大会の開催運営に必要な情報を基に、コース設定にあたる
		必要な許可等を大会開催1ヶ月前には済ませておく
		参加者、応援者を含む大会関係者に、トイレは所定の場所で済ませることを周知する
参加者	全般	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		登山者等とすれ違ったり、追い抜いたりする場合は、丁寧な声掛けを行うこと
	環境配慮	設定されたコース以外は走行しないこと
		トイレはできるかぎり所定の場所で済ませること
		ゴミは持ち帰るか、所定の場所に捨てること
		ストックはキャップの付いた状態で使用し、使用を認められた区間のみでの使用とすること
	安全配慮	登山者等とすれ違う場合は、登山者等を優先させること
		集団走行、並列走行は行わないこと
		夜間に走行する場合は、反射板、ライト等を着用すること
	その他	ゼッケン等を身に着けておくこと
応援者	全般	主催者が設けたルールを遵守すること
	環境配慮	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		歩道や園地など整備された場所以外に立ち入らないこと、特に自然植生のある場所に踏み込まないこと
		トイレは所定の場所で済ませること
		ゴミは原則として持ち帰ること

環自国発第1803191号  
平成30年3月19日

各地方環境事務所長 殿  
釧路、長野、那覇自然環境事務所長 殿

自然環境局国立公園課長  
( 公 印 省 略 )

### 国立公園における通景伐採の取扱いについて

国立公園における展望施設、園地等展望を目的に含む施設（以下「展望施設等」という。）の周辺で展望の妨げとなっている木竹を伐採する行為（以下「通景伐採」という。）の取扱いについて整理したので、今後下記に留意して対応されたい。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として各都道府県担当部局長に通知している旨申し添える。

#### 記

1. 国立公園事業である展望施設等（当該施設の敷地のうち、国立公園事業として執行される区域に限る。）内において必要最小限の範囲で通景伐採する行為（当該事業の執行者が行うものに限る。）については、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第20条第9項第1号又は第21条第8項第1号の「公園事業の執行として行う行為」に該当するため、法第20条第3項又は第21条第3項に基づく許可を要しない。また、法第10条第4項各号に掲げる事項に該当しないため、法第10条第6項に基づく公園事業の変更に係る協議又は認可の手続きも要しない。
2. 1に該当しない通景伐採については、法第20条第3項第2号又は第21条第3項第1号に基づき許可を要する行為となる。  
この場合にも、当該通景伐採は、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第15項第4号に定める許可基準（風致の維持のために行われるもの）に該当しうる。

なお、個別の行為が、1又は2に掲げる通景伐採に該当するか否かは、行為地の自然環境の状況、眺望対象、眺望方向等を考慮した上で、適切に判断されたい。

## 妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準

### 1 目的

妙高戸隠連山国立公園は、火山・非火山の個性的な山容の山々が密集した独特の景観を有し、その山麓には豊富な高原や湖沼が点在している。また、当国立公園の地域は豪雪地帯でもあり、厳しくもすばらしい自然の営みと、そこから恵みを受けた文化や山岳信仰が相まって、独特の文化的景観も有している。このような当国立公園では、登山が盛んであるほか、自然探勝や歴史探訪等、多様な利用がなされている。

そこで、当国立公園における安全で適正な公園利用及び景観保全を促進するため、誘導標識等のデザイン（構造、色彩、記載事項等）を統一することを目的とし、本基準を定めるものである。

なお、環境省では自然公園内の標識類の整備について、自然公園等技術指針（平成 25 年 7 月制定、平成 27 年 8 月改定）の中で具体的な整備方針や標準例を示している。今回作成する基準は、当指針に準拠しつつも当国立公園の特性や地域らしさを加味した、より具体的な標識のデザイン基準を示すものであり、妙高戸隠連山国立公園管理運営計画に位置付けることで、実効力を担保するものとする。

### 2 対象とする標識の種類

本基準の適用対象は、歩道（登山道、園路及び探勝歩道のいずれも含む。）沿線において、目的地への誘導を機能とする誘導標識とする。車道、林道であっても利用者が歩行する道については歩道として取り扱うものとする。

また、自然資源や地名等を周知する機能を持つ資源名標識及び行為の禁止や規制などの注意を示す注意標識については、下記基準に準ずることとする。

### 3 適用範囲

妙高戸隠連山国立公園内の歩道とその延長路線（公園区域外）を対象とする。なお、歩道管理者がそれらと一体と考える路線については、適用範囲に含めても良いものとする。

また、本基準は環境省や地方自治体等が整備するサインのみならず、民間事業者等が自然公園法の許認可を受けて設置するサインにも広く適用されるものである。

### 4 適正な配置

必要最低限の設置数とする。風致景観の支障とならないよう配慮しつつ、利用者の動線を考慮し、利用者の目につきやすい場所に設置する。近傍に同一機能の標識を重複して設置することは避け、既に複数存在している場所においては、必要性を吟味の上、統合又は撤去を検討する。

## 5 統一デザイン基準

妙高戸隠連山国立公園は豪雪地帯であること、また山岳地も多いことから、様々な自然環境や気象条件を想定したデザインであることが求められる。また、安全な登山や散策に寄与するための機能が必要となるとともに、外国人にも分かりやすいものにする必要がある。

以下に、誘導標識に関する基準を定め、これを妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準とする。なお、資源名標識及び注意標識は、これに準ずるものとする。

### 1) 構造

#### ① 形状

別添「標準デザイン」にあるように、「腕木タイプ」「単柱タイプ」「単柱（低タイプ）」及び「プレートタイプ」の4タイプを基本とする。ただし、自然環境、気象条件等に応じて着脱可能な構造とすることや支柱の形状を変更することを妨げない。

#### ② 色彩

焦げ茶色（DIC333 に準じた色彩）とする。ただし、石材の場合は素材色も可とする。

#### ③ 規模

気象、地形、利用状況等の立地条件を考慮し、別添1 標準デザインに準じたものとする。

### 2) 材料

#### ① 本体

木材を基本とする。ただし、気象、地理、地形、地質等の避けがたい事由により、木材では耐久性、施工性等に問題がある場合は、石材、鋼材、樹脂製等も可とする。さらに、岩体や建築物に直接表示又は掲出することを妨げない。

#### ② 表示板

木材、アルミニウム・ステンレス等の金属又は樹脂製を基本とする。

### 3) 記載事項

#### ① 以下の項目を基本とする。

「行き先（日本語：英語表記）」「現在地（日本語：英語表記）※1」「矢印（腕木タイプを除く）」「アイキャッチ」「設置者名※2」「ナンバリング※3」

#### ② 以下の項目は必要に応じて記載する。

「ピクトグラム※4」「標高」「合目・分数表示※5」「距離※5」「設置費用負担者（寄付者）名※6」「国立公園・ジオパーク等のシンボルマーク※7」

#### ③ レイアウト

別添「標準デザイン」を参考にレイアウトする。

- ※1 一般に認知されている地名がある場合は記載する。  
地名は原則として表示面のアイキャッチ内に記載する。但し、地名の表示を主眼とする資源名標識は例外とし、焦げ茶地に白抜き文字とする。
- ※2 プレートタイプを除き表示面には記載せず、支柱の側面又は背面に表示面積 50 cm<sup>2</sup>以下の規模で記載する。ただし、C単柱（低）タイプの場合は、支柱ではなく表示面に表示面積 10 cm<sup>2</sup>以下の規模で目立たぬよう記載することも可とする。  
プレートタイプの場合は、表示面積 10 cm<sup>2</sup>以下の規模で表示面に目立たぬよう記載するものとする。設置費用負担者名を記載する場合は、設置者名及び設置費用負担者名を合わせて 10 cm<sup>2</sup>以下の規模とする。  
表示面に記載する場合を除き、各種の管理情報（設置年次等）や設置者のシンボルマーク等を付記してもよい。これらを小型プレートとして支柱に貼り付ける場合は、プレートの地色は焦げ茶色、白色若しくは金属等の素材色とする。
- ※3 近傍にナンバリングされた登山道標識が存在する場合やナンバリングの必要のない路線においては、省略できる。
- ※4 一般的な多言語対応のピクトグラムについては、「自然公園等施設技術指針」に記載されている考え方を踏まえ、「JIS Z 8210 案内用図記号」と「標準案内用図記号ガイドライン」を使用した、別添2の「(1) 多言語対応のピクトグラム」とする。また、妙高戸隠連山国立公園独自で使用するピクトグラムは、「自然公園等施設技術指針」等を踏まえて検討した別添2の「(2) 妙高戸隠連山国立公園のピクトグラム」に掲げるものを使用する。なお、新たなピクトグラムを導入する際には、信越自然環境事務所に相談するものとし、「自然公園等施設技術指針」等を踏まえつつ、国際的・全国的な視点から検討した上で、別添2の(2)に追加するものとする。
- ※5 基本的には記載しないこととし、平坦な箇所や施設直近等（例：山小屋直近での山小屋までの距離）に限って距離表示を、急登等での到達度の目安に限って合目・分数表示を必要に応じて併記する。（所要時間の記載はしない。）
- ※6 設置費用負担者の名称等（会社名等。ロゴマークを含む。）は、設置費用負担者の希望があれば記載可能とする。  
この場合、プレートタイプを除き表示面には記載せず、支柱の側面又は背面に表示面積 50 cm<sup>2</sup>以下の規模で記載する。プレートタイプの場合は、設置者名及び設置費用負担者を合わせて表示面積 10 cm<sup>2</sup>以下の規模で表示面に目立たぬよう記載するものとする。  
なお、広告ではないことから、商品名の記載は認めない。但し、設置費用負担者によっては会社の正式名称よりブランド名や店舗名が一般的な場合もあ

るため、その場合は会社名に代わるそれらの記載を認める（1社1点とし複数のブランド名等を用いることは認めない。）。設置費用負担者が複数にわたる場合は、1社に絞るか記載をしないものとする。また、ロゴマークを用いる場合は、同時に会社名称等（文字）の記載はしないものとする（ロゴマークか文字情報のどちらかのみ）。

ロゴマークの色彩は白色、黒色若しくは焦げ茶色に限るものとする。これらのロゴを小型プレートとして支柱に貼り付ける場合は、プレートの地色は焦げ茶色、白色若しくは金属等の素材色とする。

※7 表示面には記載せず、支柱に最小限の規模でバランス良く配置する。

#### 4) アイキャッチ

霧等で視界が悪い時でも利用者にサインを視認させるための補助的な機能として、アイキャッチを表示面及び支柱頂部に表示する。色彩は黄緑色（DICDIC60に準じた色彩）とし、表示箇所は別添標準デザインによるものとする。ただし、支柱の形状又は材料によって表示が困難な場合や現地の状況から特に必要の無い場合等では、支柱頂部のアイキャッチは省略できるものとする。

#### 5) 使用言語・フォント

- ① 使用言語は、日本語及び英語に限る。※8
- ② 文字は白色とし、アイキャッチ内への記載は黒色とする。
- ③ フォントは「ユニバーサルデザイン 丸ゴシック」に準じた書体及び国立公園フォント（「TP 国立公園明朝 R」及び「TP 国立公園明朝 L」）を使用する。
- ④ 英語表記について、自然公園で一般的に用いられる用語は、「自然公園等施設技術指針」の多言語表記対訳語集を参照する。また、地名については、基本的な考え方は「地名等の英語表記規定」（平成28年3月国土交通省国土地理院）を参照して整理した別添3のとおりとする。なお、英語表記が不明な場合は、信越自然環境事務所に相談するものとし、原則としてネイティブチェックを経て、別添3付表に追加するものとする。

（※8 注意標識や解説板に準用する場合はこの限りではなく、むしろターゲットとなる外国人の言語を用いることが必要なので注意。外国語訳については、英語、中国語及び韓国語が掲載されている「自然公園等施設技術指針」の多言語表記対訳語集を参照する。）

#### 6) ナンバリング

安全対策及び外国人登山者に対する対応として、必要に応じて表示面にサインの固有番号を記載するものとする。ただし、表示面に記載できない場合は、利用者か



ら視認しやすいよう表示面の近くに記載するものとする。固有番号は、信越自然環境事務所においてとりまとめ、その位置情報等の関連情報とともに公開するものとする。なお、番号の振り方については、必要に応じて別途定めるものとする。

## 6 その他

既存の標識類の改修については本基準に定めるものではないが、なるべく、本基準に準じたものとするのが望まれる。また、入口看板その他の標識類についても、本基準に準じるものを求めるわけではないが、本基準による標識類と調和するデザインが望まれる。

この他、本基準に定めのない事項については、「自然公園等施設技術指針」によるものとする。また、本基準の変更等が必要な場合は「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」関係者の意見も踏まえ、信越自然環境事務所にて決定することとする。

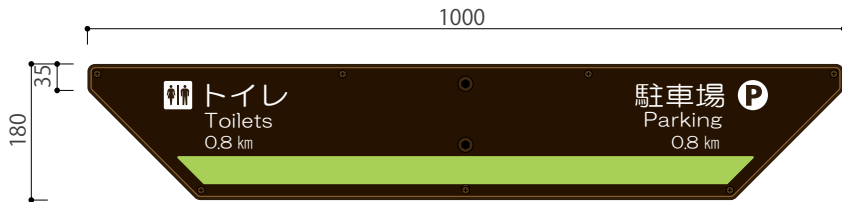
## 附則

本基準は、令和2年3月16日より施行する。

# 標準デザイン 【誘導標識】 A 腕木タイプ (円柱標準形)

別添1

アイキャッチ カラー  
 DIC60



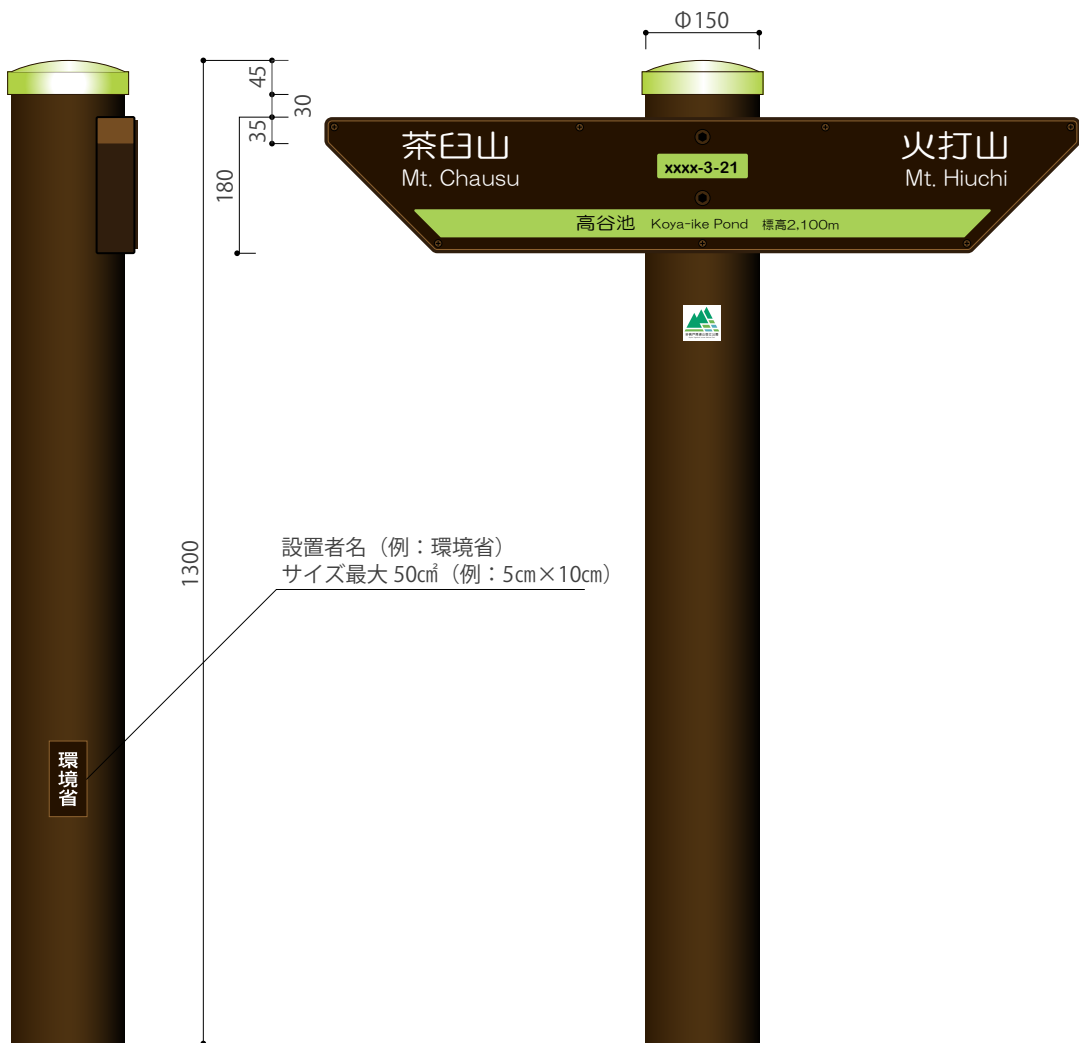
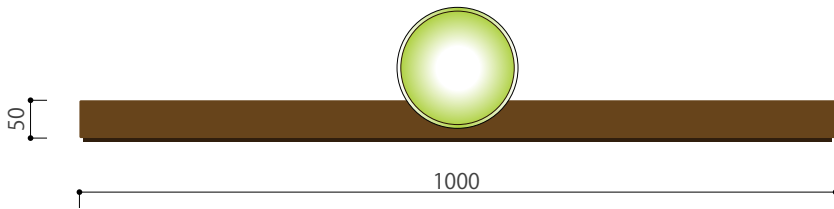
2方向誘導  
 (1段表示)  
 + 距離



2方向誘導  
 (2段表示)  
 + 現在地



1方向誘導  
 (1段表示)  
 + 現在地



2方向誘導  
 (1段表示)  
 + 現在地

設置者名 (例: 環境省)  
 サイズ最大 50cm<sup>2</sup> (例: 5cm×10cm)

側面

正面

# 【誘導標識】 B 単柱タイプ (角柱標準形)

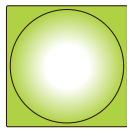
2方向誘導  
(1段表示)  
+ 現在地  
+ 標高

2方向誘導  
(1段表示)  
+ 距離

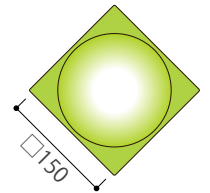
2方向誘導  
(2段表示)  
+ 現在地

山頂標識  
+ 標高  
(参考)

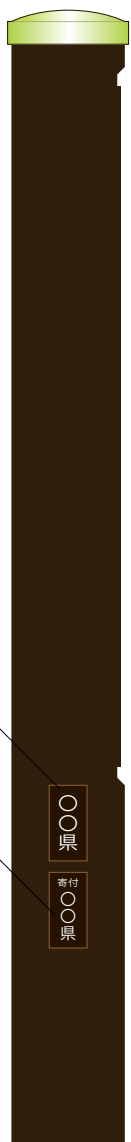
4方向誘導  
(1段表示)  
+ 現在地



□150



□150



側面



正面



設置者名  
(例: 〇〇県)  
サイズ最大 50cm<sup>2</sup>  
(例: 5cm × 10cm)

寄付者名  
サイズ最大 50cm<sup>2</sup>  
(例: 5cm × 10cm)

【誘導標識】 C 単柱（低）タイプ（角柱・低標準形）

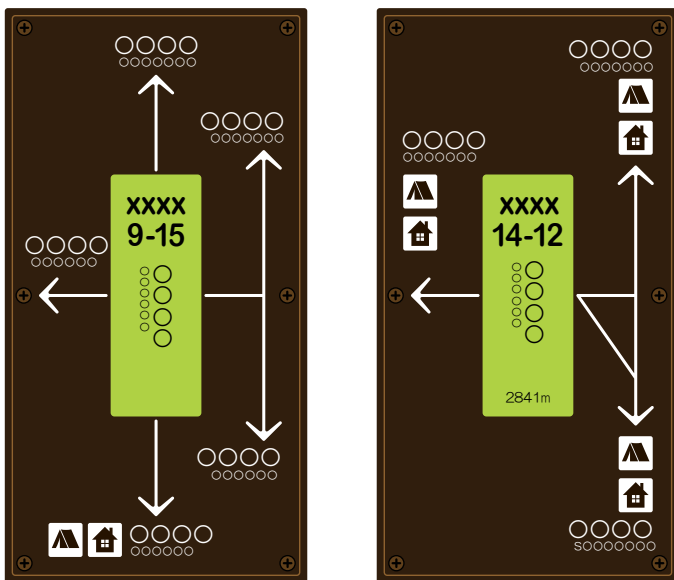


2方向誘導  
(1段表示)  
+ 現在地  
+ 標高

2方向誘導  
(1段表示)

2方向誘導  
(1段表示)  
+ 距離

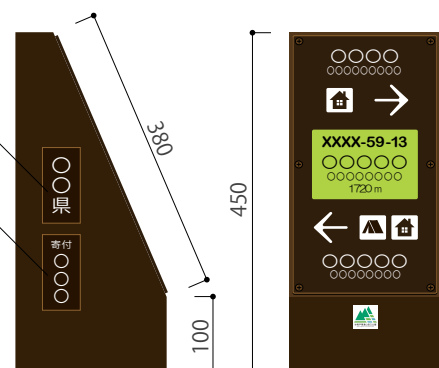
3方向誘導  
(2段表示)  
+ 現在地



(参考) 概念図表示  
+ 現在地

設置者名 (例: 〇〇県)  
サイズ最大 50cm<sup>2</sup> (例: 5cm × 10cm)

寄付者名  
サイズ最大 50cm<sup>2</sup> (例: 5cm × 10cm)



側面

正面

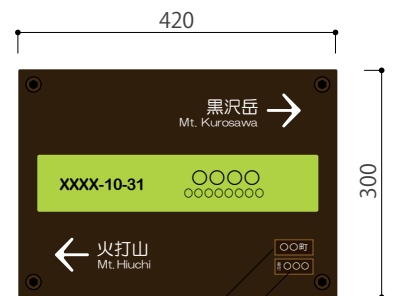
# 【誘導標識】 D プレートタイプ



3方向誘導  
(1段表示)



2方向誘導  
(1段表示)  
+ 現在地



設置者名 (例：〇〇町)  
サイズ最大 0cm<sup>2</sup>  
(例：5cm×2cm)

寄付者名  
サイズ最大 0cm<sup>2</sup>  
(例：5cm×2cm)



# 【資源名標識】

資源名標識は、「5. 統一デザイン基準」に規定する誘導標識のデザインに準ずることとされているが、記載事項及びレイアウトの基本的な考え方は以下のとおりとする。

## 1. 記載事項

記載内容の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

### 【必ず記載】

- ・表示面：資源名（日本語及び英語）、アイキャッチ
- ・支柱（プレートタイプは除く）：設置者

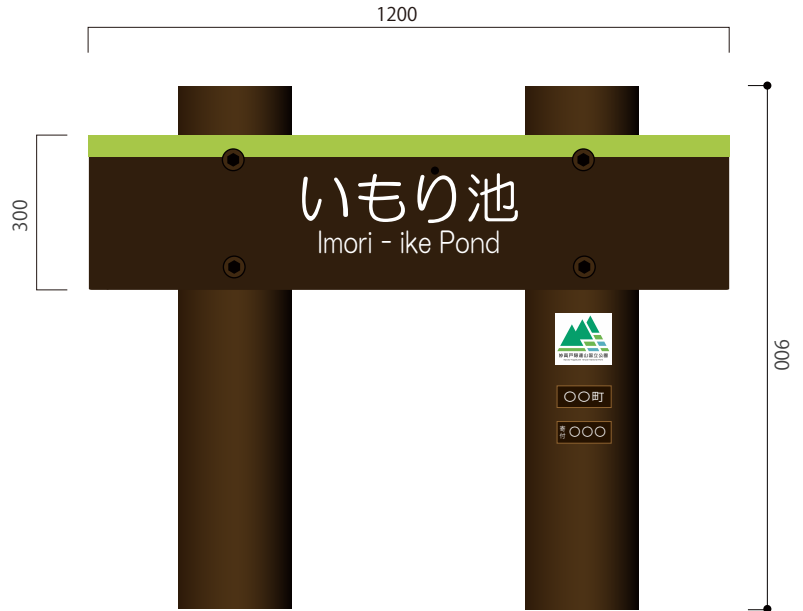
### 【必要に応じて記載】

- ・表示面：国立公園名、ピクトグラム、標高、合目 等
- ・支柱（プレートタイプは除く）：設置費用負担者（寄付者）、国立公園・ジオパーク等のシンボルマーク（※）等

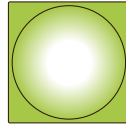
※支柱を推奨するが、表示面でも可

## 2. レイアウト

レイアウトの基本的な考え方は、以下のとおりとする。

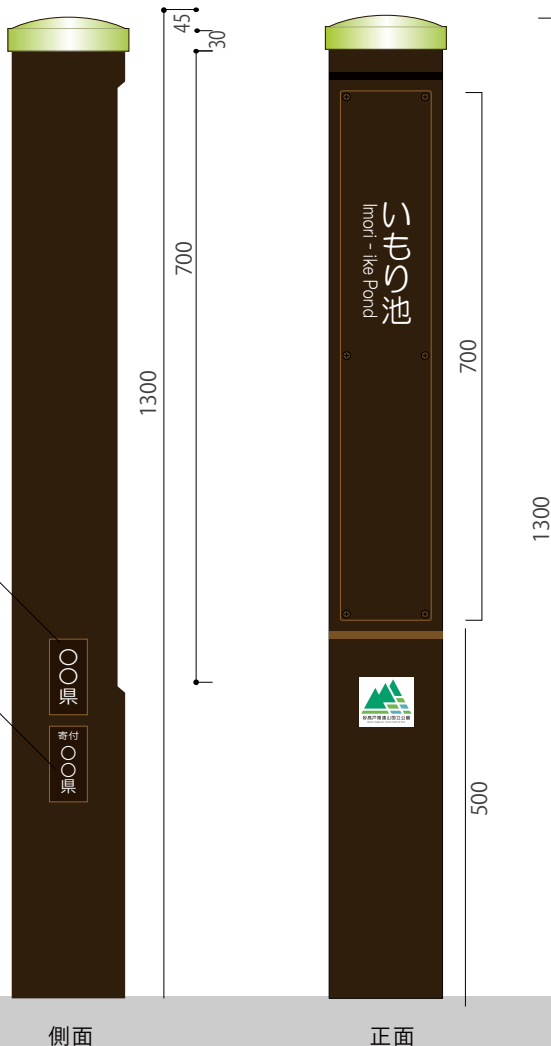


2方向誘導  
(1段表示)  
+ 距離



設置者名  
(例：〇〇県)  
サイズ最大 50cm<sup>2</sup>  
(例：5cm×10cm)

寄付者名  
サイズ最大 50cm<sup>2</sup>  
(例：5cm×10cm)



側面

正面



資源名標識は、風景とあわせた写真撮影に用いられることが多いこと、一方で写真撮影時以外は景観を阻害する要因になることもあることから、表示面積や設置位置・高さについては、現場に応じて慎重に検討すること。

# 【注意標識】

注意標識は、「5. 統一デザイン基準」に規定する誘導標識のデザインに準ずることとされているが、記載事項及びレイアウトの基本的な考え方は以下のとおりとする。

## 1. 記載事項

記載内容の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

### 【必ず記載】

- ・表示面：注意・マナーの内容（日本語及び英語※、ピクトグラム（ピクトグラムのない事項は除く）、アイキャッチ、
- ・支柱（プレートタイプは、表示面に記載）：設置者  
※必要に応じて、中国語・韓国語等を併記

### 【必要に応じて記載】

- ・表示面：注意喚起主体 等
- ・支柱（プレートタイプは、表示面に記載）：設置費用負担者（寄付者）、国立公園・ジオパーク等のシンボルマーク 等

## 2. レイアウト

レイアウトの基本的な考え方は、以下のとおりとする。



※表示面積は必要最小限にするとともに、支柱の高さは、景観を阻害しない、かつ、利用者に視認されやすい高さとする。g -

当国立公園で使用するピクトグラム

別添2





















(1) 一般的な多言語対応のピクトグラム  
外国人利用者のわかりやすさを目的に使用するピクトグラムを示す。






1. 公共・一般施設 Public Facilities		
1		案内所 Question & answer
2		案内(有人、無人) Information
3		病院 Hospital
4		救護所 First aid
5		警察 Police
6		お手洗 Toilets
7		男性 Men
8		女性 Women
9		障害のある人が使える設備 Accessible facility
10		スロープ Slope
11		飲料水 Drinking water
12		喫煙所 Smoking area
※12		火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。
13		加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room
※13		健康増進法の規定に基づく“健康増進法の一部を改正する法律の施行について(受動喫煙対策)(平成31年2月22日付)”に記載している加熱式たばこ専用喫煙室をはじめとした喫煙可能場所への20歳未満の者の立入を禁止する場所の表示は、左記の図記号を併用する。
14		チェックイン/ 受付 Check-in / Reception
15		忘れ物取扱所 Lost and found
16		ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation
17		きっぷうりば/ 精算所 Tickets / Fare adjustment

1. 公共・一般施設 Public Facilities		
18		手荷物一時預かり所 Baggage storage
19		コインロッカー Coin lockers
20		休憩所 / 待合室 Lounge / Waiting room
21		ミーティングポイント Meeting point
22		銀行・両替 Bank, money exchange (通貨記号の変更可)
23		キャッシュサービス Cash service (通貨記号の変更可)
24		郵便 Post
25		電話 Telephone
26		ファックス Fax
27		カート Cart
28		エレベーター Elevator
29		エスカレーター Escalator
30		上りエスカレーター Escalator , up
31		下りエスカレーター Escalator , down
32		階段 Stairs
33		ベビーケアルーム Baby care room
34		クローク Cloakroom
35		更衣室 Dressing room
36		更衣室(女性) Dressing room (women)



1. 公共・一般施設 Public Facilities		
37		シャワー Shower
38		浴室 Bath
39		水飲み場 Water fountain
40		くず入れ Trash box
41		リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products
42		高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people
43		障害のある人・けが人優先設備 Priority facilities for injured people
44		内部障害のある人優先設備 Priority facilities for people with Internal disabilities, heart pacer, etc.
45		乳幼児連れ優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children
46		妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers
47		高齢者優先席 Priority seats for elderly people
48		障害のある人・けが人優先席 Priority seats for injured people
49		内部障害のある人優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer, etc.
50		乳幼児連れ優先席 Priority seats for people accompanied with small children
51		妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers
52		ベビーカー Prams/Strollers
53		無線LAN Wireless LAN
54		充電コーナー Charge point
55		自動販売機 Vending machine
56		海外発行カード対応ATM ATM for overseas cards
57		オストメイト用設備/オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate





















1. 公共・一般施設 Public Facilities		
58		洋風便器 Sitting style toilet
59		和風便器 Squatting style toilet
60		温水洗浄便座 Spray seat
61		組合せ使用 (図記号セット)の基本
62		組合せ使用 (補助的に文字を入れた例)
63		優先エレベーターでの 使用例
64		電車の優先席での使用例
65		ヘルプマーク Help mark
2. 交通施設 Transport Facilities		
66		航空機 / 空港 Aircraft / Airport
67		鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station
68		船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port
69		ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport
70		バス / バスのりば Bus / Bus stop
71		タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop
72		レンタカー Rent a car
73		自転車 Bicycle
74		ロープウェイ Cable car
75		ケーブル鉄道 Cable railway
76		駐車場 Parking
77		出発 Departures

2. 交通施設 Transport Facilities		
78		到着 Arrivals
79		乗り継ぎ Connecting flights
80		手荷物受取所 Baggage claim
81		税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check
82		出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection
83		駅事務室 / 駅係員 Station office / Station staff
84		一般車 Car
85		レンタサイクル / シェアサイクル Rental bicycle / Bicycle sharing
3. 商業施設 Commercial Facilities		
86		レストラン Restaurant
87		喫茶・軽食 Coffee shop
88		バー Bar
89		ガソリンスタンド Gasoline station
90		会計 Cashier (通貨記号の変更可)
91		コンビニエンスストア Convenience store
92		店舗 / 売店 Shop
93		新聞・雑誌 Newspapers, magazines
94		薬局 Pharmacy
95		理容 / 美容 Barber / Beauty salon
96		手荷物託配 Baggage delivery service

4. 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities		
97		展望地 / 景勝地 View point
98		陸上競技場 Athletic stadium
99		サッカー競技場 Football stadium
100		野球場 Baseball stadium
101		テニスコート Tennis court
102		海水浴場 / プール Swimming place
103		スキー場 Ski ground
104		キャンプ場 Camp site
105		温泉 Onsen (Hot spring)
106		コミュニケーション Communication in the specified language (言語(ENGLISH)は、他の言語及び国旗に変更することができます。)
107		靴を脱いでください Take off your shoes
108		イヤホンガイド Audio guide
109		公園 Park
110		博物館 / 美術館 Museum
111		歴史的建造物1 Historical monument 1
112		歴史的建造物2 Historical monument 2
113		歴史的建造物3 Historical monument 3
114		自然保護 Nature reserve
115		スポーツ活動 Sporting activities
116		スカッシュコート Squash court
117		スキーリフト Ski lift

4. 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities		
118		腰掛け式リフト Chair lift
5. 安全 Safety		
119		消火器 Fire extinguisher
120		非常電話 Emergency telephone
121		非常ボタン Emergency call button
122		広域避難場所 Safety evacuation area
123		避難所(建物) Evacuation shelter (文字による補助表示が必要)
124		津波避難場所 Tsunami evacuation area (文字による補助表示が必要)
125		津波避難ビル Tsunami evacuation building (文字による補助表示が必要)
126		列車の非常停止ボタン Emergency train stop button
127		AED(自動体外式除細動器) Automated external defibrillator
128		非常口 Emergency exit
6. 禁止 Prohibition		
129		一般禁止 General prohibition
130		禁煙 No smoking
※130		火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。
131		火気厳禁 No open flame
132		進入禁止 No entry
133		駐車禁止 No parking
134		自転車乗り入れ禁止 No bicycles
135		立入禁止 No admittance

6. 禁止 Prohibition		
136		走るな / かけ込み禁止 Do not rush
137		さわるな Do not touch
138		捨てるな Do not throw rubbish
139		飲めない Not drinking water
140		携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones
141		電子機器使用禁止 Do not use electronic devices
142		撮影禁止 Do not take photographs
143		フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs
144		ベビーカー使用禁止 Do not use prams (文字による補助表示が必要)
145		遊泳禁止 No swimming
146		キャンプ禁止 No camping
147		ホームドア: たてかけない Do not lean objects on the platform door
148		ホームドア: 乗り出さない Do not lean over the platform door
149		飲食禁止 Do not eat or drink here
150		ペット持ち込み禁止 No uncaged animals
7. 注意 Warning		
151		一般注意 General caution
152		障害物注意 Caution, obstacles (文字による補助表示が必要)
153		上り段差注意 Caution, uneven access / up
154		下り段差注意 Caution, uneven access / down
155		滑面注意 Caution, slippery surface

7. 注意 Warning		
156		転落注意 Caution, drop (文字による補助表示が必要)
157		天井に注意 Caution, overhead
158		感電注意 Caution, electricity (文字による補助表示が必要)
159		津波注意(津波危険地帯) Warning, Tsunami hazard zone
160		崖崩れ・地滑り注意 Warning, steep sloop failurc, landslide
161		土石流注意 Warning, debris flow
162		ホームドア:ドアに手を挟まないよう注意 Caution, closing doors
8. 指示 Mandatory		
163		一般指示 General mandatory
164		静かに Quiet please
165		左側にお立ちください Please stand on the left (文字による補助表示が必要)
166		応用例 variant (文字による補助表示が必要)
167		一列並び Line up shingle fire (文字による補助表示が必要)
168		二列並び Line up in twos (文字による補助表示が必要)
169		三列並び Line up in threes (文字による補助表示が必要)
170		四列並び Line up in fours (文字による補助表示が必要)
171		矢印 Directional arrow
172		シートベルトを締める Fasten seat belt
173		安全バーを閉める Close over safety bar
174		安全バーを開ける Open over head safety bar
175		徒歩客は降りる Foot passenger have to get off

8. 指示 Mandatory		
176		スキーの先を上げる Raise ski tips
177		スキーヤーは降りる Skiers have to get off
9. 災害種別一般		
178		洪水／内水氾濫 Flood from river /Flood from inland waters
179		土石流 Debris flow
180		津波／高潮 Tsunami/Storm surges
181		崖崩れ・地滑り Steep slope failure, landslide
182		大規模な火事 Fire disasters
10. 洪水・堤防案内 Flood, Levee		
183		洪水 Flood (文字による補助表示が必要)
184		堤防 Levee (文字による補助表示が必要)

(2) 妙高戸隠連山国立公園のピクトグラム

利用者に理解されることを目的とする場合に使用するピクトグラムを示す。

次に示すピクトグラムには、文字の併記を必ず行う。また、同一地域の既設標識のピクトグラムと差異がないよう事前に確認を行う。(差異がある場合は、環境省「自然公園等施設技術指針」(公共標識59 頁④参照)

1. 施設表示等		
1		自然探勝路、園路、歩道 Nature trail / Footpath
2		登山道 Trail / Hiking trail
3		避難小屋 Shelter hut
4		山小屋 Mountain lodge
5		ビジターセンター Visitor center, Nature center
6		自然保護官事務所 Ranger station / Ranger office
7		携帯トイレ回収ボックス
8		携帯トイレベース
2. 自然資源・文化資源・観光資源等		
9		湖沼
10		滝
11		神社
12		カヌー
13		花みどころ
3. 禁止・規制、警告、指示、マナー等		
14		悪路のため足下注意 Rough terrain! Watch your step
15		落石危険・頭上注意 Danger of falling rocks!
16		危険・火山性有毒ガス注意 Toxic volcanic gas! 雨天時注意・土石流危険渓流 Danger of landslide when raining 等
17		危険・クマ出没中注意 Warning! Bear habitat

3. 禁止・規制、警告、指示、マナー等		
18		落枝注意 Caution, falling twigs
19		スノーモービル等乗り入れ規制区域 Snowmobiles prohibited area
20		自動車バイク等乗り入れ規制区域 All motor vehicles prohibited area
21		モーターボート等乗り入れ規制区域 Motorboats prohibited area
22		花を採らないでください/ 採らない Do not pick wildflowers or damage plants
23		動物を獲らないでください/ 獲らない No hunting or fishing / All wildlife is Protected from hunting or harassment
24		野生動物に餌を与えないでください / 与えない Do not feed any wild animals / Do not feed and handle wildlife
25		自然を大切に/ 自然を大切にしよう Care for nature 等
26		歩行中禁煙 / 吸わない No smoking while walking
27		焚火禁止 / 炊かない No lighting fires / Fires are not permitted
28		ペットの持ち込みはご遠慮ください No pets / No pets allowed
29		爆竹などの花火類禁止 No fireworks / Fireworks including firecrackers are prohibited
30		注) 左側を歩きましょう
31		注) スtockにはキャップをつけましょう

#### 4. ユニバーサルデザイン

32	a		勾配 5%以下 Slope 5% maximum
	b		
33	a		勾配 8%以下 Slope 8% maximum
	b		
34	a		勾配 8%以上を含む Includes slope over 8%
	b		

## 地名の英語表記の基本的な考え方

項目	表現方法	例	備考
山、岳(嶽)	Mt. (固有名詞)	火打山(ひうちやま) : Mt. Hiuchi 雨飾山(あまかざりやま) : Mt. Amakazari 鋸岳(のこぎりだけ) : Mt. Nokogiri ※焼山(やけやま) : Mt. Yakeyama ※鉢が岳(ほこがたけ) : Mt. Hokogatake	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Mt.と(固有名詞)の間を半角スペースあける</li> <li>• 山岳名をローマ字表記し、頭に「Mt.」を付ける。</li> <li>※「yama」「dake」の削除した場合に意味のなさない名称となる場合や固有名詞部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合は、削除しない。</li> <li>※地形を表す部分の直前に助字がある場合は追加方式</li> </ul>
尾根	(固有名詞) Ridge	茂倉尾根(しげくらおね) : Shigekura Ridge	名称をローマ字表記し、語尾に「Ridge」を付ける。
川	(固有名詞) River/Riv.	関川(せきかわ) : Sekikawa River 鳥居川(とりいがわ) : Torii River	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 沢も一定程度規模の大きいものはRiverとする</li> <li>• 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合、「kawa」を追加する。</li> </ul>
沢・谷	(固有名詞) Valley	大洞沢(だいどうさわ) : Daido Valley 荒菅沢(あらすげさわ) : Arasuge Valley	名称をローマ字表記し、語尾に「Valley」を付ける。
湖	Lake (固有名詞)	野尻湖(のじりこ) : Lake Nojiri	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 湖名をローマ字表記し、頭に「Lake」を付ける。</li> <li>• 一定程度の大きさの沼、池もLake</li> </ul>
峠	(固有名詞) - Pass	乙見峠(おとみとうげ) : Otomi Pass 湯峠(ゆとうげ) : Yutoge Pass	固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合は、「toge」を追加する。
湿原	(固有名詞) Marsh	大谷地湿原(おおやちしつげん) : Oyachi Marsh 大ダルミ湿原(おおだるみしつげん) : Odarumi Marsh	
池	(固有名詞) Pond	いもり池(いもりいけ) : Imori - ike Pond 鏡池(かがみいけ) : Kagami - ike Pond	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小規模な池(既存のパンフレットに準拠)</li> <li>• 「池」まで含めた名称をローマ字表記し、最後に「Pond」を付ける</li> </ul>
高原	(固有名詞) Highland	笹ヶ峰高原(さがみねこうげん) : Sasagamine Highland 黒姫高原(くろひめこうげん) : Kurohime Highland	
滝	(固有名詞) Falls	苗名滝(なえなたき) : Naena - daki Falls 惣滝(そうたき) : So - taki Falls	「滝」まで含めた名称をローマ字表記し、最後に「Falls」をつける
新道	(固有名詞) shindo Trail	新道(しんどう) : Shindo Trail (黒姫山)	新道を含めて固有名詞となっているものが多いため、ローマ字表記にTrailを追加
分岐	(固有名詞) - bunki(Branch point/Junction)	新道分岐(しんどうぶんき) : Shindo Trail - Bunki(Branch Point)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分岐も含めて、地名として認識されており、また「分岐」だけでも3音拍以上あり、全体的に音拍がながくなるため、固有名詞と分岐をハイフンで区切って表示</li> <li>• 必要に応じて()書きでBranch pointまたは Junction 等を追加</li> </ul>
展望台	Observatory	とや展望台(とやてんぼうだい) : Toya Observatory	展望地 (View Point) 等と区別してOvservatoryとする
登山口	(固有名詞) Trailhead	黒姫山登山口 : Mt. Kurohime Trailhead 雨飾山登山口 : Mt. Amakazari Trailhead	名称のうち「登山口」以外の部分をローマ字表記し、語尾に「Trailhead」を付ける。
温泉	(固有名詞) - onsen (Hot Spring)	赤倉温泉(あかくらおんせん) : Akakura - onsen (Hot Spring) 小谷温泉(おたりおんせん) : Otari - onsen (Hot Spring)	

地名等の英語表記リスト（糸魚川市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
地名	都道府県名	新潟県	にいがたけん	Niigata Pref.
地名	市町村名	糸魚川市	いといがわし	Itoigawa City
地名	地名	難所のぞき	なんしょのぞき	Nanshonzoki
地名	地名	大曲	おおまがり	Omagari
地名	地名	笹平	ささだいら	Sasadaira
地名	地名	富士見峠	ふじみとうげ	Fujimi Pass
地名	地名	泊岩分岐	とまりいわぶんぎ	Tomari-iwa-bunki (Branch Point)
地名(避難小屋)	地名	泊岩	とまりいわ	Tomari-iwa
ビューポイント	山	雨飾山	あまかざりやま	Mt. Amakazari
ビューポイント	山	金山	かなやま	Mt. Kanayama
ビューポイント	山	焼山	やけやま	Mt. Yakeyama
ビューポイント	山	烏帽子岳	えぼしだけ	Mt. Eboshi
ビューポイント	山	鬼ヶ面山	おにがつらやま	Mt. Onigatsura
ビューポイント	山	放山	はなれやま	Mt. Hanare
ビューポイント	山	鉾ヶ岳	ほこがたけ	Mt. Hokogatake
ビューポイント	山	火打山	ひうちやま	Mt. Hiuchi
ビューポイント	山	阿彌陀山	あみだやま	Mt. Amida
ビューポイント	山	駒ヶ岳	こまがたけ	Mt. Komagatake
ビューポイント	山	鉢山	はちやま	Mt. Hachiyama
ビューポイント	山	曇蘭山	ひるくらやま	Mt. Hiruskura
ビューポイント	山	高松山	たかまつやま	Mt. Takamatsu
ビューポイント	山	空沢山	からさわやま	Mt. Karasawa
ビューポイント	山	御殿山	ごてんやま	Mt. Goten
ビューポイント	山	不動山	ふどうさん	Mt. Fudo
ビューポイント	山	谷雅山	ようがさん	Mt. Yoga
ビューポイント	山	裏金山	うらかなやま	Mt. Ura-kanayama
ビューポイント	山	鯉岳	のこぎりだけ	Mt. Nokogiri
ビューポイント	山	白鳥連峰	はくばれんぼう	Hakuba Mountain Range
ビューポイント	池	しろ池	しろいけ	Shiro-ike Pond
ビューポイント	池	中の池	なかのいけ	Naka-no-ike Pond
ビューポイント	渓谷	滝谷渓谷	うみだにけいこく	Umidani Gorge
ビューポイント	ジオ・ジオサイト	糸魚川ユネスコ世界ジオパーク	いといがわゆねすこせかいじおぼーく	Itoigawa UNESCO Global Geopark



地名等の英語表記リスト（糸魚川市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
ビューポイント	ジオ・ジオサイト	糸魚川一帯阿蘇構造線断層露頭	いといがわしずおかこうぞうせんだんせうろうとう	Itoigawa-Shizuoka Tectonic Line (ISTL) Fault Outcrop
ビューポイント	ビューポイント(展望台等)	とや展望台	とやてんぼうだい	Toya Observatory
博物館	博物館・資料館	フォッサマグナミュージアム	ふおっさまぐなみゆーじあむ	Fossa Magna Museum
博物館	体験施設	フォッサマグナパーク	ふおっさまぐなぱーく	Fossa Magna Park
公園・広場	観光資源	湖台三峽パーク	うみだにさんさきょうぱーく	Umidani Sankyō Park
温泉	温泉	雨飾温泉	あまかざりおんせん	Amakazari - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	笹倉温泉	ささくらおんせん	Sasakura - Onsen (Hot Spring)
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	雨飾山荘	あまかざりさんせう	Amakazari Mountain Lodge
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	龍雲荘	りゅううんせう	Hotel Ryu'unso
情報拠点	観光協会	糸魚川市観光協会	いといがわしかんこうきょうかい	Itoigawa City Tourism Association
避難小屋	避難小屋	湖沢シエルトー	からさわしえるとー	Karasawa Shelter hut
交通	駅	糸魚川駅	いといがわえき	Itoigawa Station
交通	駅	筒石駅	つついしえき	Tsutsuishi Station
交通	駅	能生駅	のうえき	Nou Station
交通	駅	頸城大野駅	くびきおおのえき	Kubiki-Ono Station
交通	駅	浦本駅	うらもとえき	Uramoto Station
交通	駅	梶屋敷駅	かじやしきえき	Kaiyashiki Station
交通	駅	小滝駅	こたきえき	Kotaki Station
交通	駅	根知駅	ねちえき	Nechi Station
交通	駅	姫川駅	ひめかわえき	Himekawa Station
交通	駅	平岩駅	ひらいわえき	Hiraiwa Station
交通	鉄道	日本海ひすいライン	にほんかいひすいらいん	Nihonkai-Hisui Line
交通	鉄道	大糸線	おおいとせん	Oito Line
交通	鉄道	北陸新幹線	ほくりくしんかんせん	Hokuriku Shinkansen
交通	鉄道	えちごときめき鉄道	えちごときめきてつどう	Echigo TOKIMEKI Railway
交通	道路・IC	北陸自動車道	ほくりくじどうしゃどう	Hokuriku Expressway
交通	古道	塩の道	しおのみち	Shio-no-michi Trail
交通	登山道	登山道(具体例:雨飾山登山道)	とざんどう(あまかざりやまとざんどう)	Trail (ex Mt. Amakazari Trail)

地名等の英語表記リスト（妙高市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
地名	都道府県名	新潟県	にいがたけん	Niigata Pref.
地名	市町村名	妙高市	みょうこうし	Myoko City
地名	地名	赤倉銀座	あかくらぎんざ	Akakura Ginza
地名	地名	笹ヶ峰	ささがみね	Sasagamine
地名	地名	新赤倉三叉路	しんあかくらさんざろ	Shin-Akakura Sansaro
地名	地名	天狗の庭	てんぐのにわ	Tengu-no-niwa
地名	地名	富士見平	ふじみだいら	Fujimidaira
地名	地名	ライチヨウ平	らいちようだいら	Raichodaira
地名	地名	夢見平	ゆめみだいら	Yumemidaira
地名	地名	十二曲り	じゅうにまがり	Juni-magari
地名	地名	大倉乗越	おおくらのっこし	Okura-nokkoshi
地名	地名	大倉分岐	おおくらぶんぎ	Okura-bunki (Branch Point)
地名	地名	長助分岐	ちようすけぶんぎ	Chosuke-bunki (Branch Point)
地名	地名	三ツ峰分岐	みつみねぶんぎ	Mitsumine-bunki (Branch Point)
地名	地名	関山神社	せきやまじんじや	Sekiyama-jinja Shrine
地名	地名	五最杉	ごさいすぎ	Gosaisugi
ビューポイント	山	火打山	ひうちやま	Mt. Hiuchi
ビューポイント	山	大倉山	おおくらやま	Mt. Okura
ビューポイント	山	金山	かなやま	Mt. Kanayama
ビューポイント	山	天狗原山	てんぐはらやま	Mt. Tenguwara
ビューポイント	山	堂津岳	どうつだけ	Mt. Dotsu
ビューポイント	山	黒沢岳	くろさわだけ	Mt. Kurosawa
ビューポイント	山	三田原山	みたはらやま	Mt. Mitahara
ビューポイント	山	妙高山	みょうこうさん	Mt. Myoko
ビューポイント	山	神奈山	かななさん	Mt. Kanna
ビューポイント	山	焼山	やけやま	Mt. Yakeyama
ビューポイント	山	弥八山	よはちやま	Mt. Yohachi
ビューポイント	山	谷雅山	よつかさん	Mt. Yoga
ビューポイント	山	不動山	ふどうさん	Mt. Fudo
ビューポイント	山	裏金山	うらがなやま	Mt. Ura-kanayama
ビューポイント	山	露平治岳	かへいじだけ	Mt. Kaheiji
ビューポイント	山	老山(鑑山)	おいやま(まろいやま)	Mt. Oiyama (Mt. Yoroi)

地名等の英語表記リスト（妙高市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
ビューポイント	山	黒鷲山	くろびしやま	Mt. Kurobishi
ビューポイント	山	弥八山	やばちやま	Mt. Yabachi
ビューポイント	山	前山	さきやま	Mt. Sakiyama
ビューポイント	山	藤巻山	ふじまきやま	Mt. Fujimaki
ビューポイント	山	坪岳	つぼだけ	Mt. Tsubodake
ビューポイント	山	横根山	よこねやま	Mt. Yokone
ビューポイント	山	鳥越	とりごえ	Mt. Torigoe
ビューポイント	山	赤尾岳	あかおだけ	Mt. Akao
ビューポイント	山	池ノ峰	いけのみね?	Mt. Ikenomine
ビューポイント	山	赤倉山	あかくらやま	Mt. Akakura
ビューポイント	山	三ツ山	みつやま	Mt. Mitsuyama
ビューポイント	山	柳原岳	やなぎはらだけ	Mt. Yanagihara
ビューポイント	山	神道山	しんどうざん	Mt. Shinto
ビューポイント	山	地藏山	じぞうやま	Mt. Jizo
ビューポイント	山	松尾山	まつおやま	Mt. Matsuo
ビューポイント	山	薬師岳	やくしだけ	Mt. Yakushi
ビューポイント	山	白山	うすやま	Mt. Usuyama
ビューポイント	山	三頭山	みとうざん	Mt. Mito
ビューポイント	山	山頂(具体例:火打山山頂)	ひうちやまざんちよう	Peak (ex. Peak of Mt. Hiuchi)
ビューポイント	山	大毛無山	おおげなしやま	Mt. Ogenashi
ビューポイント	山	天狗山	てんぐやま	Mt. Tengu
ビューポイント	山	乙妻山	おとつまやま	Mt. Ototsuma
ビューポイント	山	高妻山	たかつまやま	Mt. Takatsuma
ビューポイント	湖	乙見湖	おとみこ	Lake Otomi
ビューポイント	池	いもり池	いもりいけ	Imori-ike Pond
ビューポイント	池	黒沢池	くろさわいけ	Kurosawa-ike Pond
ビューポイント	池	高谷池	こうやいけ	Koya-ike Pond
ビューポイント	池	清水ヶ池	しみずがいけ	Shimizuga-ike Pond
ビューポイント	池	仙人池	せんじんいけ	Sennin-ike Pond
ビューポイント	池	長助池	ちようすけいけ	Chosuke-ike Pond
ビューポイント	池	仙人池	せんじんいけ	Sennin-ike Pond
ビューポイント	滝	地震滝	じしんたき	Jishin-taki Falls

地名等の英語表記リスト（妙高市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
ビューポイント	滝	惣滝	そうたき	So-taki Falls
ビューポイント	滝	ヒコサの滝	ひこさのたき	Hikosa-no-taki Falls
ビューポイント	滝	苗名滝	なえなたき	Naena-taki Falls
ビューポイント	滝	不動滝	ふどうたき	Fudo-taki Falls
ビューポイント	高原	笹ヶ峰高原	ささがみねこうげん	Sasagamine Highland
ビューポイント	高原	妙高原	みょうこうげん	Myoko Highland
ビューポイント	湿原	赤倉山南麓湿原	あかくらやまなんろくしつげん	Akukurayama-Nanroku Marsh
ビューポイント	湿原	おおほり湿原	おおほりしつげん	Ohori Marsh
ビューポイント	ビューポイント（展望台等）	惣滝（展望台）	そうたき	So-taki Falls (Observatory)
ビューポイント	公園・植物園	足湯公園	あしゆこうえん	Ashiyu (foot bath) Park
ビューポイント	その他自然資源	黄金清水	こがねしみず	Kogane-shimizu Spring
ビューポイント	その他自然資源	宇棚の清水	うだなのしみず	Udana-no-shimizu Spring
博物館	ビクターセンター	妙高原ビクターセンター	みょうこうげんびじたーせんたー	Myoko Kogen Visitor Center
公園・広場	観光資源	赤倉足湯	あかくらあしゆ	Akakura Onsen Footbath
公園・広場	観光資源	湯と花の公苑	ゆとはなのこうえん	Yu-to-Hana-no-koen Park
アクティビティ	キャンプ場	笹ヶ峰キャンプ場	ささがみねきゃんぷじょう	Sasagamine Campground
アクティビティ	スキー場	妙高杉ノ原スキー場	みょうこうすぎのはらすきーじょう	Myoko Suginohara Ski Area
アクティビティ	スキー場	池の平温泉スキー場	いけのたいらおんせんすきーじょう	Ikenotaira Onsen Ski Area
アクティビティ	スキー場	赤倉観光リゾートスキー場	あかくらかんこうりぞーとすきーじょう	Akakura Kanko Resort Ski Area
アクティビティ	スキー場	赤倉温泉スキー場	あかくらおんせんすきーじょう	Akakura Onsen Ski Resort
アクティビティ	スキー場	関温泉スキー場	せきおんせんすきーじょう	Seki Onsen Ski Resort
アクティビティ	スキー場	妙高スキーパーク	みょうこうすきーぱーく	Myoko Ski Park Resort
アクティビティ	スキー場	休暇村妙高リンクススキー場	きゅうかむらみょうこうりんくすきーじょう	Kyukamura Myoko Runrun Ski Resort
温泉	温泉	妙高原温泉郷	みょうこうげんおんせんきょう	Myoko Kogen Onsen Kyo
温泉	温泉	赤倉温泉	あかくらおんせん	Akakura - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	池の平温泉	いけのたいらおんせん	Ikenotaira - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	新赤倉温泉	しんあかくらおんせん	Shin Akakura - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	杉野沢温泉	すぎのさわおんせん	Suginosawa - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	杉ノ原温泉	すぎのはらおんせん	Suginohara - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	関温泉	せきおんせん	Seki - Onsen (Hot Spring)
温泉	温泉	燕温泉	つばめおんせん	Tsubame - Onsen (Hot Spring)
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	赤倉観光ホテル	あかくらかんこうほてる	Akakura Kanko Hotel

地名等の英語表記リスト（妙高市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	休暇村妙高	きゆうかむらみようこう	Kyukamura Myoko (Hotel)
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	黒沢池ヒュッテ	くろさわいけヒュッテ	Kurosawaike Hutte
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	高谷池ヒュッテ	こうやいけヒュッテ	Koyaike Hutte
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	笹ヶ峰グリーンハウス	ささがみねぐリーんはうす	Sasagamine Green House
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	黄金の湯	おうごんのゆ	Ogon-no-yu (Hot spring)
宿泊施設・エリア	公共温泉浴場	河原の湯	かわらのゆ	Kawaraya-no-yu (Hot spring)
情報拠点	観光協会	妙高高原観光案内所	みようこうこうげんかんこうあんないじよ	Myoko Kogen Tourist Information Center
情報拠点	観光協会	赤倉温泉観光協会	あかくらおんせんかんこうきようかい	Akakura Onsen Tourism Association
情報拠点	観光協会	池の平温泉観光協会	いけのたいら おんせん かんこうきようかい	Ikenotaira Onsen Tourism Association
情報拠点	観光協会	新赤倉観光協会	しんあかくらかんこうきようかい	Shin-Akakura Tourism Association
情報拠点	観光協会	杉野沢観光協会	すぎのさわ かんこうきようかい	Suginosawa Tourism Association
情報拠点	観光協会	妙高ツーリズムマネージメント	みようこうつーりずむまねーじめんと	Myoko Kogen Tourist Office
情報拠点	休憩施設	乙見湖休憩舎	おとみこきゆうけいしゃ	Sasagamine Otomiko rest house (visitor center)
避難小屋	避難小屋	大谷ヒュッテ	おおたにひゅって	Otani Hutte (Shelter hut)
避難小屋	避難小屋	氷沢避難小屋	ひょうさわひなんごや	Hyosawa Shelter hut
交通	駅	妙高原駅	みようこうこうげんえき	Myokogen station
交通	駅	新井駅	あらいえき	Arai Station
交通	駅	北新井駅	きたあらいえき	Kita-Arai Station
交通	駅	関山駅	せきやまえき	Sekiyama Station
交通	駅	上越妙高駅	じょうえつみようこうえき	Joetsu Myoko Station
交通	鉄道	北しなの線	きたしなのせん	Kita-Shinano Line
交通	鉄道	妙高はねうまライン	みようこうはねうまらいん	Myoko-Haneuma Line
交通	鉄道	北陸新幹線	ほくりくしんかんせん	Hokuriku Shinkansen
交通	鉄道	しなの鉄道	しなのてつどう	Shinano Railway
交通	鉄道	えちごトキめき鉄道	えちごときめきてつどう	Echigo-Tokimeki Railway
交通	道路・IC	上信越自動車道	じょうしんえつじどうしやどう	Joshin-etsu Expressway
交通	古道	北国街道	ほっこくかいどう	Hokkoku Ancient Road
交通	歩道	笹ヶ峰一周歩道	ささがみねいっしゅうほうどう	Sasagamine Hiking Trail
交通	歩道	妙高原自然歩道	みようこうこうげんしぜんほうどう	Myoko Kogen Hiking Trail
交通	歩道	笹ヶ峰夢見平遊歩道	ささがみねゆめみだいらゆうほうどう	Sasagamine Yumemidaira Hiking Trail
交通	リフト・ゴンドラ	杉ノ原ゴンドラ	すぎのほらごんどう	Suginohara Gondola
交通	リフト・ゴンドラ	妙高高原スカイケーブル	みようこうこうげんスカイケーブル	Myoko Kogen Sky Cable

地名等の英語表記リスト（長野市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
地名	都道府県名	長野県	ながのけん	Nagano Pref.
地名	市町村名	長野市	ながのし	Nagano City
地名	地名	小天狗の森	こてんぐのもり	Kotengu-no-mori forest
地名	地名	鬼女紅葉の岩屋	きじよもみじのいわや	Kijo-Momiji-no-Iwaya grotto
ビューポイント	山	荒倉山	あらくらやま	Mt. Arakura
ビューポイント	山	乙妻山	おとつまやま	Mt. Ototsuma
ビューポイント	山	九頭龍山	くずりゅうやま	Mt. Kuzuryu
ビューポイント	山	怪無山	けなしやま	Mt. Kenashi
ビューポイント	山	高妻山	たかつまやま	Mt. Takatsuma
ビューポイント	山	西岳	にしだけ	Mt. Nishidake
ビューポイント	山	飯縄山	いいなやま	Mt. Izuna
ビューポイント	山	一夜山	いちやさん	Mt. Ichiya
ビューポイント	山	奥西山	おくにしやま	Mt. Okunishi
ビューポイント	山	陣場平山	じんばだらやま	Mt. Jinbadaira
ビューポイント	山	戸隠山	とがくしやま	Mt. Togakushi
ビューポイント	山	信越五岳	しんえつごがく	Shinetsu Gogaku (five mountains of Northern Shinshu)
ビューポイント	山	樽瀬山	めのおさん	Mt. Meno
ビューポイント	山	霊仙寺山	れいせんじやま	Mt. Reisenji
ビューポイント	山	八方院	はっぽうにらみ	Happonirami peak
ビューポイント	山	高テツキ山	たかてつきやま	Mt. Takadekki
ビューポイント	山	本院岳	ほんいんだけ	Mt. Hon'in
ビューポイント	山	第一峰 (P1)	だいいっぽう (P1)	Daiippo peak (P1)
ビューポイント	山	合ノ峰	あいのみね	Mt. Ainomine
ビューポイント	山	佐渡山	さどやま	Mt. Sado
ビューポイント	山	中西山	なかにしやま	Mt. Nakanishi
ビューポイント	山	東山	ひがしやま	Mt. Higashiyama
ビューポイント	山	黒鼻山	くろばなやま	Mt. Kurobana
ビューポイント	山	五地藏山	ごじぞうさん	Mt. Gojizo
ビューポイント	山	荒倉山	あらくらやま	Mt. Arakura
ビューポイント	山	砂鉢山	すなはちやま	Mt. Sunahachi
ビューポイント	山	大頭山	おおつむりやま	Mt. Otsumuri

地名等の英語表記リスト（長野市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
ビューポイント	山	愛宕山	あたごやま	Mt. Atago
ビューポイント	山	大峰山	おおみかねやま	Mt. Omine
ビューポイント	山	地附山	じづきやま	Mt. Jizuki
ビューポイント	山	虫倉山	むしくらやま	Mt. Mushikura
ビューポイント	山	富士ノ塔山	ふじのとうやま	Mt. Fujinoto
ビューポイント	山	戸隠連峰	とがくしれんぼう	Togakushi Mountain Range
ビューポイント	池	種池	たねいけ	Tane-ike Pond
ビューポイント	池	鏡池	かがみいけ	Kagami-ike Pond
ビューポイント	池	小鳥ヶ池	ことりがいけ	Kotoriga-ike Pond
ビューポイント	池	大座法師池	だいでほうしいけ	Daizahoshi-ike Pond
ビューポイント	池	みどりが池	みどりがいけ	Midoriga-ike Pond
ビューポイント	高原	飯綱高原	いづなこうげん	Iizuna Highland
ビューポイント	高原	戸隠高原	とがくしこうげん	Togakushi Highland
ビューポイント	湿原	大谷地湿原	おおやちつげん	Oyachi Marsh
ビューポイント	公園・植物園	奥箱花自然園	おくすばなしぜんえん	Okusobana Shizenen (Nature Garden)
ビューポイント	公園・植物園	戸隠森林植物園	とがくしりんりんしょくぶつえん	Togakushi Forest Botanical Garden
ビューポイント	公園・植物園	飯綱高原森林博物館	いづなこうげんりんりんしょくぶつかん	Nagano Iizuna Forest Museum
ビューポイント	公園・植物園	一の鳥居苑地	いちのとりのえんち	Ichinotori-enchi Park
ビューポイント	牧場	戸隠牧場	とがくしぼくじょう	Togakushi Bokujo (Ranch)
ビューポイント	指定	国の重要伝統的建造物群保存地区	じゅうようでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく	Important Preservation Zone for a Group of Traditional Buildings
博物館	博物館・資料館	戸隠流忍法資料館	とがくしにんぼうしりょうかん	Togakushi Ninja Museum
博物館	博物館・資料館	戸隠民俗館	とがくしみんぞくかん	Togakushi Folk Museum
博物館	博物館・資料館	戸隠地質化石博物館	とがくしちしつかせきはくぶつかん	Togakushi Museum of Natural History
博物館	体験施設	八十二森のまなびや	はちじゅうにものりまなびや	82 Mori-no-Manabiya (Forest Learning Center)
アクティビティ	キャンプ場	飯綱高原キャンプ場	いづなこうげんきゃんぷじょう	Iizuna Kogen Highland Campsite
アクティビティ	キャンプ場	戸隠キャンプ場	とがくしきゃんぷじょう	Togakushi Campground
アクティビティ	キャンプ場	飯綱東高原オートキャンプ場	いづなひがしがしこうげんおーときゃんぷじょう	Iizuna-Higashi Kogen Campground
アクティビティ	スキー場	飯綱高原スキー場	いづなこうげんすきーじょう	Iizuna Kogen Ski Area
アクティビティ	スキー場	戸隠スキー場	とがくしすきーじょう	Togakushi Ski Area
アクティビティ	体験施設	戸隠竹細工センター	とがくしたけざいくせんたー	Togakushi Bamboo Crafts Center
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	いこいの村 アゼリア飯綱	いこいのむらあぜいりあいいづな	Ikoinomura Azeiria Iizuna

地名等の英語表記リスト（長野市）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	茅葺屋根の宿坊	かやがやねのしゆくぼう	Thatched Roof temple lodging
神社仏閣	神社仏閣・信仰	飯縄神社	いいづなじんじや	Iizuna-jinja Shrine
神社仏閣	神社仏閣・信仰	飯縄権現	いいづなごんげん	Iizuna-gongen native deity
神社仏閣	神社仏閣・信仰	戸隠神社奥社参道杉並木	とがくしじんじやおくしや さんどうすざなみき	The Avenue of Cedars at Togakushi Jinja Okusha Shrine
神社仏閣	神社仏閣・信仰	天命稲荷	てんめいいなり	Tenmei-inari Shrine
神社仏閣	神社仏閣・信仰	戸隠神社	とがくしじんじや	Togakushi-jinja Shrine
神社仏閣	神社仏閣・信仰	戸隠神社 奥社	とがくしじんじや おくしや	Togakushi-jinja Shrine Okusha
神社仏閣	神社仏閣・信仰	戸隠神社 中社	とがくしじんじや ちゆうしや	Togakushi-jinja Shrine Chusha
神社仏閣	神社仏閣・信仰	戸隠神社 火之御子社	とがくしじんじや ひのみこしや	Togakushi-jinja Shrine Hinomikosha
神社仏閣	神社仏閣・信仰	戸隠神社 九頭龍社		



地名等の英語表記リスト（信濃町）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
地名	都道府県名	長野県	ながのけん	Nagano Pref.
地名	市町村名	信濃町	しなのまち	Shinanomachi
地名	地名	弁天島	べんてんじま	Benten-jima Island
地名	地名	大崎	おおさき	Osaki
地名	地名	砂間ヶ崎	すなまがさき	Sunamagasaki
地名	地名	象の小径	ぞうの小みち	Zo-no-komichi Nature Trail
地名	地名	寺ヶ崎	てらがさき	Teragasaki
地名	地名	琵琶ヶ崎	びわがさき	Biwagasaki
地名	地名	琵琶島	びわじま	Biwa-jima Island
地名	地名	松ヶ崎	まつがさき	Matsugasaki
地名	地名	縦ヶ崎	もみがさき	Momigasaki
地名	地名	竜宮崎	りゅうぐうざき	Ryuguzaki
ビューポイント	山	黒姫山	くろひめやま	Mt. Kurohime
ビューポイント	山	御巣鷹山	おすたかやま	Mt. Osutaka
ビューポイント	山	御鹿山	おじかやま	Mt. Ojika
ビューポイント	山	斑尾山	まだらおやま	Mt. Madarao
ビューポイント	山	霊仙寺山	れいせんじやま	Mt. Reisenji
ビューポイント	湖	野尻湖	のじりこ	Lake Nojiri
ビューポイント	池	古池	ふるいけ	Furu-ike Pond
ビューポイント	池	御鹿池	おじかいけ	Ojika-ike Pond
ビューポイント	池	針ノ木池	はりのきいけ	Harinoki-ike Pond
ビューポイント	池	大久保池	おおくほいけ	Okubo-ike Pond
ビューポイント	高原	黒姫高原	くろひめこうげん	Kurohime Highland
ビューポイント	高原	斑尾高原	まだらおこうげん	Madarao Highland
ビューポイント	ビューポイント（展望台等）	望湖台	ぼうこだい	Bokodai Observatory
ビューポイント	公園・植物園	水戸公園	みとぐちこうえん	Mitoguchi Park
観光施設	観光資源	ナウマンゾウ発掘地	なうまんぞうはっくつち	Naumann Elephant Excavation Site
博物館	博物館・資料館	野尻湖ナウマンゾウ博物館	のじりこナウマンゾウはくぶつかん	Nojiriko Naumann Elephant Museum
博物館	博物館・資料館	黒姫童話館	くろひめどうわかん	Kurohime Fairy Tale Museum
公園・広場	観光資源	緑・水・風の空間	みどり・みず・かぜのくうかん	Midori-Mizu Kaze-no-kuukan Park
アクティビティ	キャンプ場	湖楽園キャンプ場	こらくえん キャンプじょう	Korakuen Campsite

地名等の英語表記リスト（信濃町）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
アクティビティ	スキー場	黒姫高原スノーパーク	くろひめこうげんすのーぱーく	Kurohime Kogen Snow Park
神社仏閣	神社仏閣・信仰	宇賀神社	うがじんじや	Uga-jinja Shrine
情報拠点	観光協会	信州しなの市観光協会	しんしゅうしなのまちなかこうきょうかい	Shinanomachi Tourism Association
道の駅・産直所	道の駅・産直所	道の駅「しなの」	みちのえき しなの	Michinoeki-Shinano (Roadside Station)
交通	駅	黒姫駅	くろひめえき	Kurohime Station
交通	駅	古間駅	ふるまえき	Furuma Station
交通	鉄道	しなの鉄道	しなのてつどう	Shinano Railway
交通	道路・IC	北信五岳道路	ほくしんごがくどうろ	Hokushin Gogaku Road
交通	道路・IC	野尻バイパス	のじりばいぱす	Nojiri Bypass
交通	道路・IC	上信越自動車道	じょうしんえつじどうしゃどう	Joshin-etsu Expressway
交通	古道	北国街道	ほっこくかいどう	Hokkoku Ancient Road
-	テーマ・コンセプト	句花咲く黒姫高原	くはなさかくろひめこうげん	KUROHIMEKOGEN

地名等の英語表記リスト（飯綱町）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
地名	都道府県名	長野県	ながのけん	Nagano Pref.
地名	市町村名	飯綱町	いひづなまち	Iizuna Town
地名	地名	丹波郷	たんかきやう	Tankakyoeach blossom fields
ビューポイント	山	霊仙寺山	れいせんじやま	Mt. Reisenji
ビューポイント	山	飯綱山	いひづなやま	Mt. Iizuna
ビューポイント	湖	霊仙寺湖	れいせんじこ	Lake Reisenji
ビューポイント	高原	飯綱東高原	いひづなひがしこうげん	Iizuna-Higashi Highland
ビューポイント	公園・植物園	むれ水芭蕉園	むれみずばしやうえん	Mure Mizubasho Garden
観光施設	観光資源	いひづなアップルミュージアム	いひづなあっぷるみゅーじあむ	Iizuna Apple Museum
博物館	博物館・資料館	いひづな歴史ふれあい館	いひづなれきふれあいかん	Iizuna Historical Museum Fureai-kan
アクティビティ	スキー場	いひづなリゾートスキー場	いひづなりぞーとすきーじやう	Iizuna Resort Ski resort
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	むれ温泉 天狗の館	むれおんせんてんぐのやかた	Mure - Onsen Tengu-no-Yakata (Hot spring)
情報拠点	観光協会	飯綱町観光協会	いひづなまちなかこうきょうかい	Iizuna Tourist Association
道の駅・産直所	道の駅・産直所	横手直売所「四季菜」	よこてちよくばいじよ しきさい	Yokote Direct Sales Shop "Shikisai"
交通	駅	牟礼駅	むれえき	Mure Station
交通	鉄道	しなの鉄道	しなのてつどう	Shinano Railway
交通	古道	北国街道	ほっこくかいどう	Hokkoku Ancient Road

地名等の英語表記リスト（小谷村）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
地名	都道府県名	長野県	ながのけん	Nagano Pref.
地名	市町村名	小谷村	おたりむら	Otari Village
地名	地名	湯峠	ゆとうげ	Yutoge Pass
ビューポイント	山	雨飾山	あまかざりやま	Mt. Amakazari
ビューポイント	山	金山	かなやま	Mt. Kanayama
ビューポイント	山	大渚山	おおなぎやま	Mt. Onagi
ビューポイント	山	天狗原山	てんぐはらやま	Mt. Tenguhara
ビューポイント	山	登津岳	どうつだけ	Mt. Dotsu
ビューポイント	山	柳原岳	やなぎはらだけ	Mt. Yanagihara
ビューポイント	山	松尾山	まつおやま	Mt. Matsuo
ビューポイント	山	薬師岳	やくしだけ	Mt. Yakushi
ビューポイント	山	中西山	なかにしやま	Mt. Nakanishi
ビューポイント	山	東山	ひがしやま	Mt. Higashiyama
ビューポイント	山	黒鼻山	くろばなやま	Mt. Kurobana
ビューポイント	山	白馬連峰	はくばれんぼう	Hakuba Mountain Range
ビューポイント	池	鎌池	かまいけ	Kama-ike Pond
ビューポイント	渓谷	姫川渓谷	ひめかわけいこく	Himekawa Gorge
ビューポイント	高原	雨飾高原	あまかざり こうげん	Amakazari Highland
ビューポイント	ジオ・ジオサイト	ジオサイト (具体例：姫川渓谷ジオサイト)	じおさいと (ひめかわけいこくじおさいと)	Geosite (ex. Himekawa Gorge Via Oito Line Geosite)
アクティビティ	キャンプ場	雨飾高原キャンプ場	あまかざりこうげんきんぱんぶじょう	Amakazari Kogen Campsite
温泉	温泉	小谷温泉	おたりおんせん	Otari - Onsen (Hot Spring)
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	雨飾荘	あまかざりそう	Amakazariso (Hotel)
宿泊施設・エリア	旅館・宿泊施設	山田旅	やまだりよかん	Yamada Ryokan (Hotel)
食堂・レストラン	食堂・レストラン	鎌池ぶな林亭	ぶなりんてい	Kamaike Bunarin-tei restaurant and gift shop
情報拠点	観光協会	小谷村観光連盟	おたりむらかんこうれんめい	Otari-mura Sightseeing Union
交通	駅	北小谷駅	きたおたりえき	Kita-Otari Station
交通	駅	中土駅	なかつちえき	Nakatsuchi Station
交通	駅	南小谷駅	みなみおたりえき	Minami-Otari Station
交通	駅	白馬大池駅	はくばおおいけえき	Hakuba-Oike Station

地名等の英語表記リスト（小谷村）

大項目	項目	名称	読み方	英語表記
交通	鉄道	大糸線	おおいとせん	Oito Line
交通	古道	塩の道	しおのみち	Sionomichi - Trail
交通	登山口・登山道	登山道 (具体例: 雨飾山登山道)	とざんどう (あまかさりやまとざんどう)	Trail (ex. Mt. Amakazari Trail)

根拠について

「地名等の英語表記規程」: 国土地理院(平成28年3月)

「多言語表記対訳語表」: 環境省自然環境局自然環境整備課が作成した「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月制定、平成30年5月改定)の多言語表記についての資料

## 妙高高原地域 スキー場事業取扱要領

(平成2年4月13日付け環自保第100号保護管理課長通知)

本要領が適用されるスキー場事業は、別表に掲げる各スキー場事業とする。

### 1. 基本方針

スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設）の新設、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備にあたっては、良好な自然地域にかかるものでなく、かつ妙高山の景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。

また、いもり池及び灌漑用水に悪影響を与えないよう配慮するものとする。

なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。

### 2. スキー場施設の位置及び配置

ア 滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、原則として標高1,700mをこえないものとする。ただし、良好な自然林にかかるもの等、上記基本方針に抵触するものについては、標高1,700m以下においても認めないものとする。また、次の場合には、必要最小限の延長を認める場合がある。

- 1 公園核心部の自然環境に影響を与えるものでないこと。
- 2 妙高山の景観に著しい影響を与えないものでないこと。
- 3 コース開設に伴う大径木の伐採が僅少であること。
- 4 大規模な地形の改変を伴うものでないこと。

イ ゲレンデの新設、改良又は、増設の位置は、既設のものを除き、標高1,300mをこえないものとする。

ウ 附帯施設のうち、避難小屋、休憩所を除く建築物の新築、改良又は増築の位置は、標高1,100mをこえないものとし、休憩所は、標高1,300mをこえないものとする。

エ ゲレンデ及び滑降コースの配置にあたっては十分な施設間隔を保つとともに、すぐれた植生が見られる土地、災害発生危険地等の土地は避けるものとする。

### 3. 保存緑地

スキー場施設の整備にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い保存緑地を確保するものとする。

ア スキー場施設を新たに新設する場合

(ア) スキー場事業を新たに執行する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合は、150パーセント以上とすること。

(イ) 既執行のスキ場事業執行者がスキー場施設を新設する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合が現に150パーセント未満のスキー場にあつては新設するスキー場施設の敷地に対し150パーセント以上の割合を持つ保存緑地を新たに確保するものとし、現に150パーセント以上のスキー場にあつては全体として150パーセント以上の保存緑地を確保するものとする。

イ スキー場施設を増設する場合

スキー場施設敷地に対する保存緑地の割合が現に 150 パーセント未満のスキー場にあつては増設後の保存緑地の割合は増設前の割合以上、現に 150 パーセント以上のスキー場にあつては全体として 150 パーセント以上とする。

#### 4. スキー場施設の規模、構造

##### ア 滑降コース

新設又は増設のコース巾は、原則として 50m（標高 1,300m をこえる地域では 30m）をこえないものとする。ただし、すでに、50m をこえている既存滑降コースの改良については、改良前のコース巾をこえないものとする。

##### イ ゲレンデ

ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点又は中継点で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめるものとする。

##### ウ 滑降コース及びゲレンデの造成方法

滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備にあつては、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう努めるとともに、跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、防災上の措置を講ずるものとする。また、妙高山の景観維持には、特に配慮するものとする。

##### ウ 滑降コース及びゲレンデの造成方法

滑降コース及びゲレンデの新設、改良又は増設に伴う整備にあつては、大規模な切土、盛土等を伴う土工事や、急傾斜地、土質劣悪地における造成を避け、支障木の伐採が極力少なくなるよう努めるとともに、跡地は、表土保全による速やかな緑化を図り、防災上の措置を講ずるものとする。また、妙高山の景観維持には、特に配慮するものとする。

##### エ スキーリフト（ゴンドラを含む）

(ア) スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として 50 パーセントをこえないものとする。

(イ) 山頂駅舎は、管理上必要最小限の規模とする。

(ウ) 駅舎建築物を必要とする場合は、駅舎屋根の形状は原則として 5 分の 1 以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。

(エ) 駅舎建築物の屋根の色彩は、こげ茶色（日本塗料工業会標準色見本 255 番（以下色見本 255 番）とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、こげ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。

(オ) リフト支柱の色彩は、こげ茶色（色見本 255 番）とする。

##### オ 附帯施設

(ア) 建築物（スキーリフト等にかかる建築物を除く）の新築、改築又は増築は次のとおりとする。

㊦ 避難小屋は、高さが 8 m かつ建築面積が 40 m<sup>2</sup> をこえないものとする。

㊧ 休憩所は、高さ 8 m かつ建築面積が 200 m<sup>2</sup>（高さが 8 m 又は建築面積が 200 m<sup>2</sup> をこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ又は建築面積）をこえないものとする。

- ㉞ 休憩所、避難小屋を除く建築物は、高さが13m（高さが13mをこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものとする。  
ただし、昭和50年10月22日付け環自保第95号で認定された特定地域にあつては、建築物の高さが20m（高さが20mをこえている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ）をこえないものとする。
- ㉟ 建築物の屋根の形状は、原則として5分の1以上の勾配を有する切妻形又はこれに準ずるものとする。
- ㊀ 建築物の屋根の色彩は、こげ茶色（色見本255番）とし、外壁は、原則として自然材料を用いるものとする。外壁のうち自然材料で覆われない部分の色彩については、こげ茶色系等周囲の自然に溶け込むものとする。
- ㊁ 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとし、浄化槽を設ける場合には、水質汚濁防止法及び町村、地区、用水の基準を満たすものとする。
- (イ) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設は、大巾な地形変更を生ずるような構造を避けるものとする。
- (ウ) 標識類の新設は次のとおりとする。
  - ㊂ 案内板の材料は原則として木材とし、色彩は茶色系とするとともにデザインの統一を図るものとする。
  - ㊃ 指導標及び注意標識の表示内容、材料、色彩、デザイン等については、当該取扱要領地域全体として統一を図るものとする。
  - ㊄ 標識類には、商品名等を掲出しないものとする。

## 5. スキー場内における放送等の音響について

静穏な潔境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。

(別表) 妙高高原地域スキー場事業名

事業名	事業地
赤倉	新潟県中頸城郡妙高高原町及び妙高村（赤倉）
池の平	新潟県中頸城郡妙高高原町（池の平）
五最杉	新潟県中頸城郡妙高村（五最杉）
燕温泉	新潟県中頸城郡妙高村（燕温泉）
関温泉	新潟県中頸城郡妙高村（関温泉）
杉野沢	新潟県中頸城郡妙高高原町（杉野沢）

\* 中頸城郡妙高高原町及び妙高村は、合併により平成17年4月1日より妙高市に変更。



## 妙高高原地域 スキー場事業取扱要領運用細目

### 1. 保存緑地

保存緑地とは、スキー場敷地からスキー場施設敷地を除いた土地をいう。

### 2. スキー場敷地

ア スキー場敷地とは、スキー場事業の執行の用に供せられる土地であって、ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設を含む一定の広がりをもち、原則として所有又は借り受けにより同一人が同一目的のために権利を行使できる土地をいう。

イ 所有又は借り受けによっては取扱要領3に定める保存緑地の割合に見合うスキー場敷地を確保できない場合であって、特にやむを得ないと認められる場合においては、スキー場事業執行者がその隣接地の所有者との協定等により確保する土地もスキー場敷地とみなす。

### 3. スキー場施設敷地

スキー場施設のうち、スキーリフト及び附帯施設の敷地面積は、昭和54年6月30日付け環自保第230号環境庁自然保護局長通知「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」の別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」により測定した水平投影面積とする。

### 4. 滑降コース巾

利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース巾50m（標高1,300mをこえる地域では30m）を多少こえてもやむを得ないものとする。

### 5. スキーリフト設置箇所の地形勾配

ア スキーリフト設置箇所の地形勾配とは、縦断及び横断の各地形勾配をいい、縦断勾配は平均縦断地形勾配、横断勾配は各工作物設護箇所の横断地形勾配とする。

イ スキーリフトの増設箇所の縦断勾配とは、増設前の起点と増設後の終点の間の平均縦断地形勾配とする。

ウ 縦横断勾配が50パーセント以下であっても積雪による施設又は利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更するものとする。

### 6. 避難小屋

避難小屋とは、主としてスキー利用者が一時難を避けるために設けられる施設であって、併設トイレ、休憩のための施設を含むが、原則として、軽食、喫茶等営利部分は含まないものとする。

### 7. 休憩所

休憩所とは、主としてスキー利用者が休憩するため設けられる施設であって、軽食、喫茶等の施設含むものとする。

### 8. 建築物の高さ

建築物の高さとは、建築物の地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3号でいう「建築設備」を含めて算定するものとする。

ただし、避雷針、煙突及びアンテナ部分を除いて算定するものとする。

### 9. その他

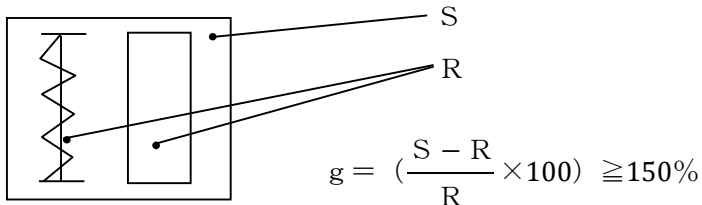
スキー場施設の新設、改良及び増設の解釈及び保存緑地率の算定方法は、別表によるものとする。

(別表)

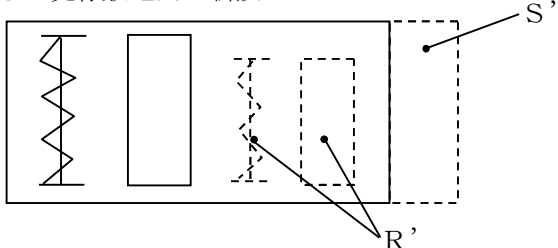
スキー場施設の新設、増設及び改良の解釈及び保存緑地率の算定方法

(1) 新設

① 当初執行



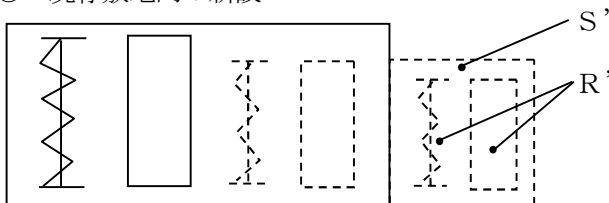
② 既存敷地内の新設



- ① 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで新設可能
- ② 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
原則として新設は好ましくないが、スキー場敷地の追加が可能な場合は、新設に係るスキー場施設敷地に対してCの計算方法による保存緑地を確保すれば新設可能

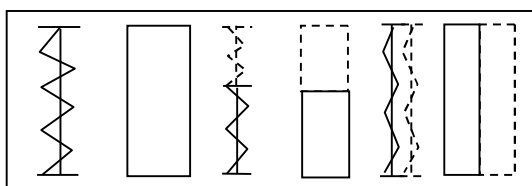
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

③ 既存敷地内の新設



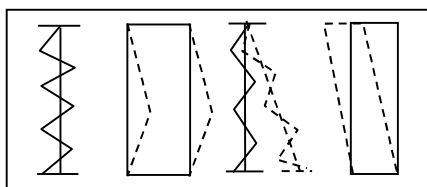
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

(2) 増設 (施設の延長・拡巾等)



- ① 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
従前の保存緑地割合まで増設可能  
(但し従前の割合となるまで敷地の増加必要)
- ② 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで増設可能

(3) 改良 (施設の修正、つけ替等)



原則として改良前、改良後の施設面積は同一とする。

S = スキー場敷地面積  
R = スキー場施設面積  
(ゲレンデ、コース、附帯施設敷地に係る面積の和)  
G = 保存緑地面積 (S - R)  
g = 保存緑地割合 (率)  
$$\left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right)$$

※保存緑地率 150%とはスキー場敷地面積に対する保存緑地面積及びスキー場施設面積の割合を各々60%、40%とした場合におけるスキー場敷地面積に対する保存緑地面積の割合を示したもの  
$$\left( \frac{0.6}{0.4} \times 100 \right) = 150\%$$

戸隠地域スキー場事業取扱要領

平成3年5月24日環自国第278号

本要領が適用されるスキー場事業は、次の表に掲げる各スキー場事業とする。

事業名	事業地
飯綱山南麓	長野県長野市
黒姫山東麓	長野県上水内郡信濃町
霊仙寺	長野県上水内郡牟礼村（現上水内郡飯綱町）
怪無山（戸隠）	長野県上水内郡戸隠村（現長野市）

1. 基本方針

スキー場施設（ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び付帯施設）の新築、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、良好な自然地域にかかるとはならず、かつ地区山岳景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。

また、周辺水源に悪影響を与えないよう配慮するものとする。

なお、スキー場施設のうち、ゲレンデの新設又は増設については、利用上必要不可欠の場合に限るものとする。

2. スキー場施設の位置及び配置

ア ゲレンデ滑降コース、スキーリフト及び避難小屋の新設、改良又は増設の位置は、次の表の標高を超えないものとする。

事業名	標高
飯綱山南麓	1,500m
黒姫山東麓	1,500m
霊仙寺	1,500m

また、戸隠スキー場については、施設の位置は平成3年2月18日付け環境庁告示第3号による事業決定にかかる区域（別添図面のとおり）を超えないものとする。

イ 付帯施設のうち、避難小屋を除く建築物の新築、改良又は増設の位置は、各スキー場ごとに次の表の標高を超えないものとする。

事業名	標高
飯綱山南麓	1,200m
黒姫山東麓	1,200m
霊仙寺	1,200m
怪無山（戸隠）	1,200m

ウ ゲレンデ及び滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともにブナの天然林等良好な植生主の見られる土地、災害発生危険地等は避けるものとする。

### 3. 保存緑地

スキー場施設の整備に当たっては、次の各号に掲げる区分に従い保存緑地を確保するものとする。

#### ア スキー場を新設する場合

##### (ア) スキー場事業を新たに執行する場合

スキー場施設敷地面積に対する保存緑地面積の割合（以下「保存緑地率」という。）は、150%以上とする。

##### (イ) 既執行のスキー場事業執行者がスキー場施設を新設する場合

既設スキー場の保存緑地率が、現に150%未満のスキー場にあつては新設するスキー場施設の敷地に対して150%以上の割合を持つ保存緑地を新たに確保するものとし、現に150%以上のスキー場にあつては全体として150%以上の保存緑地を確保するものとする。

#### イ スキー場施設を増設する場合

保存緑地率が現に150%未満のスキー場にあつては、増設後の保存緑地率が、増設前の割合以上となるよう保存緑地を確保するものとし、現に150%以上のスキー場にあつては、増設後の保存緑地率を全体として150%以上とする。

#### ウ ア及びイとも滑降コースを複数設置する場合は、コースとコースの間にそれらのうち最大巾のコース以上の保存緑地を設けること。

### 4. スキー場施設の規模、構造

#### ア グレンデ

グレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点、中間点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限にとどめるものとする。

#### イ 滑降コース

新設又は増設のコース巾は、原則として50mを超えないものとする。ただし、既に、50mを超えている既存滑降コースの改良については、改良前のコース巾を超えないものとする。

#### ウ グレンデ及び滑降コースの造成方法

グレンデ及び滑降コースの新設、改良又は増設に伴う整備に当たっては、原則として在来地盤である自然地形のままのグレンデ又は滑降コースとし、大幅な地形改変を伴う造成は避けるものとする。

やむを得ず造成をする場合には、表土保全等による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずるものとする。

#### エ スキーリフト（付帯管理用建築物を含むものとする。）

スキーリフトの新設又は増設の箇所における地形勾配は、原則として50%を超えないものとする。

また、リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。

#### オ 付帯施設

(ア) 建築物（スキーリフト等にかかる建築物を除く）の新築、改築及び増築は次のとおりとする。

- ㊦ 避難小屋は、高さ8mかつ建築面積が200㎡（高さが8m又は建築面積が200㎡を超えている建物の改築又は建替若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建築物の高さ又は建築面積）を超えないものとする。
- ㊧ 避難小屋を除く建築物は、高さ13m（高さが13mを超えている建物の改築又は建て替え若しくは災害復旧のための新築にあつては、既存建物の高さ）を超えないものとする。
- ㊨ 建築物の屋根の形状は、原則として切妻形又はこれに準ずるものとする。
- ㊩ 建築物の屋根の色彩は、茶系統色とし、外壁は、できる限り自然材料（木材、石材等）を用いるものとする。

汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとし、浄化槽（必

要に応じて高次処理方式の合併槽) を設ける場合には、水質汚濁防止法及び市町村、地区、用水の基準を満たすものとする、

なお、厨房等の雑排水を浄化槽を経ずに放流する場合は、排水量に見合う汚物分離槽を設置するものとする。

(イ) スキー場内における管理用道路の新設、改良又は増設は、大巾に地形変更を生ずるような構造を避けるものとする。

(ウ) 広告物の新設は 次のとおりとする。

㊦ 案内板の色彩は茶色系統とするとともにデザインの統一を図るものとする。

㊧ 指導標及び注意標識の表示内容、材料、色彩、デザイン等については、当該取扱要領適用地域全体として統一を図るものとする。

㊨ 広告物、リフト支柱、搬器等には、商品名等を掲出しないものとする。

#### 5. スキー場内における放送等の音響について

静穏な環境を保持するため、必要最小限となるよう努めるものとする。

#### 6. その他

この要領のほか、細部については、関係法令等の規定に適合するものであるとともに、環境庁国立公園管理官はじめ関係機関の指示を受けるものとする。

## 戸隠地域スキー場事業取扱要領運用細目

### 1. スキー場敷地面積

スキー場敷地面積とは、スキー場敷地の面積をいうものとし、次のア及びイの合計とする。

ア. スキー場事業の執行の用に供せられる土地であって、ゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設を含む一定の広がりをもつ区域（スキー場敷地という。）をいい、国有林にあつては当該スキー場のために設定されたレクリエーションの森の区域のうち環境庁の告示によりスキー場事業として事業決定された地域とする。その他の土地にあつては、原則として所有又は借り受けにより同一人が同一目的のために権利を行使できる土地とする。

イ. 国有林以外の土地であつて、所有又は借り受けによつては取扱要領3に定める保存緑地の割合に見合うスキー場敷地を確保できない場合であつて、特にやむを得ないと認められる場合には、当該スキー場の保存緑地として、将来にわたつて確保されることが保証されるものである土地。

### 2. 保存緑地面積

保存緑地面積とは、スキー場敷地面積からスキー場施設敷地面積を除いた土地をいう。

### 3. スキー場施設敷地面積

スキー場施設敷地面積とは、スキー場事業を構成するゲレンデ、滑降コース、スキーリフト及び附帯施設といった個々の施設の水平投影面積の和をいい、そのうち、スキーリフト及び附帯施設の敷地面積は、昭和54年6月30日付け環白保第230号環境庁自然保護局長通知「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」の別添「工作物の高さ及び水平投影面積の測定例」により測定した水平投影面積とする。

### 4. 滑降コース巾

利用者の安全を図る必要がある箇所においては、部分的にコース巾50mを多少こえてもやむを得ないものとする。

### 5. スキーリフト設置箇所の地形勾配

ア. スキーリフト設置箇所の地形勾配とは、縦断及び横断の各地形勾配をいい、縦断勾配は平均縦断地形勾配、横断勾配は各工作物設置箇所の横断地形勾配とする。

イ. スキーリフトの増設箇所の縦断勾配とは、増設前の起点と増設後の終点の間の平均縦断地形勾配とする。

ウ. 縦横断勾配が50パーセント以下であっても積雪による施設又は利用者の安全に支障を及ぼすおそれがある場合は、設置箇所を変更するものとする。

### 6. 避難小屋

避難小屋とは、主としてスキー利用者が一時難を避けるために設けられる施設であつて、休憩のための施設を含むものとする。

### 7. 建築物の高さ

建築物の高さとは、建築物の地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差をいうものとし、建築基準法第2条第3項でいう「建築設備」を含めて算定するものとする。

ただし、避雷針、煙突及びアンテナ部分を除いて算定するものとする。

### 8. その他

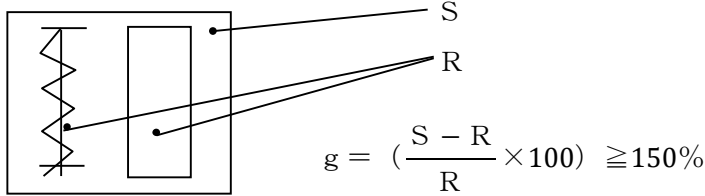
スキー場施設の新設、改良及び増設の解釈及び保存緑地率の算定方法は、別表によるものとする。

(別表)

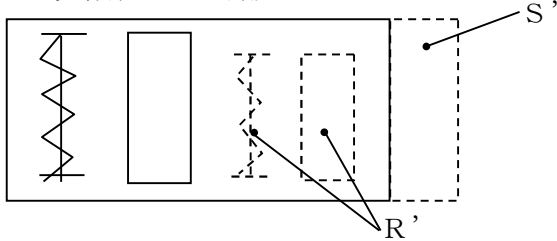
スキー場施設の新設、増設及び改良の解釈及び保存緑地率の算定方法

(1) 新設

① 当初執行



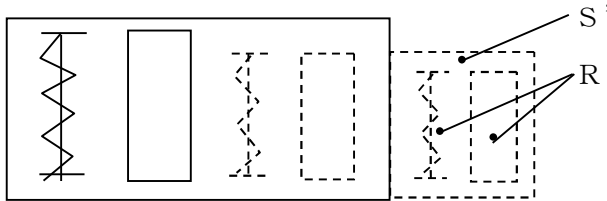
② 既存敷地内の新設



- ① 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで新設可能
- ② 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
原則として新設は好ましくないが、スキー場敷地の追加が可能な場合は、新設に係るスキー場施設敷地に対してCの計算方法による保存緑地を確保すれば新設可能

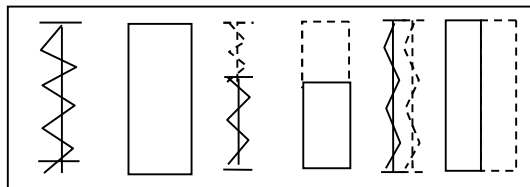
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

③ 既存敷地内の新設



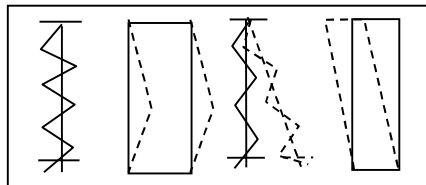
$$g' = \left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right) \geq 150\%$$

(2) 増設 (施設の延長・拡中等)



- ① 現状  $g \leq 150\%$  のとき  
従前の保存緑地割合まで増設可能  
(但し従前の割合となるまで敷地の増加必要)
- ② 現状  $g \geq 150\%$  のとき  
 $g = 150\%$  まで増設可能

(3) 改良 (施設の修正、つけ替等)



原則として改良前、改良後の施設面積は同一とする。

S = スキー場敷地面積  
R = スキー場施設面積  
(ゲレンデ、コース、附帯施設敷地に係る面積の和)  
G = 保存緑地面積 (S - R)  
g = 保存緑地割合 (率)  
$$\left( \frac{S' - R'}{R'} \times 100 \right)$$

※保存緑地率150%とはスキー場敷地面積に対する保存緑地面積及びスキー場施設面積の割合を各々60%、40%とした場合におけるスキー場敷地面積に対する保存緑地面積の割合を示したものの

$$\left( \frac{0.6}{0.4} \times 100 \right) = 150\%$$

野尻湖畔における栈橋設置取扱基準

地区名	制限区分
1 枇杷島周辺	栈橋の新設は今後認めない
2 杉久保公共駐車場東端から 大字野尻字海端県有地（園地）西端までの間	同上
3 大字野尻字海端県有地（園地）西端から伝九郎用水までの間	栈橋相互間の間隔が20m以上のものに限り新設を認める
4 伝九郎用水から砂間ヶ崎までの間	栈橋相互間の間隔が50m以上のものに限り新設を認める
5 杉久保公共駐車場東端から 縦ヶ崎までの間	同上
6 縦ヶ崎以東砂間ヶ崎までの間	栈橋相互間の間隔が100m以上のものに限り新設を認める

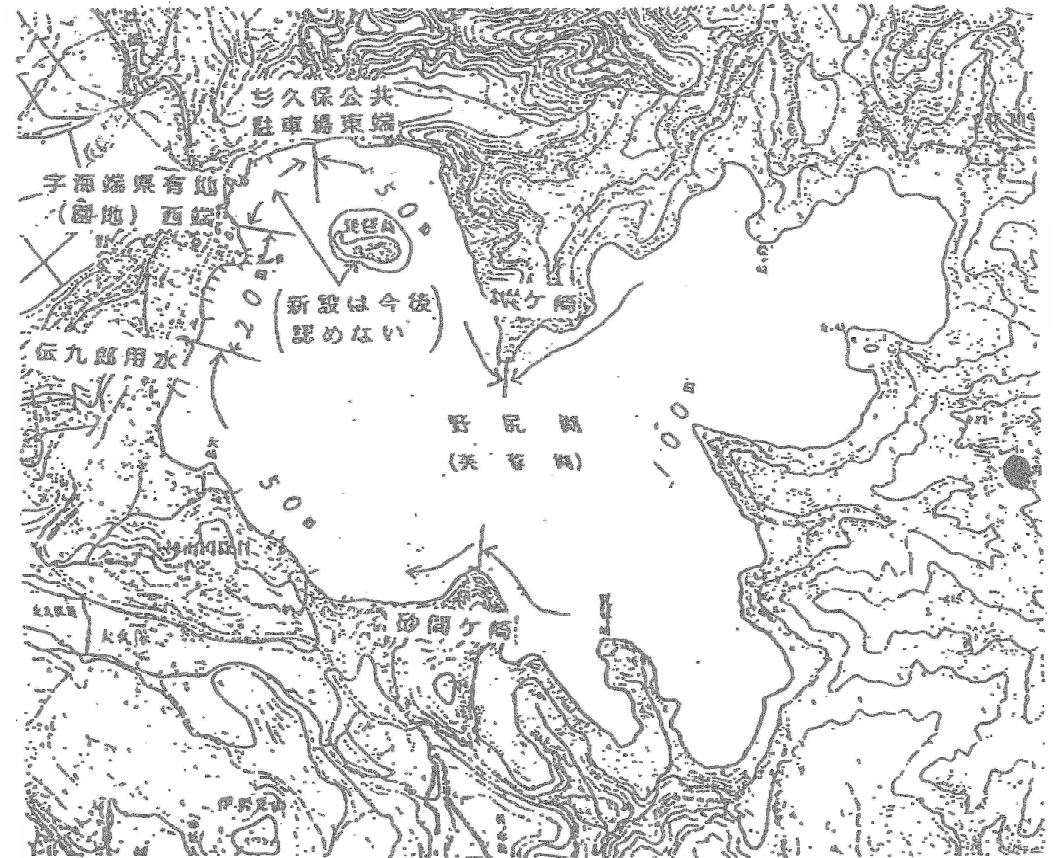
〔 昭和 43 年 7 月 22 日付厚生省収国第 1251 号  
厚生省大臣官房国立公園部長承認 〕

2 施設基準

公共栈橋を除く一般栈橋の基準は次のとおりとする。

- (1) 長さ20m以内幅員1.5m
- (2) 設置の方向は汀線に対し、栈橋と汀線との角度が左右それぞれ均等になるように設置のこと

注：この基準は上信越高原国立公園戸隠地域管理計画、許認可等の取扱方針としても規定されている。





妙高戸隠連山国立公園指定植物一覧表

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、コスギラン、ヤチスギラン、ミヤマヒカゲノカズラ、スギカズラ、タカネスギカズラ、アスヒカズラ、タカネヒカゲノカズラ、マンネンスギ
イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ、ミズニラ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ、ヤマハナワラビ、エゾフユノハナワラビ
トクサ	ミズドクサ、トクサ
コケシノブ	ヒメハイホラゴケ
コバノイシカグマ	フジシダ
ナヨシダ	ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、エビラシダ
チャセンシダ	クモノスシダ、イチョウシダ、アオチャセンシダ
ヒメシダ	タチヒメワラビ、ニッコウシダ
イワデンダ	トガクシデンダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
メシダ	テバコワラビ、エゾメシダ、オクヤマワラビ、ミヤマヘビノネゴザ、ホソバハクモウイノデ、キタノミヤマシダ
オシダ	オクヤマシダ、カラフトメンマ、ナンタイシダ、シロウマイタチシダ、ツバメイノデ、ミョウコウイノデ
ウラボシ	ホテイシダ、ミヤマノキシノブ、オシャグジデンダ、ミヤマウラボシ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ホンドミヤマネズ、ミヤマビャクシン
イチイ	キャラボク
スイレン	ヒツジグサ
マツブサ	チョウセンゴミシ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ミクニサイシン、ウスバサイシン、トウゴクサイシン
モクレン	オオヤマレンゲ
サトイモ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
チシマゼキショウ	チシマゼキショウ、チャボゼキショウ、ハナゼキショウ、ヒメイワショウブ、イワショウブ
トチカガミ	イトトリゲモ、イバラモ、トリゲモ、ミズオオバコ、セキショウモ

シバナ	ホソバノシバナ
ヒルムシロ	センニンモ、リュウノヒゲモ、イトモ
キンコウカ	ネバリノギラン、キンコウカ
シュロソウ	クロヒメシライトソウ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ、ムラサキタカネアオヤギソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ
シオデ	マルバサンキライ
ユリ	アマナ、ツバメオモト、カタクリ、クロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、ササユリ、コオニユリ、ミヤマスカシユリ、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、オオバタケシマラン、ヤマジノホトトギス、タマガワホトトギス
ラン	コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、ユウシュンラン、キンラン、ササバギンラン、オノエラン、モイワラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、キバナノアツモリソウ、ツチアケビ、ハクサンチドリ、アオチドリ、イチヨウラン、サワラン、コイチヨウラン、エゾスズラン、カキラン、トラキチラン、アオキラン、カモメラン、オニノヤガラ、ベニシュスラン、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、テガタチドリ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムライラン、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、シテックモキリ、クロクモキリソウ、クモイジガバチ、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ノビネチドリ、ヒメムヨウラン、コフタバラン、ミヤマフタバラン、サカネラン、ミヤマモジズリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、シロウマチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ、ガッサンチドリ、コバノトンボソウ、ホソバノキソチドリ、トンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、ヒトツボクロ、シヨウキラン
アヤメ	ヒメシャガ、カキツバタ、ヒオウギアヤメ
ワスレグサ	ユウスゲ、ゼンテイカ、ノカンゾウ
ヒガンバナ	シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ギョウジャニンニク
クサスギカズラ	スズラン、ウラジロギボウシ、イワギボウシ、ナメルギボウシ、トウギボウシ、ヤマトユキザサ、ヒロハユキザサ、ヒメイズイ、ワニグチソウ
ガマ	ミクリ、ホソバタマミクリ、タマミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ
ホシクサ	ホシクサ、エゾホシクサ、オオムラホシクサ
イグサ	ミヤマイ、タマコウガイゼキショウ、ミクリゼキショウ、ミヤマホソコ

カヤツリグサ	ウガイゼキショウ、イトイ、ミヤマズズメノヒエ、タカネズズメノヒエ、オカズズメノヒエ タテヤマスケ、クロボスケ、ヒラギシスケ、ハクサンスケ、クリイロスケ、ミタケスケ、タカネシバスケ、イトキンスケ、コハリスケ、ヤチスケ、ヤラメスケ、トマリスケ、ナガエスケ、ダケスケ、サッポロスケ、キンスケ、イトヒキスケ、アシボソスケ、ユキグニハリスケ、イワスケ、クモマシバスケ、オノエスケ、エゾハリスケ、オニナルコスケ、エゾサワスケ、オオタヌキラン、クロヌマハリイ、サギスケ、ワタスケ、ミカヅキグサ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミヤマホタルイ、コホタルイ、ヒメホタルイ、シズイ、タカネクロスケ、コシンジュガヤ
イネ	ミヤマヌカボ、ユキクラヌカボ、コミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ホガエリガヤ、ヤマオオウシノケグサ、タカネウシノケグサ、タカネソモソモ、ミヤマドジョウツナギ、ヒロハノドジョウツナギ、ミノボロ、ミヤマイチゴツナギ、タチイチゴツナギ、リシリカニツリ
ケシ	エゾエンゴサク、ツルキケマン、オサバグサ
メギ	サンカヨウ、イカリソウ、トキワイカリソウ、トガクシソウ
キンボウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、イヤリトリカブト、ミヤマトリカブト、ミョウコウトリカブト、アズマレイジンソウ、シロウマレイジンソウ、ヤチトリカブト、ホソバトリカブト、ハクバブシ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、エンコウソウ、リュウキンカ、ミヤマハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、キクバオウレン、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン、アズマシロカネソウ、シラネアオイ、ミスミソウ、オキナグサ、ミヤマキンボウゲ、ツルキツネノボタン、バイカモ、ヒメカラマツ、マンセンカラマツ、オオカラマツ、シキンカラマツ、イワカラマツ、ミヤマカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ
ボタン	ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
スグリ	ヤシャビシャク、コマガタケスグリ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、チダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、シコタンソウ、ヒメクモマグサ、ダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
ベンケイソウ	チチッパベンケイ、アオベンケイ、ツメレンゲ、イワレンゲ、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、マルバマンネングサ
タコノアシ	タコノアシ
マメ	ムラサキモメンヅル、タイツリオウギ、シロウマオウギ、タヌキマメ、イワオウギ、キバナノレンリソウ

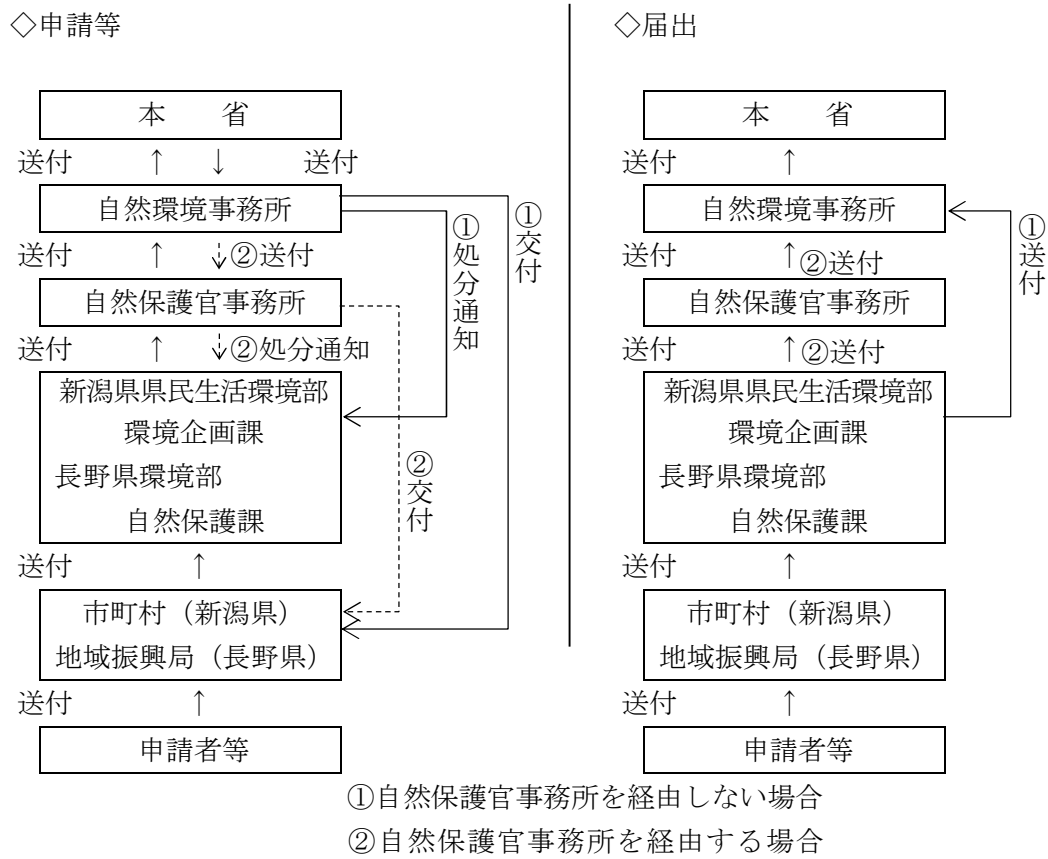
ヒメハギ バラ	ヒナノキンチャク チョウセンキンミズヒキ、クサボケ、クロバナロウゲ、シモツケソウ、 ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ、オオダイコンソウ、ミヤマダ イコンソウ、カラフトダイコンソウ、コキンバイ、イワキンバイ、ミツ モトソウ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、オオタカネバラ、タカ ネバラ、クロイチゴ、コガネイチゴ、ヒメゴヨウイチゴ、サナギイチゴ、 ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、カライトソウ、チングルマ、タ カネナナカマド、アイズシモツケ、マルバイワシモツケ、イワシモツケ
クロウメモドキ	ホナガクマヤナギ
イラクサ	トキホコリ、タチゲヒカゲミズ
ニシキギ	ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ、コウメバチソウ
カタバミ	オオヤマカタバミ
トウダイグサ	ニシキソウ、ハクサンタイゲキ、ヒメナツトウダイ
ヤナギ	レンゲイワヤナギ、ミヤマヤナギ、コマイワヤナギ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマキスマレ、 ナエバキスマレ、エゾノアオスマレ、タカネスマレ、ツルタチツボス ミレ、アカネスマレ、ミヤマスマレ、シハイスミレ、ヒメスマレサイシ ン
アマ	マツバニンジン
オトギリソウ	トモエソウ、オクヤマオトギリ、アゼオトギリ、トガクシオトギリ、オ オシナノオトギリ、イワオトギリ、シナノオトギリ
フウロソウ	グンナイフウロ、タカネグンナイフウロ、ハクサンフウロ、ビッチュウ フウロ
ミソハギ	ヒメビシ
アカバナ	ヤナギラン、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、シロ ウマアカバナ、ホソバアカバナ
ジンチョウゲ	ナニワズ、チョウセンナニワズ
アブラナ	ハクサンハタザオ、ミヤマハタザオ、イワハタザオ、ヤマガラシ、ミズ タガラシ、ミヤマタネツケバナ、クモマナズナ、トガクシナズナ、オオ ユリワサビ、ミギワガラシ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ
タデ	オンタデ、ウラジロタデ、イブキトラノオ、クリンユキフデ、ムカゴト ラノオ、エゾノミズタデ、ヌカボタデ、タカネスイバ、ヌマダイオウ、 ノダイオウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ナデシコ	タガソデソウ、タカネミミナグサ、シナノナデシコ、タカネナデシコ、 エゾカワラナデシコ、タカネツメクサ、ミヤマツメクサ、ホソバツメク

ヒユ	サ、タチハコベ、シラオイハコベ、アオハコベ
ミズキ	ミドリアカザ
ツリフネソウ	ゴゼンタチバナ
サクラソウ	ナメラツリフネソウ
イワウメ	カラタチバナ、ツマトリソウ、ウミミドリヤ、ナギトラノオ、ハクサン コザクラ、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、 ハイハマボッサ
ツツジ	イワウメ、ヒメイワカガミ、オオイワカガミ、イワカガミ、コイワカガ ミ、イワウチワ
リンドウ	コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ウメガサソウ、ミヤマ ホツツジ、ガンコウラン、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、イワ ナシ、ウラジロハナヒリノキ、アカモノ、ハリガネカズラ、シラタマノ キ、ミネズオウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ、ギンリョ ウソウ、コイチヤクソウ、アオノツガザクラ、ツガザクラ、オオツガザ クラ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ、マルバノイチヤク ソウ、ジンヨウイチヤクソウ、ムラサキヤシオツツジ、キバナシャクナ ゲ、ツリガネツツジ、ハクサンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、ホンシ ャクナゲ、ヒカゲツツジ、レンゲツツジ、ウラジロヨウラク、オオバツ ツジ、オオコメツツジ、コメツツジ、クロヒメシャクナゲ、ヒメウスノ キ、クロウスゴ、ツルコケモモ、マルバウスゴ、クロマメノキ、コケモ モ
キョウチクトウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、リンドウ、タテ ヤマリンドウ、ハルリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、オ ノエリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、テングノコヅチ
ムラサキ	フナバラソウ、スズサイコ
イワタバコ	ミヤマムラサキ、イワムラサキ、ムラサキ、ホタルカズラ、エゾムラサ キ
オオバコ	イワタバコ
ゴマノハグサ	ハクサンオオバコ、ヒヨクソウ、ヒメクワガタ、グンバイヅル、イヌノ フグリ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ
シソ	フジウツギ
ハエドクソウ	カイジンドウ、ツルカコソウ、ミヤマクマバナ、ムシヤリンドウ、キ セワタ、タテヤマウツボグサ、イヌニガクサ、エゾニガクサ、イブキジ ャコウソウ、カリガネソウ
ハマウツボ	オオバミゾホオズキ
	オニク、ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、 ヤマウツボミ、ヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニ シオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、キヨスミウツボ

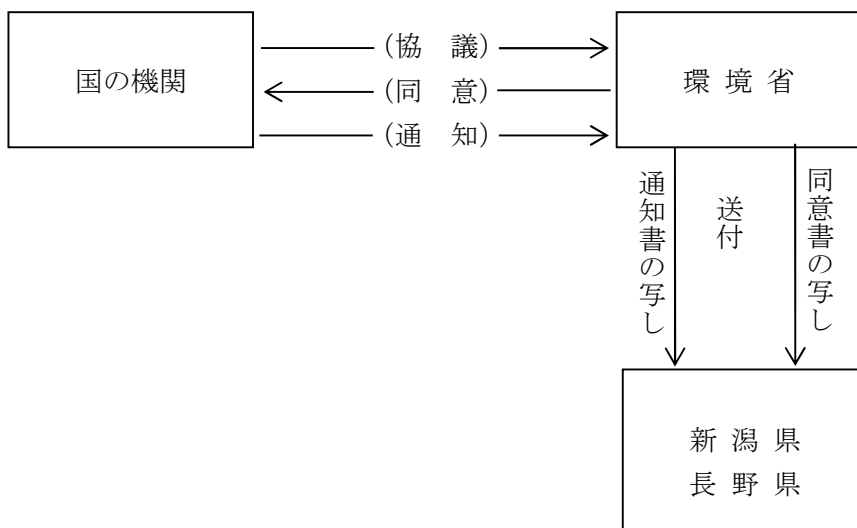
タヌキモ	ムシトリスミレ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ヒメタヌキモ、ムラサキミミカキグサ、タヌキモ
キキョウ	フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、ツルギキョウ、バアソブ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
ミツガシワ	ミツガシワ、イワイチョウ
キク	トダイハハコ、チョウジギク、ウサギギク、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、チシマヨモギ、ミヤマヨメナ、オケラ、オオイワインチン、イワインチン、トガクシギク、ダイニチアザミ、オニアザミ、モリアザミ、ミヤマホソエノアザミ、オニオオノアザミ、ハクサンアザミ、ミョウコウアザミ、ニッコウアザミ、タテヤマアザミ、フジアザミ、ヤチアザミ、エゾムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、アズマギク、ミヤマコウゾリナ、タカネニガナ、クモマニガナ、オオニガナ、タカサゴソウ、シロバナハナニガナ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カニコウモリ、カンチコウゾリナ、シラネアザミ、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、クロトウヒレン、キクアザミ、ミヤマアキノキリンソウ、ミヤマタンポポ、トガクシタンポポ、コウリンカ、サワオグルマ、タカネコウリンカ
レンプクソウ	レンプクソウ
スイカズラ	ナベナ、リンネソウ、クロミノウゲイスカグラ、イボタヒョウタンボク、ニッコウヒョウタンボク、コウゲイスカグラ、オオヒョウタンボク、オミナエシ、ハクサンオミナエシ、タカネマツムシソウ、マツムシソウ ミヤマウコギ
ウコギ	エゾボウフウ、ミヤマトウキ、ヒュウガセンキュウ、ハクサンサイコ、ミヤマセンキュウ、タカネイブキボウフウ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ、イワセントウソウ、ヒカゲミツバ、シラネニンジン、イブキゼリモドキ、ミヤマウイキョウ
セリ	

申請書の進達及び指令書交付について

1 環境大臣権限の申請書等（国の機関の協議等除く）の経由及び指令書交付の方法について



2 国の機関の協議等に対する事前の意見照会及び方法の有無について



管理運営計画検討の経緯

会議等開催日	会議等名称	内容
平成 28 年 10 月 31 日	平成 28 年度第 1 回幹事会	管理運営計画作成スケジュールの説明
平成 29 年 1 月 13 日	平成 28 年度第 2 回幹事会	管理運営計画の骨子提示、意見聴取
平成 29 年 3 月 2 日	平成 28 年度第 3 回幹事会	素案（許認可等取扱い方針除く）について意見聴取
平成 29 年 9 月 11 日	平成 29 年度第 1 回幹事会	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成 29 年 11 月 30 日	地域意見交換会（野尻湖・黒姫地域）	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成 29 年 12 月 7 日	地域意見交換会（飯綱高原地域）	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成 30 年 12 月 12 日	地域意見交換会（妙高地域）	許認可等取扱い方針の素案について意見聴取
平成 30 年 2 月 13 日	平成 29 年度第 2 回幹事会	許認可等取扱い方針の見直し案について意見聴取
平成 30 年 2 月 26 日	地域意見交換会（戸隠地域）	許認可等取扱い方針の見直し案について意見聴取
平成 30 年 3 月 22 日	平成 29 年度総会	許認可等取扱い方針の承認



## 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、妙高戸隠連山国立公園連絡協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、妙高戸隠連山国立公園の関係者が協働型の管理運営を実施することにより、当国立公園（関係が密接な周辺部含む。以下同じ）の保全及び利用を促進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然環境の保護と利用に関する情報の共有化
- (2) ビジョン、管理運営方針及び行動計画に関する事項
- (3) 広域的に取り組むべき課題の検討及び解決
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 本会の会員は、別表に掲げる関係行政機関、関係団体及び有識者により構成する。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

### (役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出する。

- 2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、環境省信越自然環境事務所及び関係市町村の長から互選とする。
- 4 副会長及び監事は、会長の指名により選出する。

### (役員職務)

第7条 会長は、協議会の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (会議)

第8条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会長、副会長、監事及びその他の会員並びに会長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 総会は、原則年1回開催するものとするが、必要に応じ臨時総会を開催できる。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 5 総会は、予算、決算及び事業計画並びにその他必要な事項を協議又は承認する。
- 6 総会の承認事項は、会員の協議を経た上で、議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要に応じ事務局が招集する。

- 2 幹事会は、本会を構成する行政機関の幹事及び事務局が必要と認める者をもって構成する。
- 3 幹事会は、協議会の運営等に関する具体的な協議等を行う。
- 4 幹事会は、予算、決算及び事業計画以外で会長が認めた事項について、承認することができる。

(部会の設置)

第11条 事業を効果的、効率的に実施するため、必要に応じて個別課題等に対応する部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、構成等必要な事項は、会長が定める。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会及び幹事会（以下「総会等」という。）を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(会計)

第13条 本会の経費は、負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、環境省信越自然環境事務所（長野県長野市旭町1108）に事務局を置く。

- 2 本会の会計を処理するため、別途経理担当を置く。
- 3 経理担当の任期は、1年とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年7月19日から施行する。

この規約は、令和3年8月5日から施行する。

妙高戸隠連山国立公園連絡協議会 構成員名簿（変更案）

NO	機関・団体等	総会構成員	幹事会構成員
1	有識者	東京農工大学 名誉教授 土屋 俊幸	同左
2		文教大学 国際学部 教授 海津 ゆりえ	
3		富山大学 芸術文化学部 准教授 奥 敬一	
4	エコツーリズム関係者		同左
5		NPO法人GOZAN自然学校 代表理事 目須田 修	
6	地域振興関係者		
7		小谷温泉旅館組合 代表 山田 誠司	
8	博物館関係者	糸魚川フォッサマグナミュージアム 館長	
9		野尻湖ナウマンゾウ博物館 館長	
10	山岳関係者	元高谷池ヒュッテ管理人 築田 博	
11		戸隠登山ガイド組合 代表 吉本 照久	
12	観光協会・DMO	一般社団法人 糸魚川市観光協会 会長	事務局長級
13		一般社団法人 妙高ツーリズムマネジメント	
14		一般社団法人 戸隠観光協会 会長	
15		一般社団法人 飯綱高原観光協会 会長	
16		一般社団法人 信州しなの町観光協会 代表理事	
17		一般社団法人 飯綱町観光協会 会長	
18		一般社団法人 小谷村観光連盟	
19	市町村	糸魚川市長	環境等関連課長 及び 観光等関連課長
20		妙高市長	
21		長野市長	
22		信濃町長	
23		飯綱町長	
24		小谷村長	
25	県	新潟県県民生活・環境部長	
26		長野県環境部長	
27	林野庁	上越森林管理署長	総括森林整備官
28		北信森林管理署長	
29		中信森林管理署長	
30	各部会長	歩く利用部会長	歩く利用部会長
31	環境省	信越自然環境事務所長	国立公園課課長